

平成29年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 12月1日（金）

・開 会	7
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定	7
・行政報告	8
・議案の上程（第71号～第76号）	8
・議案に対する質疑	10
・意見書案の上程（第1号）	10
・意見書案に対する質疑	12
・議案等の委員会付託	13

第2号 12月4日（月）

・一般質問	17
井上正宏議員	17
1. 粕屋町行政の情報発信の強化について	18
2. 福祉タクシー料金補助支給規則について	25
3. 粕屋町ジュニア活動応援基金条例について	28
田川正治議員	31
1. 給食センターの工事中止により請求された遅延損害金1億1千万円のうち約6千万円を1月に税金より支払った。残金の支払いはどうするのか。町長は支払い終了後に自らを律すると答弁していたが態度の処分方法はどうか。	31
2. 老朽化した保育所などの公共施設を大規模改修や建て替えなど行い、今後10年以降をも見通した工事実施計画が必要だが、各施設ごとの具体的な年次計画はどのようになっているのか。	34
3. 昨年度は入園前の時期に229人の待機児童がでたことで、保護者の仕事などに支障が出た。待機児童を解消するために、保育所の新設を含めた町の具体的な対策が求められるが、どのような対策をするのか。	44
4. 就学援助制度の入学支度金を入学前に支給して、カバンなどの学用品の購入に対して、保護者の負担を軽減するべきではないか。	48
5. 学童保育に6年生までが通所できるように施設を拡充するか、民間の事業者を公募して施設を増設すべきでないか。	50

福永善之議員	52
1. 投票率の対策に関して	52
2. 公立保育所存続の請願の議会採択に関して	59
中野敏郎議員	71
1. 旧役場庁舎跡地利用について	72
2. 自治体であるということに関して	74
3. 今回の公開プレゼンから考えたこと	84

第3号 12月5日（火）

・一般質問	91
本田芳枝議員	91
1. 財政運営について	92
2. 就学前児童の子育て支援を総合的に	104
川口 晃議員	112
1. 西小学校校区に保育所の建設を	113
2. 役場職員の増員問題	123
3. 須恵川の汚染問題について	132
久我純治議員	134
1. 実現するのか計画道路	134
2. 待機児童対策として建ぺい率の容積の緩和を	138
3. 横断歩道の歩行者側の5秒短縮を	144
案浦兼敏議員	149
1. 予算の編成について	149
2. 公共施設等総合管理計画について	158

第4号 12月6日（水）

・一般質問	166
太田健策議員	166
1. 遅延損害金について	168
2. 仲原、中央保育所について	183
3. 因町長の町長選での公約はどうなっているのか	186
鞭馬直澄議員	187
1. 防犯対策について	187
2. 保育所、幼稚園、小中学校防災対策について	197

第5号 12月13日(水)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	208
議案第71号 専決処分の承認を求めることについて……………	208
議案第72号 監査委員の選任同意について……………	209
議案第73号 粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例について……………	211
議案第74号 粕屋町老人はり、きゅう施術費の支給に関する条例の一部を 改正する条例について……………	212
議案第75号 平成29年度粕屋町一般会計補正予算について……………	215
議案第76号 平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	216
意見書案第1号 道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意 見書(案)……………	217
・委員会の閉会中の所管事務調査……………	218
・閉 会……………	219

平成29年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成29年12月1日（金）

平成29年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成29年12月1日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案の上程
- 第5. 議案に対する質疑
- 第6. 意見書案の上程
- 第7. 意見書案に対する質疑
- 第8. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町 長 因 辰 美 副 町 長 吉 武 信 一
副 町 長 池 田 泰 博 教 育 長 西 村 久 朝

総務部長	安河内 強 士	住民福祉部長	安 川 喜代昭
都市政策部長	因 光 臣	学校教育課長	山 野 勝 寛
総務課長	山 本 浩	経営政策課長	今 泉 真 次
協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦	税 務 課 長	中 原 一 雄
収 納 課 長	臼 井 賢太郎	社会教育課長	新 宅 信 久
給食センター所長	神 近 秀 敏	健康づくり課長	中小原 浩 臣
介護福祉課長	八 尋 哲 男	総合窓口課長	藤 川 真 美
子ども未来課主幹	田 中 伸 幸	道路環境整備課長	安 松 茂 久
都市計画課長	田 代 久 嗣	上下水道課長	松 本 義 隆

(開会 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

皆さん、改めましておはようございます。

先の11月29日早朝に、北朝鮮が新型 I C B Mの弾道ミサイルを発射いたしました。日本の青森県沖の排他的経済水域に着弾し、その性能はアメリカ本土全域にとどまらずロシアやヨーロッパまでを射程に入れたと言われております。世界各国の厳しい制裁を物ともせず今回の暴挙に出たことで、核保有国として最大限にアピールをしております。安倍総理大臣は、核の脅威を持って非保有国を脅す北朝鮮のやり方は尋常ではないとまで言うております。アメリカも再度テロ国家と名指しし、武力行使を辞さないと言明を更に強化していくことを表明いたしました。既に話し合いのための話し合いでは済まなくなっている状況に追い込まれております。早期に北朝鮮が条件なしで話し合いの場に出ることを願っている次第であります。

先ほど局長のほうからもご案内がありましたが、今回の福岡市の緊急災害訓練では地下鉄及び新幹線を除く鉄道が一斉運行をストップするという大々的なものになっております。携帯電話議場内持ち込みを禁止しておりますので、電源が入っていれば緊急通報が鳴るそうでございますので、再度確認をしていただきたいと思います。

こうした緊迫した師走となりました。こうした中、粕屋町議会が改選されてから初めての年の瀬を迎え、12月定例議会が開催されます。想定外の出来事が起こる昨今でございます。今期定例議会がスムーズにいきますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

本日、執行部の堺子ども未来課長が、お身内のご不幸事のため欠席をされております。代わりに田中主幹が出席されておりますので、お知らせしておきます。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成29年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には会議規則第127条の規定により、議長において10番田川正治議員及び12番小池弘基議員を指名いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から12月13日までの13日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月13日までの13日間とすることに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、請願につきまして、今期定例会に請願1件が提出されておりましたが、お手元に配付のとおり、請願者より11月28日に取り下げ申請が提出されましたので、粕屋町議会会議規則第20条第1項ただし書きの規定により、請願第1号ふれあい農園の使用期間を延長することについては、取り下げを議長において許可いたしております。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第3、行政報告並びに日程第4、議案の上程を行います。

お手元に配付していますように、今期定例会に町から提出されました議案は6件であります。

行政報告並びに議案提案理由の説明を求めます。

因辰美町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第4回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙の中ご出席を賜り、ありがとうございます。

さて、先日のプロ野球ドラフト会議におきまして、内橋ジュニアソフト出身で粕屋東中学校、東海第五高校、九州共立大学を経て現在BCリーグ石川ミリオンスターズで活躍中の寺岡寛治選手が、東北楽天ゴールデンイーグルスから指名を受け、粕屋町から初めてプロ野球選手が誕生いたしました。粕屋町の子どもたちに大きな夢と希望を与えていただき、ジュニアスポーツが盛んなまちづくりを目指す私にとって大変嬉しく、感謝をいたしております。

それでは、行政報告を行います。

今回は、一部事務組合等の平成28年度の歳入歳出決算額に関する報告ですが、1番目に福岡地区水道企業団、2番目に福岡都市圏広域行政事業組合の2件でございます。決算内容につきましてはお手元に配付いたしておりますので、資料のとおりでございます。ご覧いただきたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

次に、議案の上程をいたします。

平成29年第4回粕屋町議会定例会に提案いたします案件といたしましては、専決処分の承認が1件、監査委員の選任同意が1件、条例の改正が2件、平成29年度補正予算が2件、以上6件でございます。

それでは、議案第71号から順にご説明を申し上げます。

議案第71号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成29年9月28日に衆議院が解散し、10月22日に執行した衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の経費について、平成29年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により10月3日に専決処分をいたしました。つきましては、同条第3項の規定により、今議会においてこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,427万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億5,769万1,000円とするものでございます。

次に、議案第72号は監査委員の選任同意についてでございます。

現在監査委員をしていただいております藤川祐輔氏が、来年2月11日をもって任期満了となり退任されますので、山田重徳氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

山田氏は乙仲原東区にお住まいで、経歴につきましては経歴書を添付しておりますが、税理士として財務管理、事業の経営管理に関して優れた識見をお持ちでございます。選任同意につきましては、何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第73号は粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、酒殿駅南地区において新たに地区計画及び地区整備計画が制定されたことに伴い、条例適用区域として追加するものであります。酒殿駅南地区計画では、住宅地及び生活利便施設の適正な立地を図るとともに、周辺の自然環境と調和した、ゆとりのある良好な住環境の形成保全を目指すものであります。

次に、議案第74号は粕屋町老人はり、きゅう施術費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の主なものは、高齢者人口が増大する中で、より多くの方に利用していただけるよう、1回当たり助成額を1,600円から1,000円に減額見直しを行うものでございます。

議案第75号は、平成29年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,477万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を139億7,246万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を986万円、県支出金を2,487万8,000円、寄附金を2,641万9,000円増額するものでございます。また、財源不足を補うために財政調整基金から5,254万9,000円の繰り入れを計画いたしております。

一方、歳出の主なものといたしましては、町立、町外保育施設等運営事業費を3,468万8,000円、ふるさとづくり基金積立金を2,640万円、ふるさと納税事業費を1,387万3,000円、障害者自立支援医療事業費を1,300万円増額するものでございます。

次に、議案第76号は平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億6,775万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を990万4,000円、県支出金を237万6,000円、収支均衡を図るため歳入欠陥補填収入を1,772万円増額するものでございます。

一方、歳出は保険給付を3,000万円増額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

議案に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、意見書案の上程を行います。

お手元に配付していますように、今期定例会に提出された意見書案は1件であります。

事務局長が意見書案を読み上げます。

事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

読み上げます。

意見書、受理番号1番。受理年月日、平成29年11月24日。件名、道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書案。

意見書の要旨、意見書写し添付につき省略。

意見書提出者の氏名、粕屋町議会議員小池弘基議員、太田健策議員、本田芳枝議員。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今から提出者に趣旨説明を求めますが、説明に当たっては議事進行の都合上、簡潔明瞭にお願いいたします。

意見書案第1号道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書案を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

今意見書案は、3常任委員会の委員長名で提出しております。提出者を代表いたしまして、小池弘基総務常任委員会委員長。

◎総務常任委員長（小池弘基君）

ただ今から意見書の説明を行いますけれども、まず一つ、皆さまに事前にお配りしております意見書の資料でございますけれども、誤植が1か所ございましたので、まずそれを訂正させていただきます。

提出先であります上から2つ目ですね、参議院議長のお名前を今伊藤と書いておりますけれども、正しくは伊達様でございます。訂正のほうをよろしく願います。

それと、簡潔にということを考えましたけれども、ネット配信を見ておられる方もございますので、この意見書案を全部読み上げたいと思いますので、よろしく願います。

道路整備事業の補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書案。

平成29年7月、九州北部豪雨による災害では、尊い人命が奪われ、いたるところで道路が寸断、孤立集団が発生した。現在、復旧・復興に向けて関係者が全力を挙げて取り組んでいるが、救援・救助活動等を通して道路の大切さを改めて認識しました。

また、本県はアジアのゲートウェイとして存在感や魅力が高まっており、福岡都市圏を中心として人口が増加し、インバウンド観光などにより交流人口も拡大している。福岡都市圏などの活力を県内の全ての地域に波及させ、地方創生をさらに進めていくためには、道路ネットワーク整備を着実に進めることが必要である。

現在、道路事業においては道路整備事業に関わる国の財政上の特別措置に関する

法律、以下道路財特法の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この嵩上げが平成29年度までの時限措置となっている。このままでは地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率等が低減することとなり、本県にとっては死活問題である。安全・安心の確保や地方創生が進まなければ、地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねない。

よって、国におかれましては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。福岡県糟屋郡粕屋町議会。

提出先は、衆議院議長大島理森殿、参議院議長伊達忠一殿、内閣総理大臣安倍晋三殿、財務大臣麻生太郎殿、国土交通大臣石井啓一殿。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

説明が終わりましたので、意見書案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

今回の意見書は最もなことだと思っておりますが、この意見書を提出するに当たって福岡県内のほかの市町村とも議会とも連携を図って意見書が提出されたものかどうか、ちょっと確認したいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

12番小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、各糟屋郡内全部調整をとったというか、同じような意見書を提出しております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

よろしいですか。

ほかに。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

議案等の委員会付託についてお諮りいたします。

本日上程されました第72号議案から第74号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。

次に、第71号議案の専決処分の承認を求めることについて、第75号議案の平成29年度粕屋町一般会計補正予算について、及び第76号議案の平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に小池弘基議員、副委員長に本田芳枝議員となっております。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前9時51分)

平成29年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成29年12月4日（月）

平成29年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月4日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	2番	井上正宏	議員
2番	議席番号	10番	田川正治	議員
3番	議席番号	11番	福永善之	議員
4番	議席番号	6番	中野敏郎	議員

2. 出席議員（16名）

1番	末若憲治	9番	川口晃
2番	井上正宏	10番	田川正治
3番	案浦兼敏	11番	福永善之
4番	鞭馬直澄	12番	小池弘基
5番	安藤和寿	13番	久我純治
6番	中野敏郎	14番	本田芳枝
7番	木村優子	15番	八尋源治
8番	太田健策	16番	山脇秀隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町長	因辰美	副町長	吉武信一
副町長	池田泰博	教育長	西村久朝
総務部長	安河内強士	住民福祉部長	安川喜代昭
都市政策部長	因光臣	学校教育課長	山野勝寛
総務課長	山本浩	経営政策課長	今泉真次

協働のまちづくり課長	杉野公彦	税務課長	中原一雄
収納課長	臼井賢太郎	社会教育課長	新宅信久
給食センター所長	神近秀敏	健康づくり課長	中小原浩臣
介護福祉課長	八尋哲男	総合窓口課長	藤川真美
子ども未来課長	堺哲弘	道路環境整備課長	安松茂久
都市計画課長	田代久嗣	上下水道課長	松本義隆

(開議 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

皆さん、改めましておはようございます。

本日12月4日から12月10日までを、国におきましては人権週間と定められております。粕屋町でも、町内4か所で議員各位も参加され、街頭啓発活動を行っております。昨日は、人権を尊重する町民のつどいがさくらホールで開催され、多くの町民の方が参加され、人権やあいさつ運動の標語や啓発ポスターの優秀な作品の表彰が行われました。講話では、ダウン症のお子さんを持つ是松先生のお話で涙を流され、因辰美町長も涙を拭いておりましたが、感動されたと思います。先生のお話では、障がい者に対する考えが大きく変わり、差別をつくっているのは自分であり、障がいを理由とする偏見や差別にとらわれることなく多種多様な人間の一人として認めることが重要だと感じました。平成29年度の啓発活動重点目標、みんなで築こう人権の世紀、考えよう相手の気持ち、未来につなげよう違いを認め合う心を始め、17の強調事項を掲げ、啓発活動を展開することになっております。議員各位におかれましても、この人権週間の啓発意識を高め、議員活動を展開していただきたいと思っております。

本日より3日間、一般質問を10名の議員が予定しております。本日は、議事日程のとおり4名となっております。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問に逸れることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号2番井上正宏議員。

(2番 井上正宏君 登壇)

◎2番(井上正宏君)

おはようございます。

議席番号2番井上正弘です。一般質問通告書に従いまして、町長並びに行政の執

行部に質問いたします。

まずは冒頭に、先ほど山脇議長もお話しされましたけれども、昨日サンレイクかすやで人権を尊重する町民のつどいが開催されました。児童・生徒の人権作文の朗読、また講演では是松いづみ先生の「あずさからのメッセージ～子どもに学ぶ命の尊さ～」は、同じ空間にいました人々、町民ですね。時、場所、場面、先ほども町長が涙を流されてましたというお話をお聞きしましたが、私はその後ろの後ろで涙を流しておりました。人権の尊重の大切さを一人の人間としてしっかりと受けとめられたメッセージ、まさに情報発信ではなかったのではないかなと思いました。伝えるメッセージや情報交換から、更に次につながる行動を教えてくださいました。人権に対する意識が向上し、人権の尊さを伝えるから行動に移し、人権を通しての絆が更に深まった一日ではなかったのかなと思います。

それでは、町長に、粕屋町行政の情報発信の強化について質問します。

町民の皆さまからは、粕屋町行政の情報発信、つまり広報のあり方といいますか、その情報発信が弱いと指摘されることがたびたびありますが、広報とは一般に広く知らせるお知らせという意味になりますが、この件につきまして町長の認識をお伺いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

井上議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のように、今までの広報かすやにつきましては、極端に言えばイベントの結果報告並びに行事のご案内に終わっていたような気がいたします。従いまして、近頃はこの写真が躍動的になりましたし、記事につきましても行政が必ず伝えなければならないものを紙面を大きく扱うなど、少しめり張りが出てきたかなと思っております。

広報の編集につきましては、池田副町長のほうに担当していただいておりますので、詳細につきましては池田のほうより答弁をさせたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

池田副町長。

◎副町長（池田泰博君）

答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、住民のアンケートなどでも広報のあり方が弱いのではないかという結論が出ていると思います。ある首長さんですが、広報のあり方は自治体経営を左右するとまで言われています。何よりも町でどのようなことを行ってい

るのか、税金の使い方がどうなのか、様々なことをお伝えすることで町民の方々の町に対する満足度を上げ、それがまたひいては役場の職員のやりがいにつながるというふうに思っています。その部分で広報のあり方、広報力の強化、情報発信を更に隅々まで伝えていくということは、とても町として重要な課題だというふうに思っております。

今町長が申し上げましたけれども、まずは広報かすやのあり方を考えるとともに改善を今行っているところです。更には、この前のプレゼンでも行いましたように、まずは皆さんに大きく町の考え方を伝えるということも大切な役割ではないかなというふうに考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

広報のあり方ということで今副町長のほうからご説明がありました。情報発信という形の中で広報紙の話を今していただきましたが、当然今更この場で言うことはないと思いますけれども、この地方広報紙の重要性は年々高まってきております。その中で粕屋町行政情報発信の一番の手段といたしますか、やはり町民に幅広く行き渡るといって町民に毎月発行してある広報かすやだと思えます。

私は、議員になりまして、11月の初旬の視察で高知県のほうに行ってまいりました。議会広報ですね、広報の編集、また中旬には東京都の防災情報のテレビ情報発信ということで2つの視察に行かせていただきましたが、今回の一般質問の中に幾つものそのヒントを与えていただいたなというような気がしております。

高知県での議会広報編集の視察では、その町の議会だよりですが、町村議会広報全国コンクールで10年前から常に上位に入賞され、昨年も優秀3位という、そういう広報紙の中で、全体的な編集体制も参考になりましたけれども、事前に粕屋町の議会だよりをチェックしていただきまして、当日はプロジェクターを利用していただいて粕屋町の議会だよりの長所、短所などを指摘していただく中で、非常に勉強になりまして、頭が下がる思いでした。内容もそうですが、一番この町が置かれている課題、人口減少の中で今後も厳しい行政運営の状況の中で町の知名度を上げ、移住者、定住者の促進、また新しい住民を呼ぶためのこの紙面を通じて、行政と町民がしっかりと結ばれているなという感じがしました。また、福岡県の中でも全国的に町の広報誌の高い評価を受けている広報紙の中身は、ずばり町のいろいろな課題、財政の問題、教育の問題、また親の介護での状況を広報紙の中に取り上げ、この町の広報をどう町民が考えるか、町民が情報を知り、町民の方に協力を求める行

政の姿勢など、様々な強烈な行政からの情報発信であり、広報紙と行政と住民が一体になっているなどということを感じさせられました。まさに信頼と協働のまちづくりをキャッチフレーズにしている粕屋町としては、今のままではいかんと口癖のように町長は言われてますが、まさにそのとおりだと思います。

そこで、この粕屋町の広報紙の顔であります広報かすやの企画、取材、文書作成、写真撮影、編集、デザイン、印刷などはどのような体制で行われているのか。また、町のホームページやフェイスブックの更新作業は誰がされているのか。更に、広報かすやは外部からの専門スタッフが配置されているのか質問いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

広報かすやの編集に関しましては、協働のまちづくり課広報広聴係のほうで行っております。職員の体制は2名です。この2名において担当させていただいておりますが、わずか2人ということで作成をしておりますので、当然全ての行事に取材に行けるわけではありません。ということで、特集的な記事については担当係において作成をしておりますが、記事、写真の多くについては各課から提供いただく形をとっております。その原稿を担当職員のほうでじっくりと編集する形をとっておりますが、第1稿の編集以後に関しましては広報編集委員会において本格的に構成する形をとっております。

なお、広報編集委員会の構成については、総務部長を編集委員長としまして庁内各部、教育委員会より各1名、それから所管課の私、担当課長の計6名で当たっております。事務局として担当係の2人を加えた形での委員会の構成となっております。

それから、フェイスブック、ホームページ等ですが、これについても広報広聴係の2名で兼務しております。ということで、なかなか機動的にというのが難しいところではありますが、なるだけその辺の、特にSNS、フェイスブックについては即時性というのが一番有効になりますので、その辺を重きを置きまして、なるべく早い更新をするような形で運用を頑張っているところであります。

それから、専門的な職員がいるのかということでございますが、現状といたしましては専門的な、例えばそういうメディアあたりを経験した者とか、そういう者はおりません。いずれも担当になってから勉強をいろいろなところで、研修会等に参加しながらスキルを上げていっているような状況であります。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

粕屋町広報につきましては、特に専門のスタッフを置いてるということではなくて町の職員で広報かすやを作成されてるというお話を今お聞きしました。今月号のかすや広報ですかね、議員になりまして4月からこういうかすや広報を見させていただく中で、何か12月の広報かすやは、これはもう私だけの考えかも分かりませんが、今までの広報かすやとは何か違うなというようなイメージを湧かせていただくような広報かすやだったのではないかなと思います。当然この広報かすやの作成の中では池田副町長の指導とかアドバイスとか、この編集するに当たって、まあ池田副町長の名前はそこに出てきませんでしたけれども、副町長はそこに入っておられるのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野まちづくり課課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

広報編集委員会としては参画をいただいておりますが、当然私どものスタッフ、いわゆる素人になりますので、その辺で作成の段階で当初から副町長とご相談させていただきながら、いろんところでご指示をいただきながら編集を進めているといったような状況であります。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

副町長はオブザーバーという形で入っておられるということで理解してよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

はい、そういうことになります。正式な委員という形ではありませんが、編集の細部にわたっていろいろところでご意見をいただいております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

先ほども少し述べましたが、これはもう私の個人の意見ということで聞いていただければいいと思いますが、12月の広報かすやを読みますと、今後粕屋町行政は変

わかりますよというようなイメージが湧くものでした。最初の1ページから5ページまでの特集は全18課課長による予算要望公開プレゼンで、粕屋町初とのことで、この1ページを飾られたのが給食センターの神近所長でした。給食センターは今年の4月7日、新しい学校給食センターがオープンしたわけですがけれども、学校給食共同調理場建設の廃棄物違反疑惑や遅延損害金、また旧給食センター解体撤去など、まだまだ町民にしっかりと行政が説明していかなければいけない担当課の所長を表紙の一面に持ってきたということは、これは行政と議会の問題ではなく町民も一緒に情報を知り協力を求める、この問題を考えていこうという行政のメッセージなのではないかなと私なりに思いました。

行政にとって問題とか、まあ突っ込まれたくないこともあるかもしれませんが、一つの情報で行政、議会、住民が振り回されることが今まで大いにしてありましたということをつい最近の広報かすやは、読みやすさとか分かりやすさとかの読み手の工夫は日々努力されているなどということを感じております。今後は更にもう一步踏み込んだ、高齢者や無関心層に伝わる広報のあり方を期待いたします。7月より副町長として市制施行の準備や職員の意識改革、県や国とのレベル折衝をされる池田副町長の進捗状況なども定期的に広報紙に、更に行政の執行部の方にもやはりかすや広報の中で町民の皆さまに何か情報をしっかりと発信していただけるような流れをつくっていただければ、町民も更に今から広報かすや、また議会だよりもありますけれども、興味、関心を持ってくれると思います。

この情報の発信、広報のあり方で、やはり私が6月に町長に一般質問しました市制施行について、10万人以上の規模で希望と活力のある町を、またこの地域の特性を十分に理解していただく、そのための成長戦略、更に9月の議会での新しいまちづくりの質問では、地方の特性を生かしたまちづくりや地域に愛着を持つ人づくりが求められますということで答弁されましたが、今後市制施行の準備や新しいまちづくりの中での情報発信、まあ戦略広報といえますか広報戦略といえますか、今後何か考えてあるのか質問いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

池田副町長。

◎副町長（池田泰博君）

様々のご指摘ありがとうございます。ただ今ご質問ありました市制施行を目指した、まあどのような形になるか分かりませんが、それに向けた戦略ということですが、改めて、さっき言われましたように当然ながら現在の広報かすやの更なるアップというか充実を図りたいということとともに、実は福岡県ですとか北九州

市、それから福岡市は定例的に週1回の記者会見を行っております。市長が出て、どのような形で市政を運営していくのか、今の課題は何なのかということを経済記者たち、若しくはテレビの記者たちに伝えられます。一般的には普通の市レベルであれば大体月に1回の定期的な定例の記者会見を開かれています。そして各社集まっていたら、そのときの町の話や課題など、若しくは予算なども伝えていただいています。

次の段階として、市政を目指す段階としては、やはりこのような新聞若しくはテレビのマスコミの方々とともに、どうやったら粕屋町の情報発信をしていくのか、もちろんこれは町民だけではなくて町外の方々、粕屋町のブランドを高め、そして粕屋町に来たい、若しくは企業進出したい、まさに粕屋町の職員として応募したい、そのような形の多くの人たちの粕屋町のファンをつくるためにも広報の強化というのが欠かせないというふうに考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

まさに情報発信の強化ということでお話を受けましたが、要はいろんな情報を発信する中でも、伝えるだけではなくそういう情報がしっかりと町民に伝わる行動が人を動かすということが、まあこれが最終目的だと思います。

やはりしっかりと伝える中で動かすということ、最近一つ私もそういう経験させていただいたのは、11月10日に議会報告会をしました。町民の皆さまには忙しい時間に来ていただき、長時間の中で、委員長のほうから予算や決算の説明、また議員と町民の意見の交換会をさせていただきました。粕屋町の現状の中での今後取り組んでいかなければいけないというテーマを7つ設定しまして、A班からG班に分けて町民の皆さまが希望するテーマでの意見交換会でした。私はA班で、たまたま6月の一般質問の中で最初に議員となってさせていただきました内容とほとんど中身が同じでしたので、非常に町民の皆さまがどんなお話をされるか興味、関心を持っておりました。そのテーマと申しますのは、JR長者原駅までの地下鉄延伸に関してということでした。当時55名の参加者をいただく中で、このA班のテーマについてどれだけの方がお見えになるのかなということでも予想しておりましたが、まあ4人ではありましたが、いろいろ町民の思いをしっかりと聞きとめまして、今後の対策と申しますか、しっかりと考えていかなければいけないと。これはA班ばかりではなく、A班からG班までのテーマで各町議の方と住民の方の話というのは非常に意義深いものがあったのではないかなと思いますし、更に町民に対する情

報発信の効果ということで、更に先輩議員にしっかりと教えていただきながら進化させていきたいなと思っております。

先ほどちょっと話が出てたような感じになりますが、そのJR長者原駅までの地下鉄延伸に関してということで私が一般質問をする中で、傍聴に来られた町民の方やインターネットの配信で私の質問をしているのを見られて、町民の方は雲をつかむような話をするなよということですね、今やらないかん、もっとやらないかんことはたくさんあるよねと。ほかの班のテーマの中でもやはりありました、待機児童を含む子育て支援に関してとか、また高齢者の生きがいに関してとか、駕与丁公園内の橋ですね、落橋した水鳥橋に関してとか、さらに町民の足であるふれあいバスのあり方に関してなどということで、非常に身近なことがある。そういう話を一般質問の中でしっかりと町に訴えていって欲しくないかという、そういう町民の皆さまからの指摘もありましたが、これは偶然というかたまたまというか、粕屋町に長者原駅から福岡空港接続の話が今年の9月、地元の県議を中心に、粕屋でJR長者原駅、福岡市営地下鉄、福岡空港接続促進協議会というのが発足しまして、現在この粕屋町だけじゃなくて糟屋の地域、糟屋の地域だけではなく更に博多区、東区とこういう運動というか、地元の団体や住民一体となって今10万人の署名を集めて国に要望を出すようになったということで、今そういう連絡を受けておりますが、まさにやはり雲をつかむような話をしているんじゃないかって6月の質問では言われましたけれども、結局その何か月後は、何度も言いますがたまたま偶然か、私が一般質問したことがやっぱりそういう形で今は署名活動に入り、みんなで長者原駅から福岡空港接続についての署名運動が始まったということですので、しっかりと伝えた中で動くという、最近私がちょっとそういうことで感じ取ったことを今議会の中でお話しさせていただいていますが、やはりしっかりとしたその伝えるから動かすについての重要性を、これはもう一部だけではなくいろんなところで相乗効果というのは生み出されていくと思いますので、今後もしっかりと、まずは行政並びに議会もそうですけれども、しっかりと町民の皆さまと正面向き合って話す中で粕屋町の情報発信のあり方についてしっかりとその流れ、そういうシステムを更に強化していただきたいと思いますと思っております。

この情報発信ではもう一つ、東京のほうに視察に行っていました。情報の強化ということで、これは防災関係の情報のテレビ発信の情報ということで、自治体の防災情報を地域住民のテレビに自動的に発信するという、そういうシステムの視察に行きまして、防災の話ではありましたけれども、先ほども申しましたように今からの市制施行や新しいまちづくりにしていくには防災のみならずこういうテレビ発信、インターネットが繋がっていれば各家庭にも効果的な伝達、高齢者や無関心

層にも確実に情報が伝えることができるという、そういう視察の中で、先ほども申しましたようにやはりメディアを通じての情報交換も更に深めていてもらいたいと思っております。

続きまして、福祉タクシー料金補助支給規則について質問します。

福祉タクシーは、ある条件を満たせば町からの補助費が出る仕組みとなっております。特に病院通院、お食事、買い物、冠婚葬祭、お墓参りなど、様々な有効な手段として利用されております。最近、介護福祉タクシーとか障がい者タクシーとかよく耳にします。

粕屋町は福祉タクシーということで、広報かすやの4月号に福祉タクシーの申請についてのお知らせがありました。この事業は障がい者地域生活支援事業での障がい者在宅福祉サービス事業ということで、27年度、28年度は約500万円の予算を執行されておりますが、この福祉タクシーについての情報を知らないという町民の皆さまがよく、どんなシステムねっというような感じで聞かれることもたびたびありますが、この福祉タクシーの事務事業及び誰、何を対象にしているのかということを質問いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

ただ今の質問は事務的な質問でございますので、所管のほうから答弁をさせます。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

まず、事業概要でございますが、福祉タクシー料金補助は在宅の重度心身障がい者及び精神障がい者に対してタクシー料金の一部を補助しているものでございます。補助内容につきましては、1乗車につき小型タクシー初乗り運賃をタクシーチケットとして年間36回分を補助しております。透析患者の方につきましては、通院が頻回ということで72回分を補助しているような状況です。

それから、この方につきましては基本的に手帳をお持ちの方、身体障がい者につきましては身体障害者手帳、それから精神障がいの方については精神障害者保健福祉手帳、知的障がいの方につきましては療育手帳を持たれている方が対象という形になります。

それから、この目的といたしましては在宅が基本となります。在宅で過ごされている障がいのある方、この方がご本人のための日常生活支援、それから社会とのつ

ながりを支援するという形を目的として実施をしております。このタクシー補助があることによりまして、経済的にはもちろんですが、障がいのある方が閉じこもりがちにならないよう、また自立した活動を支援し、社会や病院などとかかわることによりまして積極性や健康維持、ひいては活動的なことにより支える側から支えられる側として支え合う活動参加にもつながるものというふうに考えておるところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今、事務事業を開始した目的、また今そういう取り巻く環境といたしますか、事務事業の流れについての説明をいただきましたが、この利用者ですね、今在宅の方のサービスということで、当然先ほど私の説明で在宅支援サービスということがもう実際表記されておりますので、在宅の人しか利用できないということですが、当然入院している人とか通院している人にとってもこの福祉タクシーの利用について必要じゃないかなということも思っております。こういう福祉タクシー関係は各市町村、市町村でやり方が違うと。町の方針の中でやってるということはお聞きしておりますが、できましたら利用条件の中に、ちょっと福祉タクシー料金補助規則を読ませていただく中で、幾つか町長が認める者という文言の条文もありますので、やはりこれは入院してても別のそういう施設にいても必要だなと町長が認めていただければ、そういう方にもそういうタクシーのチケットを利用していただけるお考えはないでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

先ほどお答えしましたように、基本的には重度の障がいを持たれてる方が基本となります。ご相談いただければ状況を確認して、また町長にも伺いを立てて認めていくというようなケースもあろうかと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

ぜひ町長とお話ししていただきまして、この町民は渡さないかんよというような、そういう特別な事情ということで認めていただければありがたいなと思えます。

また、この福祉タクシーの委託業者では福祉タクシー協会補助支給規則について載っている条項の中で今お聞きしておりますが、福岡市タクシー協会及びタクシー事業者のタクシーということでそういう業者が決められているわけですが、実際そういう福岡市のタクシー協会やタクシー事業者のそういう会社名とか事業者名とか、分かれば教えていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

役場とタクシー会社で運行契約を締結しております。一番多いのが今議員さんおっしゃいましたように福岡市タクシー協会ですね、これは105社のタクシー事業者の方が登録をされています。で、福岡市タクシー協会と書いてありますが、これは郡部のタクシーの事業者の方も会員になっておられますので、役場としてはその協会と直接契約をして、個別の協会に入られた方、個別とは契約を締結しているような状態ではございません。協会に入られていない方、こちらについては随時、運行契約したいということであれば受け付けて契約締結をしているような状況ですので、業者名と先ほど申されましたが、ほとんど協会のほうに入られてる業者さんのほうが多いんじゃないかというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

これは、個人でこういう福祉タクシーをされてる事業者についてはどうでしょうか。どんなタクシー事業者が粕屋町の福祉タクシーに入っているかどうかですね。個人の事業者ということで質問します。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

個人のタクシーにつきましても、個人タクシー協同組合というのを組まれているようでございます。そちらがこの一般社団法人福岡市タクシー協会のほうに入られておりますので、個人の事業者の方もそういった協同組合ですか、それを通じてこのタクシー協会に入られてるという方も多かろうというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

福祉タクシーにつきましては今、要望を申し上げましたので、できるだけ早く町

民の皆さまが有効的に効率的にこの福祉タクシーが利用できますことをお願いしたいと思いますが、福祉タクシー、要は町民の足ですね。

何度もまた同じことを繰り返すかも分かりませんが、ふれあいバスのあり方についてということでもテーマの中に出ておりました。それで、ふれあいバスについては私も本当勉強不足で、福祉バスがあるよって、ああ、福祉バスがあるとねって。そしたら、ふれあいバスもあるよって。福祉バスもあってふれあいバスもあるのかということで、最初、バスがそういう形であるのかということで思っておりましたが、すみません、勉強不足ですね。福祉バスとふれあいバスは同じバスであるということで、何かここでも非常に恥ずかしいお話をしてるんですけども、やはりそれを知らない町民の方もたくさんおられるんですね。他の同僚議員からも、過去のインターネットを見ますとやはりこのふれあいバスのあり方についての一般質問もよくされておられます。今ではコミュニティーバスということで、都市計画課のほうで地域公共交通事業で今コミュニティーバスの調査研究をしておりますと。これ町内巡回バスということになるわけですけども、町民にアンケートをとって、今のふれあいバス、福祉バスの利用状況、また今後の人口分布、また運用の効率化ということも考えながら今コミュニティーバスについての調査研究ということでされておりますが、庶民にとって当然、高齢者のみならず粕屋町町民の人の足として一日も早くこの町内巡回バス運行についても先にしっかりと考えていただき、町民の福祉の向上に努めるような流れをつくっていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、粕屋町ジュニア活動応援基金条例についてということで質問いたします。

町長の選挙公約の中でジュニアスポーツが盛んな町を掲げられまして、平成29年の3月議会でジュニアスポーツ基金の議案が継続審議となっておりますが、9月議会においてこのジュニアスポーツの中に文化活動も加味した粕屋町ジュニア活動応援基金条例が全員一致で可決され、10月1日から施行、また来年の4月1日からの開始になりました。町長の選挙公約実現のためにも弾みがついた条例ではないかなと思いますし、体育協会も文化協会もジュニアの強化という意味においては指導者も、また教え子もモチベーションが上がるとと思いますが、この粕屋町ジュニア活動応援基金条例についての町長の見解をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

井上議員の質問にお答えします。

粕屋町は、議員ご承知のとおり子どもが非常に多い町であります。粕屋町ジュニ

ア活動応援金条例が制定されましたことにつきましては、議会でもご理解いただきまして本当にありがとうございます。子どもたちを指導していただいております監督、コーチも、これからは安心して指導をしていただけるものと思っております。

議会の開会日にもお知らせいたしました、今回のプロ野球ドラフト会議におきまして、内橋ジュニアソフトボールの中で寺岡寛治選手という方が楽天イーグルスに今回入団が決まりました。粕屋町からは初めてのプロ野球選手が誕生いたしました。ちょうど玄関のほうに立て看板立てております。あれは垂れ幕をつくるようにしておりますけれども、その前に寺岡選手がお見えになったので、立て看板でちょっと準備をいたしました。

今後は、子どもたちがオリンピック選手やプロを目指せるように、全国大会に出場をするための基金を整備できたことは大変ありがたく思っております。ジュニアスポーツが盛んなまちづくりを目指そうということで目標を掲げておりますので、非常に弾みがついたと思っております。心から感謝を申し上げます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今町長の答弁をいただきました。次の私の質問をさせていただこうと思っていることと重複することも答えていただきましたが、当然これは町民の税金でございます。こういう条例の可決はいたしましたけれども、しっかりと町が議案を出して可決して、そういう条例の中で粕屋町の子どもをしっかり育てていこうということではありますが、この基金に関しての目的と役割について再度、当然これは行政ばかりということではなく、やはり住民とか町民の協力とか、これはもう絶対必要不可欠だと思いますけれども、この粕屋町ジュニア活動応援基金についての寄附金ですね、どうしても行政だけの基金ということではなく全体に広がるような基金を、スポンサーとかサポーターとかいろんな形でこれはもう考えていってもらわなくてはいけないと思うんですけれども、基金に関しての行政の目的とか役割についてお聞きしようとしたことももう幾つか答弁いただきましたけれども、やはりこの条例がしっかりと更に磨きをかけていく中でのそういうシステムづくりということにつきまして町長にお伺いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

今までのスポーツ大会とか全国に行かれる方につきましては非常に多くの寄附金

を集めなければならないというところで、最後の決勝戦で勝っていいものか負けたほうがいいのかと非常に悩んでおられました。そういった中で、やはりお金の問題で勝敗を左右するものではなくて、監督、コーチあたりもしっかりと勝ってきなさいと、優勝して全国大会に行っていただきたいと、そして少しでも多くの子どもたちを育てていただきたいという思いの中からこの基金を設立したわけでございます。

この基金につきましては、乱発するわけではございません。しっかりと全国大会というものを目指してというか、出場する条件がございますので、そういった形を満たした方ということに基金を出すわけでございますので、しっかりと所管のほうに精査させまして、そしてそういったことにつきましては私のほうまで報告があります。そういった中で認めた中で支払っていくわけでございますので、税金でございましてしっかりと管理してまいりたいと思っております。

あと、スポンサーにつきましてはちょっと所管のほうから説明させます。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

井上議員の質問にお答えをいたします。

やはり議員ご指摘のように、継続的にこれを運用を続けていくということが大事だと思います。現在、ふるさとづくりすることを目的にふるさとづくり寄附条例が施行されておまして、施行規則の中で文化、芸術、スポーツ活動を振興するための事業という目的をした寄附金の受け入れを実施しておる状況でございます。その寄附金も活用を図ってまいりたいと思います。

広報やホームページなどで、この制度について協働のまちづくり課とも連携を図りながら広く周知してまいりたいと思いますが、先ほど議員がおっしゃいましたスポンサー制度ですね、こういうものも大変有効な方策であるというふうに考えておりますので、そこら辺については調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

非常にいい条例ができたと思っております。議会でも全員一致ということですので、当然議会もいろんな形で連携しながらこの活動を進めていっていただきたいと思っております。議会全員一致ということをつけ加えておきます。

本日の一般質問ですが、根本的にやはり3問とも粕屋町情報のあり方ですね。当然いろんな手段で町民の皆さまにはいろんな連絡されております。ホームページ、ツイッター、広報紙では広報かすや、議会だより、また何か災害があったときには防災無線、また無線ですね、通常の。いろいろ町としても、たくさんの町民がおられますのでいろんなご意見はあると思うんですけれども、更に町民に伝わるような、またその伝わる中でじゃあ行政と町民と一緒に動こうやというような情報のあり方を考えていただきたいなと思ひまして、私の一般質問を終了させていただきます。

(2番 井上正宏君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

続きまして、議席番号10番田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番(田川正治君)

おはようございます。

議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づきまして一般質問を行います。

まず最初に、町長選挙の後に給食センターの工事中止により請求された遅延損害金1億1,000万円のうち約6,000万円を1月に税金で支払うということになりました。遅延損害金の残金の支払いをどうするのかというのがあります。いまだに明確になっておりません。また、町長は支払い終了後に自ら律すると答弁されておりました。態度の処し方をどうするのかもいまだに態度表明がありません。6月議会では同僚議員が一般質問を行い、私も9月議会一般質問しました。しかし、遅延損害金の支払いについて明確な答弁がありませんでした。10月18日、学校給食調理場建設特別委員会が開催されましたけど、このときにも遅延損害金についての町長からの説明がありませんでした。遅延損害金のこれからの支払いの状況、町長は今後自らどのような方法で律するのかということが、まだ明らかになっておりません。町長のほうからのこの点についての説明を求めます。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

田川議員のご質問にお答えします。

平成28年11月25日、町とSPCとの間に取り交わした暫定合意では、税込み1億1,338万2,396円のうち仮払金として履行保証料の保険料を含む5,868万8,447円を平成29年1月31日に支払っております。残金は5,504万5,309円であり、少しでも安価

になるように、諦めずに交渉を進めております。

6月議会の案浦議員の答弁につきましては、給食センターの詳細な経緯を余りご存じではありませんから、詳しい説明は控えさせていただきました。しかし、9月の田川議員の質問に対しまして明確な答弁がなされなかったと通告書に書いてありますが、これは事実ですか。私はあのおとき5分前にこの通告書を……。

◎10番（田川正治君）

（許可のない発言あり）

◎町長（因 辰美君）

明確な答弁がなかったと通告書に書いてありますから、私はこれ、5分前にあなたが最後の質問をされたわけですよ。そして3分半ぐらいおたくが質問をされた。私、1分ぐらいしか残ってなかったんですよ。そして、それの中で明確な答弁がなかったという、こういった通告書は書かれていいもんですかね、お聞きします。

◎議長（山脇秀隆君）

町長に、執行部に申し上げます。

反問権は田川議員に対しての分からない部分での質問ということになりますので、そういった意味での質問ということですのでよろしくお願いします。

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

それでは、今後このような違った通告書を出さないようお願いしていただきたいと思います。

今回またこの問題が一番最後に通告されておりました。議長に変更をお願いいたしまして、しっかりと議論したいと思います。

この問題につきましては太田議員からも同じ質問をされておりますので、それから新しい議員もおられます。詳細な説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

私が前回9月議会のときも、この支払い額の残、そして町長が自らの立場を律するということを言われたことについて質問したんです。そのときにも時間がなくなったということじゃなくて、経過説明が時間とったもので、だからできなかったわけです。それで明確な説明がなかったんです。今回は、町長がどういうふうにするのか、それで結論が出てないならば今後そのことが出てから行いますということなどの答弁が当然あってしかりと思うんですよ。それを何も言わないで、9月も今回も言おうとしないということについて。経過説明必要ないです。この点について明

確にしてもらえればいいです。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

この問題につきましては、今の新しい議員の方につきましては経過が全く分からないわけですね。そういった中で、これがどういった状況の中でこのような遅延損害金が発生したのかというものもしっかりと説明させていただきながらやはりこの質問を討議したいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、先ほどこの支払いにつきましては、きっちりと残り部分については、今安価になるように交渉しておりますということでお伝えいたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

はい。

◎10番（田川正治君）

なぜ自分が、この問題についてまだはっきりしてないのではっきりしたときにこの態度を表明しますということであれば、この12月議会なり、今後のことについて、ああ、まだ決まってないということだなというのは理解できるんです。しかし、それを述べないで反問権という感じで今までの詳細について説明するというようなことに時間とられたら、私の一般質問の時間なくなります。そのことは特別委員会でもいいから、新しい議員も含めて十分に説明してください。

それで、私はこの問題について1年以上もたって、暫定合意書で交わした給食センターの会社と遅延損害金の賠償金は決定してない。何か問題があるのかと疑わざるを得ないんですよ。それは私だけではありません。9月議会の私の質問に対して町長は、遅延損害金についてはまだ完全に終わっておりませんので、そういったほうから進んでおりません。今協議中ですのでその終わった後に考えさせていただきたいと、このような答弁だったんですね。だから、このことがまだはっきりしてないのかということを知っているんです。はっきりしてないならしてないということでの答弁をもらえばいいんです。いいですか。

それともう一つは、町長は遅延損害金について裁判をしてでも闘うとかということなども言われておって、強い決意だったんです。しかし私は、この1年間延ばして、このまままた延ばしていけば弁護士費用や給食センター建設関連企業から今度は逆に裁判訴えられるんじゃないかということのほうが心配なんです。だから、はっきりこの問題については態度もですが決着をつけなくてはいけないということについて質問をしてるんですね。だから、この支払いの残額は分かりました。町長は今後どういうふうにするのかということについて、この点についての自分の考えを

述べてください。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

裁判をしてまでも闘うとかいろいろ当時は言っておりましたけども、やはり調べれば調べるほど問題がいっぱい出てきたわけですよ。裁判してでも闘えるような状況ではなかったということなど、いろいろと皆さんにお知らせせんと分かんじやないですか。だから、今回ちょっと説明させていただけますかって言いようわけですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

町長がこのことについて、この本会議場で明確に答弁できないというのがはっきり分かりました。その点について、今後いずれにしても議会と町民に対して説明責任を果たしていくということを求めて、次の質問に入ります。

次に、老朽化した保育所などの公共施設を大規模改修や建替えを行い、今後10年以降の計画、第5次粕屋町総合計画では28年から37年の10年間をも見通した工事の実施計画が必要ですが、各施設ごとの具体的な年次計画はどのようになっているのかというのがあります。

昨年11月に策定して国へ提出した粕屋町公共施設等総合管理計画では、本町の公共施設は今後20年間の間に大規模改修や建て替え更新が集中する時期が到来する。将来、公共施設などが提供するサービス機能を維持するため、早急に具体的な取り組みを行うことが必要になりますとしています。今後20年間の具体的な施策を実施していくとしておりますので、そういう点で言えば個別具体的な公共施設についての建替えや長寿命化計画、こういうことなども、公共施設等整備基金や財政調整基金などの基金の計画的な活用も含めて今後どう取り組んでいくのかということが必要であるわけであります。

それともう一つは、今からでも直ちに必要な施設の改修・改善を、修繕なども行わなければなりません。このようなことについて、町長は今後の計画についてどのような見解を持っておられますか、説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

非常に、先ほど説明されなくて残念でございます。

議員ご指摘のとおり、老朽したものにつきましては建物の状況を見ながらしっかりと計画しなければなりません。粕屋町も多くの施設を持っておりますので、ここにつきましては所管のほうから説明をいたします。

◎10番（田川正治君）

（許可のない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

いいですか。田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

町長がこの計画の、町全体の施設を見てどのようなことが必要だというのが、私は。いわゆるここ5年、10年ですぐやらなければならない問題とかということについて、今から所管の関係課からの報告ありますけど、しかし町長自身もそのことをしっかり持って町の行政運営に当たってほしいということもありましたので答弁を求めたわけですが、まあその辺については所管からの説明ということでもありますので、まず最初に町立保育所や幼稚園の大規模改修、建替えについて質問いたします。

私はこの件について、公共施設の建替えの優先順位として、将来を担う子どものために、国の支援金があります建設金の50%交付税措置があるこの財政支援を活用して、町の財政調整基金のうちの3億円を使えば中央保育所と仲原保育所を建てることできるということは今まで提案をしましました。このようなことについて、町長は、もしそういった補助金がありましたら活用させていただきますということでした。このことについては今検討されたものがあるのかどうかについて、町長の答弁を。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、そういった50%の分につきましては活用いたしますということは言った覚えはないような気がいたします。私は、いつも言っておりますように民間でできるものにつきましては民間でやっていただきたいということで、12分の1の補助金で建替えるということを今までもずっと言ってきたと思いますので、私は変わるものではありません。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

町長は、本会議で発言した内容はしっかり議事録を見ておいてください。私はこ

の問題については議事録を見て、もしそういった補助金がありましたら活用させていきたい、明確に答弁されてるんです。だから、今度の議会だよりも私はそういうふうに掲載しました。この異論があるならば、はっきりさせてもらったらいいと思います。ただ、議事録には載ってるんですから、答弁されたんですから。そういうことでいいものがあれば活用しようという前向きな気持ちというのは、私は大事なことだと思うんですよ。だから、国からの補助金とかそういうものも使いながら行っていく施策っていうのは、みんなで知恵を出してやっていく、それは行政もそうでしょうけど私たち議員も一緒です。その立場で、まあいいです、発言は。

それで、次に質問いたします。いいですか。

◎町長（因 辰美君）

（許可のない発言あり）

◎10番（田川正治君）

ああ、はいどうぞ。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

保育園につきましては12分の1ということですが、幼稚園につきましてはその50%になる可能性もあります。ですから、そういったものにつきましては、幼稚園と保育園ということになればそういったことも活用しなければならないという私は答弁であったと思いますので、そこをお間違えないようによろしくお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

これは幼稚園とか保育園とかじゃない公共施設についての国の財政支援としてあるわけですからね、幼稚園としてそういうようなことと言ったということでしょうけど、それは保育所にも当てはまりますよということを改めて指摘をしておきます。

次に行きます。

私はもう一つ、この公共施設を改修などを含めてやっていく中で、国が公共施設等適正管理推進事業債というのの対象について、このように述べております。施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業として、この事業債を使えるということなんです。ですから、こういうことも含めてこの中身について精査もしてもらいたいということでもあります。そして今、公共施設の維持管理で直ちにやらな

いけないことがいっぱいあります。特に私はこの老朽化した町立保育所の改修、修繕を早急に行うということを求めております。これは町民、私だけじゃなく保護者も含め、ほかの議員もそういう緊急性はあるということでは認識はしていると思います。

先日、厚生常任委員会の議員全員で中央保育所と仲原保育所に視察に行ってきました。建物や修繕箇所、施設面のチェックをしてまいりました。遊戯室や教室の天井や子ども通園口などの雨漏り、床板が浮き上がって板が割れてささくれ立ってとげが刺さる子どもが続出しております。網戸の設置は部屋が暗い、照明器具の切替えも必要だ。また、子どもの環境面だけじゃなくて保育士の休憩室がない。保育士先生が倉庫で着替えてる。職員トイレも保護者の男子トイレと一緒に、プライバシーが侵害される。洋式に改善してほしい。職員室のエアコンは冷房だけ。職員や来客の靴箱なども含め、改修、改善すべきことがいっぱいある。さらに問題なのは、開設当時から子どもの定員が中央で50人、仲原で30人増加してるんです。このこともあり、各教室が狭くなって手狭になり設備も古くなっている。トイレの数も少ない。子どもも増えているのにトイレの数も少ないので大変だと。おむつの汚れ物を洗う処理をする洗い場もない。コンセントも、今は電化してきているから必要なコンセントがいっぱい要るんですが、それもない。このような保育所の改修、修繕、設備、備品の補強や補充、このようなことは予算を確保してでも早急に改善すべきだと思います。

町長は、6月議会で雨漏りや修繕箇所について厚生常任委員会での説明があるときに、このような資料をいただきました。これと同じ物を私たちも現場に行って写真も撮ってまいりました。幾つもの改修すべきところが生まれてるわけですね。そういう点では、議会に提出された町立保育所を存続させてほしいという請願、このようなことなども受けて、安全・安心な保育所の環境づくり、危険箇所や雨漏りを改修、修繕するという、このことを行うべきだと思います。町長、このような施策についてどのようにお考えですか、答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

私は以前からもう、こういった老朽化したものにつきましては耐震化も余りされておられませんので建替えてしっかりと住民のサービスに努めなければならないって、私はずっと再三答えてるじゃないですか。それを民間でやりたいということで言われますから、議員の方が止められたわけでしょう。私は少しでも早く、やはりきちっとした保育園で子どもたちを預からないかんということで再三ずっと言って

ますよ。で、皆さんがずっと一般質問でも言われておりますから、私はじゃあ3年間かかるものを2年間で何とかして新しい物に変えていきましょと、ご協力いただきたいということで言っておりますけども、議会のほうが反対してるわけでしょう。ですから、やはりそういった修繕とかどうのこうのやるよりも、建替えたほうがはるかに、12分の1で高うございます。1園につきましては3,000万円ぐらいでできるわけですよ。何も調査したりとか修繕したりとかする必要ないわけですよ。新しく建てたほうが早いわけです。誰でもそういった状況になれば、自分の家であればそういった補助金の活用をしてやるわけです。ですから、ぜひご理解をいただいて、そういった今議員がおっしゃるようなことをきれいに改善して、新しい保育園で預かりたいと思っておりますので、ぜひ皆さんもご協力いただいて前に進めていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

9月議会で請願が採択された内容について御存じと思います。この内容について9,031人の人たちの署名が集まって、内容は待機児童解消のために保育所の新設。中央・仲原・西保育所の3園の存続。そして老朽化した保育所の建替えや改修、修繕してほしい。このような内容なんです。民営化するかせんかの話だけの論争でこの問題が起きたわけじゃない。当面の問題でいえば幾つもやってほしいことがあるけど、それも遅れていくと、修繕もされないということで、何も対立的に、民営化にならなかつたからどうでもいい、ほたつとっていいです、そういうようなことではだめだと。あくまでも今の状況で、民営化が今後どういうふうなことで取り上げられるか、それはいろいろあるでしょう、今から先のことで言えば。少子化の問題を含めて出てくるでしょうから。しかし今の現在、公共施設を管理して運営していく、建物についても、職員についてもですね。そういう役割が町長に、執行部にある。そういう点で言えば、公的責任で維持管理していくということの地方自治体の役割というのを私はもっと明確にしてやらないかと。ということは、今町民から起きてる問題、意見が出たら、要望が出たらすぐ対応をせないかんですよ。で、長期的にやらないかん問題は、それはあります。しかし、すぐできることについては予算、補正も含めいろんな点で、本来ならばこれは行わなければならないんですよ。年次初めにしただけではだめです、途中でそういうことが起きるわけですから。雨漏りでも一ぺんでばば一つと出てきて、1年の間に毎年毎月事故が、そういう事態が起きるわけでない、ある日突然起きることがある。そしたら、すぐにでも

緊急な体制をとってしなければならない。そういう点を、私はこの保育所の事態について、町として行っていくことが必要だということを言ってるんです。

それともう一つ、基金の問題を言われました。私は、基金の問題は、取り崩して今必要なのはすべきだという考えなんです。それは何でか。私はびっくりしました。先日、麻生財務大臣が、びっくりしましたね。基金を蓄えて借金をしながらやっていきよる。こんなことは埋蔵金をどんどん増やしよることだと。許されない。基金を取り崩せ、こう言うんですよ。だから、基金っちゅうのは、これは別の面ですよ、国からの補助金を出したくないけんこういうことを言いよるっていうのははっきりしてますけど、そうじゃなくて、基金っていうのは取り崩してでも使えということをおね、必要であれば。国が出せない場合でもそういうふうにはせないかんですよ。そういう点も含めて、私はこの公共施設の整備計画の中でも保育所の問題として計画を今後急いで、この修繕、改修などを含めてやることを求めて、次の質問に移ります。

次に、町営住宅の改修、建替えについて質問します。

◎町長（因 辰美君）

（許可を得ない発言あり）

◎10番（田川正治君）

いいですよ、どうぞ。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

財調の基金を当てにするのは分かりました。そういった中で、いろいろと管理していかなければならないということは十分認識いたしております。しかしながら、やはり一番有効な補助金が出る可能性のある中での、やはり財政を、税金を預かる者としてはそういったものを活用していかなければならないと思っておりますので、保育園に関しましては12分の1の民営化というものは変わるものではありません。ですから、そういった形で進めさせていただきたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ということは、二元代表制である議会の決議を、議決を無視するという事につながりますので、これは議会としても重大な問題だというふうに思います。

それともう一つ、基金については今言いましたように必要なものを使うということとあわせて、さっきから言ってるでしょう、国の補助金とかこういうものを使っ

て少しでも有利になるものを探してやっていくということで、私幾つもこの問題で提案してきました、今まで。今回でもこの公共施設の管理計画の中で一つとしてあるのは、これは後でまた質問をしますけど、ごみの焼却場の問題でも解体費の問題を、国がこの除去しようとして補助をするその制度があるということを述べてきました、今まで。何らこれについての答弁もありません。後でこのことについても説明求めますけど、こういうことも含めて、私たちも一生懸命町のそういう今の財政事情の中でどうしたらいいかということも考えながらやるというのは当然だと思います。そういう点も正面から受けて検討すべきだと思います。

次に行きます。

町営住宅の改修、建替えについて。これは今は町営住宅の維持管理等も含めて、低所得者が若者の中にも増えてきているという点で言えば、高齢者も含めて町の直営の施設が必要だということが当然求められるわけです。平成25年3月に、粕屋町営住宅長寿命化計画では町営住宅建替えについては統合、建替えを検討しますと、こういうふうに書いてあるんです。私もこれを改めて、この立場での建替えということについて、2つの団地を一緒にして建替えるということだろうと思います。そういうふうに書いてありました。朝日1、2とあわせて建替えるとかというようなことなど。いずれにしても昭和49年建設の朝日第1、51年建設の朝日第2、53年建設の第3団地ももうそれぞれ耐用年数45年に迫っているわけなんですね。第1はあと2年で45年になります。このことについて、どのような計画を持つのか。これは私だけじゃなくて、今まで私も質問してきましたけど、ほかの議員も同様の質問をしてきましたけど、どのような計画になったのか、説明をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

粕屋町町営住宅長寿命化計画でございます。これは平成25年から34年までの10年計画を策定しております。今、そのことについてご説明あったものと思っております。

現在は、この計画を予定どおり遂行している状況でございます。今言われた課題として、朝日団地の問題がございます。この現計画ですね、34年までの計画後半には朝日団地の耐用年限が迫ることから、次期計画もあわせて間をあけることなく策定していかなければならないというふうに考えております。具体的には、平成35年度以降の整備計画につきましては平成34年度末までに策定していかなければならないと考えているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

計画の方向性というのは分かりました。ただ、急がなければならない計画は全体の問題でありますので、後で最後に述べたいと思います。

次に、福祉センターの大規模改修や建替えについてです。福祉センターは昭和50年に建設して、老朽化しております。これは、利用している方も含め、高齢者の人たちがこれを建替えてほしいというふうなことなども言うております。公共施設等総合管理計画では、建替えや大規模改修が必要というようなことも含めて計画の中に盛り込まれております。具体的な計画として、どのようなことになるのかについて答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

福祉センターにつきましては、朝日団地の耐用年限問題がございますので、その対応を優先させる必要があると思います。といいますのも、財政的にはかなり厳しい状況があると思っておりますのでそういった点、それから対応する職員の数の問題、そういったこともありますので、朝日団地を優先して対応していかなければならないのかなというふうに考えております。

しかしながら、旧寿楽荘部分、先ほど50年度建築ということですが、旧寿楽荘部分については50年建設で、新耐基準前の建築物でございますことから、朝日団地のめどが立ち次第改修計画を進める必要があると考えております。増築部分についても平成4年建築で25年以上経過しているということもありまして、改修の時期が来ているという認識は持っております。優先順位としましては、朝日団地を優先させるべきだろうというふうに原課では考えておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

次に、この問題について、国の公共施設等適正管理推進事業債、先ほども述べましたけど、これが福祉センターなどの老朽化した建物について、事業債の対象ということもありました。調べて調査して、このことについて適用できるかも検討してもらいたいと思います。考え方としては、どうもこの統合して建て直すというようなことが前提にあるのもあります。福祉センターとどこかと一緒にして1つのものというような、そういう国の補助金の制約というのもありますけど、建て替えるという点ではそういうものが利用もできることがあるのじゃないかと思えます。

もう一つ、健康センターも含め、この質問項目には入れていませんでしたが、改修、修繕も検討していくことを求めて、次の質問に行きます。

かすやドーム、サンレイク、図書館などの改修、修繕について。

かすやドーム9年、サンレイクは平成16年、図書館は平成12年に建設されております。これからの20年間を考えた長寿命化計画が必要になりますが、大型の公共施設なため、どのような計画を持っているのか。大規模改修など含め考えられると思いますが、このことについて現在では考えられるのかどうか、どういう計画を持とうとしているのかについて説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

質問にお答えをいたします。

この3施設につきましては、議員ご指摘のようにかすやドームが一番古くて今20年を経過しておりますが、緊急性の高いものから随時改修や修繕を実施いたしております。年次計画に資することができますように、館内部の部屋に付随する設備や備品につきましては、今年度調査を既に実施しております。年度末までに個別計画を策定する予定です。建物の躯体や設備につきましては、平成31年度以降に実施を図りたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

次に、その他の公共施設、橋梁などについてですが、先ほど私述べた点です、旧ごみ焼却場、これを解体して跡地利用するようという必要があるというふうに考えておるわけです。公共施設等適正管理推進事業債、先ほどから何度も言ってますが、この除去事業が充当率90%の補助金の活用ということなどが示されてるわけです。私は、このことについて今までも質問もしてまいりましたが、解体するに当たって今までお金がないからできない、これがもうずっと言われてきたんですね。実際これが撤去できるかどうかの問題も含め、調査をしてもらいたいと思いませんね。

それともう一つは、橋梁の長寿命化計画。粕屋町の公共施設等総合管理計画では、20年後には75%が50年を経過した高齢化橋梁が増大するとしております。これから耐用年数に見合う橋梁の対策について計画も必要であります、この点について答弁を求めます。2点ですね。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

まず、粕屋町清掃センターにつきましては、この施設は建設よりもう39年が経過しており、老朽化しておるのは存じております。それで、今言われましたように事業費が3億円以上ということで今現在試算をしておるところでございます。先ほど言われました地方債の除却事業ということで、これは平成29年より33年度までの期間で事業をすれば、今議員さんが言われましたように9割の地方債というふうになるようになってますので、その辺はまた町長とも協議をいたしまして早い時期に解体は取り組みたいというふうに考えておるところでございます。

また、橋梁につきましては、道路環境整備課で管理しております2メートル以上の道路橋は122橋ございます。平成26年度からの5か年計画によりまして全ての橋の点検を実施しており、1年前倒しいたしまして本年度で点検が完了いたします。橋梁点検結果により、判定区分が3で、5年以内に安全性の観点から修繕を実施する必要がある橋梁につきましては、実施設計を行い、修繕等を施工しておるところでございます。

今後の計画といたしましては、橋梁点検結果に基づき平成30年度に交付金を活用いたしまして長寿命化修繕計画の追加見直しを行いまして、平成31年度から10か年計画を立てまして、優先順位をつけて随時修繕や架け替えを実施して長寿命化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

どうもありがとうございました。

各課から説明をしていただきました。私は、この内容について、町としての公共施設等総合管理計画の中にこのような内容が今後一覧表で、住宅長寿命化のところの分はそれぞれの団地を建設したときからの分を含んでずっと年表的に書いてあるんです。このようなことを含め、町のこの施設そのものがどういうふうになるのか一覧で見える表をですね、年表のような、それを私はつくって示せるように、今後の計画の見通しも分かるというものにすれば、安心・安全な公共施設が保たれるということで、建替えも含め、長寿命化も含め、修繕なども含め、もっと細かくそういう点では示してほしいというふうに思います。その点について、町長どうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

検討させていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

じゃあ、よろしく願いをいたします。

次に、保育所の待機児童解消のために、民間の保育所の充実と町立の幼保連携こども園について質問いたします。

昨年度は入園前の時期に229人待機児童が出ました。保育所の新設を含めた町の具体的な対策が求められております。平成27年3月に作成した子ども・子育て支援事業計画、0歳から5歳児は平成28年の4,025人をピークに平成31年には3,915人に減るということを予測しているということですが、これは今の現状には当てはまらないと思います。毎年600人の子どもが出生し続けている、このような状況のもとで2年後の31年も子どもが増加していくことは明らかであり、待機児童も増えていくことにつながっていくのではないかと心配をしております。ですから、町立とか民間とか問わず保育所を増設することが求められていることは明らかであると思います。

昨年11月に国へ提出した公共施設等総合管理計画では、利用状況は7施設のうち2施設が定員を上回っている状況にある。今後の人口増加に伴い保育需要も増大すると考えられ、待機児童の増加が見込まれますとしているように、2040年、平成じゃなく新たな元号になるのですが、いずれにしても20年後まで粕屋町の人口が増え続けるということなどの指標から見ても、粕屋町が市になってベッドタウン化して、福岡市に隣接する自治体として就学前の子ども、そして小・中学校の義務教育の施設などが求められると思います。

そういう点で、この待機児童解消に向けて、町長は先ほどから保育所の問題についての見解を述べられております。しかし、私は、この保育所も含めた就学前の受け入れ、小・中学校の学童保育の受け入れなどを含めて今後強化していく必要があると思っております。

そういう点で、西小学校区に待機児童解消という点での100人規模の施設を増設するべきであろうというふうに思います。今、人口が増加している西小学校区に保育所が不足しているというものはっきりしております。私は6年前に、篠崎町長のとときでしたけど、何度も一般質問で中央保育所の民営化の問題よりも待機児童解消と

いうことのためにも保育所を西小学校区に建設していくことが必要でないかということ
は質問もして提案もしてまいりました。そういう点からは、今この西小学校区
に必要なわけですが、どういうふうな待機児童解消のための保育所を増設しようとさ
れているのかについて答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

待機児童対策につきましては、毎回言っておりますように、老朽化した保育園を
2園を建て替えて、そういった増設をしながら待機児童対策をしたいと思ってお
ります。この2園を建替えなければ、新規の保育園の増設は全く考えられません。
以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

町長は、町民の意見、意向とか要望とか、それとか今現実的に待機児童が起きて
いる、そして先ほど言いました保育所の修繕、改修をせないかん、こういう現実的
な問題ってどうするか、手を打つていうのはどうもはっきり明確にされないです
よね。そういう点では民営化するという事だけじゃなくて、今保育所が足りない
ならば民間の保育所でも誘致するという事なども含めてあるんですよ。そしてら
町も12分の1でいいという、町長はいつも言ってるように、それでやれるでしょ
う。そういう点も含め、この待機児童を解消していくことに向けてもう一つどうす
るかという問題であります。それは小規模保育所の連携保育施設としての町立保育
所、また町立の幼保連携こども園、こういう体制を充実させる必要があるんじゃない
かというふうに思っています。

公共施設等総合管理計画では、子ども・子育て支援制度に基づき幼児期の教育や
保育、地域の子育て支援の拡充、保育サービスの向上を図るために従来の幼稚園と
保育園の両機能をあわせ持つ認定こども園の整備を検討します。このように述べて
います。この計画どおりに町立の幼保連携こども園を増設する。定員割れしている
大川とか西幼稚園など敷地が広いところ、これ私も今まで提案してまいりました。
横に川がある、大川と須恵川、だから危ないということが何度も言われてるわけ
ですが、しかしこれはそういうことも改善しながら、いずれにしてもこの幼稚園の受
け皿、これを充実させることができればゼロ歳児、3歳児が8割を占めるというこ
の待機児ですね。こういう子どもたちを受け入れて待機児童が緩和できるというこ
とになると思います。そういう点では、共働きが増える、そして粕屋町でも乳幼児

の保護者の8割以上が粕屋町に今後住み続けたいと回答しているというのが子育て支援事業計画のニーズ調査にもあるわけですが、このような粕屋町をもっと充実させていくという点からも、町立保育所を建て直すということとあわせて小規模保育所の連携施設、こういう保育所と幼保連携の施設が必要と思いますが、特にこの幼保連携施設について町長の見解を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

再度申し上げますけども、やはり財政を考えますと、補助率が高い部分しかできません。ですから、老朽化した2園につきましては早急に建替えさせていただきたい。そして、そういった中で待機児童対策をさせていただきたいという思いでいっぱいでございます。そういった中では、やはり今何も民間が悪い事業者ではありません。しっかりした民間でございますので、何らおかしくはないと思っております。

それから、請願につきましては、今のところ障がい者の方が中心となって動いておられておりますけども、それこそ昨日の是松先生の講演でもありましたけども、やはりこういった障がい者にありましても地域全員で見守って育てていかなければならないということも提案されました。そういった中で、私も民間の方が、私たちも協力しますよと、しっかり私たちも一緒に受け入れていきますから一緒にやりましょうといった形で、そこまで回答をいただいておりますね。ですから、何も民間が障がい者を受け入れないということではないわけですね。だから、その辺もしっかり調査していただいてご協力願えればと思っております。ですから、請願者のときに、以前は受け入れられなかったところがあるかも知りませんが、今は全園が受け入れていいですよと、私たちも協力しますよといった形で言われよるわけですよ。昨日の是松先生の講演も、皆さん地域全員で見えていかないと、本当に一致しましたよ。何ら私はおかしくはないと思っておりますし、そういった中でやはり、ただ町立で建てたからそういったものが改善できるかって、改善できんとですよ。やはりきちっとした療育、あるいは就学前の教育あたりをしていかんと、やはり小学校になってもそういった方々が少しでも健常者と一緒に授業できるようにしていかないとかなわけですよ。昨日の講演会でもしっかりとそのことを学びました。ですから、私たちが言うことは全く間違いではないと私は思っておりますので、自信を持って言えますけども、ぜひその民営化ということ、民営化が悪いとじゃないですよ、民営化でもみんなぜひ一緒に育てていこうよという、その問題につきましてはぜひご理解いただきまして、最終的にはご協力を願えればと思っております。

ます。

やはり財政が、税金でございまして、しっかりと補助金がある分については使わせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

市長、質問の内容について答弁をしていただきたいと思いますので、（２）番について答弁してください。

◎町長（因 辰美君）

小規模につきましては、所管のほうから説明させます。幼保連携はこれから考えます。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

お答えをさせていただきます。

町立幼稚園は、ご指摘のとおり定員を下回っております。今子どもさんの数が減っておるところでございますけれども、まだ教室が空くまでには至ってはおりません。3年保育、3歳児からの保育を行いたいという要望は、利用者はもちろん先生方からも幼児教育については3歳からが望ましいという形でご要望の強いところがございます。幼稚園の先生を含めまして、様々に今検討を行っておる最中でございます。ただ、3歳からの保育ですとか小規模保育所の連携施設、あるいは議員の言われます幼保連携認定こども園の移行という形で様々な方法が考えられます。それぞれに大きな課題がございます。例えば認定こども園化でしますと、財政負担ももちろんでございますけれども、今現状35名のクラスが4クラス、全部で140人の定員でございます。これが子どもが減っておることも含めまして、またクラスの適正な数という形でも考えまして、30名のクラスにします。3歳の保育をしますので全部で6クラスになりますので、180名の定員になります。これに幼保連携ということで保育所を仮に80名をくっつけたとして260名定員の園になると。ちょっと園としては定員数が大きくなり過ぎるというふうな形の問題もございます。そういったことを考えますと、なかなか容易に進められる話ではないということで、様々今後適正な活用方法を検討をしながら進めてまいりたいということで職員で話し合っているところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎ 10 番（田川正治君）

今説明があった点で、私は就学前の待機児童になってる子どもたちをいかにして保育所に通えるようにするか、これが去年の3月でしたかね、保護者の方が赤ちゃんを連れてこの議会傍聴に来られました。その方は、私にも電話があったんですよ。何であったかというたら、仕事も行かれない、何とかならんとですかって言われました。粕屋町がいいと、すばらしい町だということで来ました。そして、どうしたら解決できるのですかと言われたんです。それはもう町がとにかく保育所を増やしていくことができればいいから、それを目指して私も頑張りますということで話したんです。その方が結局仕事も行けない、そして赤ちゃんもどうしようかっていう話になったときに、とにかく町立とか民間とかという対立的な話じゃないですよ。保育所を増やす。今の国の補助制度でいえば小規模保育所も増やすけど、企業型もあるでしょう。幼保連携もあるんです。総合的にこのことについてどう考えるか、これがないんですよ。示されるものが、こちらが提案したらそのことについての回答はありますけど、中身についてね、そしたら全体どうするのですかっていったら結局民営化しかない。これに辿り着く話しかないというのが私は残念でなんのです。そしたら小規模保育所も含めいろんな、今出てる認可外の保育所の問題もあります。いろいろそういう保育所、就学前の待機児童を解消するのにどうするかというのを改めて私は示してもらうように求めておきたいと思います。

何か、町立がいい、民間がいい、そういうことじゃないです。私は、町立保育所を民営化するなというのには言ってます。しかし民間の人がやっていることに何も私は批判はしておりません。だから、今まで私も言いました、民間のほうに障がい者の人を受け入れるだけの国からの補助金がないから、町の持ち出しがなければできないから保育所の人たち、民間の人たちが苦勞しよるんです。それを保育所は雇わないかん、障がい持つ人はね。3人もって、4人もってじゃないです、1人に対応せないかん。ですから人件費もかかるんですよ、負担かかるんです。ですから、そこに援助してあげれば、それは同じように民間でもできて受け入れが増えていくと喜ばれるんですね。そういうことも含めて私は総合的にもっと示してもらうことを求めて、次の質問に入ります。

次は、就学援助について質問いたします。

私は、これの問題について何度か本会議でも提案をしてまいりました。それは、国もこの就学援助制度の入学支度金の支給額も増やして、そして入学前に負担がかからないように、このようなことがあって実施をされてきておるわけです。全国的にもこれは今進んでます。かばんが今高いですね、5万円ぐらいするとか言いますね。そして、学用品やら含めたら中学生っていったら、うちのところの娘が今度中

学校ですけど、17万円ぐらいかかるんです。それが生活保護とか生活保護水準の収入しかない人たちが、入学式の前には今まで貯めとったお金をそっちに回して、もうぎりぎりのところ、日常の生活費も工面せないかんという状況の人たちもおるということを聞いております。そういう点では、この支給制度を粕屋町で導入することについては、何らそのお金を増やすということじゃない、時期を前倒しをして支払ってあげる。このことをすれば安心してほかの子ども、友達といろんないさかいがないで進学できるという状況になると思います。

今国が要保護児童に対して小学生が2万470円増額しております。中学生は2万3,550円、それぞれ4万800円と4万7,400円入学支度金あります。福岡市や篠栗など近隣でも、1月に申請して3月に入学支度金を支給しているということです。この点について、またあわせてこの制度は生活保護世帯、要保護世帯ということになってますが、準要保護児童、いわゆる生活保護水準の人たちで失業や倒産、いろんな点で収入が少なくなった人たちなども含めて、町としては国の要保護児童に増額した支度金として入学前に支給するようにすべきだと思いますが、教育長の答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

議員から6月にこの件のご質問を受けて、そのときには予算化もしておりませんでしたし、もう少し近隣の様子を調べた上で、しかし前向きには検討いたしますというふうな答弁をさせていただいたかと思います。

その後、学校教育課長それから主幹等含めまして、随時近隣の様子については情報収集するよとということ、今回この12月の一般補正のほうでこの件が実施できますように補正を上げております。したがって、今年度、来年の1月ぐらいに申請かけて、3月までには今議員がおっしゃった、改正があった増額した分で払えるように準備をしているところです。この件については本来予算委員会のほうで皆さん方にお諮りをしてご了解をいただこうかと思っておりましたが、一般質問でされましたので、もう少し、手続については学校教育課長からこの後説明をさせますので、ぜひ田川議員、ご理解いただいてご賛同いただきますようお願いをしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ありがとうございます。これは先ほどから述べましたように、今の生活水準から

見て非常にやっぱり負担が増えてきているという状況があると思いますね。そういう点では今からの予算化も含め、ぜひ実現できるようにお願いをしたいというふうに思います。

次に、学童保育について質問いたします。

学童保育は……。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員、学校教育課のほうから説明があるということですが、いいですか。

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

田川議員のほうからも過去何度かご質問を受けておりますこの就学援助につきましては、現在6月申請で各学期ごとに支払っておるところでございますけれども、先ほど田川議員がおっしゃいましたように、国からも必要な援助は適切な時期に実施する旨の全市町村に対して通知が行われております。

近隣の市町村の調査の結果でございますけれども、既に実施している市町村につきましては2月現在で11市町村ございました。それから、そのときに平成30年度において実施を検討しているという自治体が10市町村ございます。この10市町村に対しまして少し私どもから聞き取りをさせていただきますと、全ての市町村で、この10市町村で30年度は早期の前倒しの実施をもう既に予定しているというふうな回答を受けております。また、糟屋地区においても全ての市町村において、30年度においてはこの入学準備金については前倒しの支給を実施する予定という形になっております。

当町においても、先ほど教育長が申しましたとおり、今の予定でいきますと1月申請受付、それから3月支給という形で準備を進めております。これまた委員会のほうでご説明させていただいて、予算においても補正予算のほうでまたご説明させていただきますので、その点よろしく願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ありがとうございます。

もう一つ質問したいのは、準要保護者の保護児童者についても要保護者と同じように町としての施策も取り入れていただくようにということについては今後検討していただくようお願いいたします。

最後に、学童保育についてです。これは昨年110人が待機児童ということになっ

て、施設面でも拡充をしなければならないという状況になっております。4年生から受け入れられる、このような施設が求められますが、学校での運動場での施設が一番求められますが、民間でのこの公募も含め、この施設を拡充を求めたいんですが、答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

国は、平成27年に放課後児童クラブの運営指針におきまして、10歳未満を6歳から12歳と、6年生までと拡大しております。これにより小学生を持つお母様方、お父様方につきましては大きな就学支援というふうになっているところでございます。

受け入れ対象者が大きくなった一方、国の調査におきましては学童保育の待機児童は前年の1.7倍増に急増している、あるいは学童保育の数につきましては524箇所増えているという形で、この施設の整備につきましてはやはり私どもの市町村において対応するのが当然でございます。保護者のニーズに追いつかないような状況が個々の市町村ではございますけれども、当然粕屋町についても議員ご承知のとおり学童保育についての待機児童についても年々増えてきているような状況でございます。

このような状態の中、議員がおっしゃいます私立保育園等の民間を活用する対策については、粕屋町にとっても非常にありがたい、あるいは有効な施策であると思っておりますけれども、やはり民間の保育園の中で対応できるというのは大きな人数ではなく10人とか、そういうふうな形でなかなか少ないような状況が現状であるというふうに聞いております。

町にとっても今後財政状況非常に厳しい状況ではございますけれども、やはり学校内でそのまま引き続き学童保育を行うということも非常に重要かと思っておりますので、今後財政状況も含めまして更なる検討を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員、簡潔に。

◎10番（田川正治君）

どうも時間過ぎて申し訳ありませんでした。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時30分）

（再開 午後0時45分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

本日、小池弘基議員より、所用のため午後からの欠席届が提出されておりますので、お知らせしておきます。

議席番号11番 福永善之議員。

（11番 福永善之君 登壇）

◎11番（福永善之君）

議席番号11番福永善之です。一般質問を始めます。

まず、午前中に情報発信のお話があったと思います。いかに住民に議会でやったこと、町執行部が考えてることをいかに瞬時に伝えていくのかというところのお話が、ああ、なるほどなというふうに聞いておりました。これは執行部だけの問題ではなくて、議会人の私たちも同じように言えることです。私たちは、この議会の中で、町がどのような事業を考えていてどのような過程で進めていくのかというのを瞬時に知ることができる。ただ、議会の外の一町民の立場からすると、全くそれが分からない。いかに情報を瞬時に伝えていくかということがやはり大切なことかなというふうに聞いておりました。

では、本日2問質問をさせていただきます。

まず1点目は、投票率の対策に関してということで、先の衆議院議員選挙の粕屋町の投票率は47.79%、有権者の2人に1人が投票を棄権する結果となりました。直近の福岡県知事選挙、福岡県議会議員選挙は平成27年4月に実施され、投票率はそれぞれ37.35%、37.18%の結果でありました。また、直近の粕屋町長選挙は平成27年10月に実施され、投票率は36.13%、同じく粕屋町議会議員選挙は平成29年4月に実施され、投票率は39.34%。このように、粕屋町においては近年各選挙の投票率は50%を切ることが常態化しております。行政として投票率の目標値を設定しておりますか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

議員ご指摘のとおり、非常に投票率が悪いという粕屋町でございます。この投票率を設定というのは私はまだやってないと思います。そういった中から、やはり魅

力ある選挙にするためにはいろいろな方策があるかと思いますが、なかなかそれが実を結ばないということでございます。逆に何かいい方法がありましたらご教示願いたいと思います。内容につきましては所管のほうから説明させます。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今、投票率の参考値ということのご質問でしたので、ただ今町長が言いましたように、目標値というものは設定しておりません。あえて言いますならば、前回の同じ選挙の投票率あたりを対象に、次の選挙においてはそれ以上というようなことで臨んでおります。

行政の立場からいいますと、目標値ということであればやはり100%を目指して頑張るとというのが行政の立場ではないかと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

行政の評価としてはやっぱり目標を決めて、その目標に向かって、お金がかかることだから目標に向かってやっぱり戦略を考えていくということが必要なと思います。

今町長のほうから何か提案があればということでありましたので、これは後ほどの質問のところで提案させていただくことにさせていただきます。

では次に、町民に身近な粕屋町長、同じく粕屋町議会議員選挙の投票率向上に関する対策はいかがでしょうか。今後と現状という感じで答えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

ただ今の質問は、町長選、町議選ということでありましたが、基本的にどういったふうな内容で投票率向上に取り組んでいるかという観点でお答えさせていただいてよろしいですか。

基本的には、粕屋町選挙管理委員会が粕屋町明るい選挙推進協議会と協力しながら啓発活動等を行っておる現状であります。その中におきましては町内商店施設等での街頭啓発活動、それから保育所、幼稚園等での啓発物資の配布、小・中学校に対する明るい選挙啓発ポスターコンクール等への参加、告示日における立候補者への白バラの交付等を行っております。そのほかにも一般的ではありますが懸垂幕を初めとする公共施設、JR駅や巡回バス等への啓発ポスターの掲示、それから防災

無線による啓発放送、啓発物資の配布等を行っておるところです。

今回の町議会選挙におきましては、ホームページにおきましても連載で啓発記事のほうの掲載を11月号から3月号まで毎月載せたところであります。また、27年度から法改正によりまして選挙権年齢が18歳以下に下がりましたことでもありますので、魁誠高校における主権者教育等も行っておりますし、定時登録といたしまして新たに選挙人名簿に登録を追加する際に新たに18歳になる選挙権を有する方につきましては啓発はがきというような取組みも行っております。また、町といたしまして、選挙に関する関心を高めていただきたいという思惑から、立候補予定者の政策や人柄を多くの町民の方に知っていただくということで、今回公開討論会の開催を計画しておりましたが、参加していただく町議会議員の方々への説明がまだ不十分というようなことで、今回の選挙において、町議会議員選挙においては見送る結果となっております、残念に思っておる次第であります。

このような内容が、現在啓発に向けて取り組んでおる内容となっております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

大体選挙で啓発されてる内容というのは、大体毎回のごとく同じかなと。今回町議会議員選挙の中で初めて公開討論会を実施しようと、私はすごくいいことだなという感じでは受け取ってたんですけど、なかなか議会の賛同を得ることができなかったということで、できなかったという感じであるんですけど。

今後、今の町長も町長選挙に打って出られるときに苦勞をされたと思うんですけど、現職じゃない方が立候補された場合、なかなか政策をある場所で知ってもらうという趣旨ではあるんですけど、訴えることができない。例えば公民館等を活用することはかなり地域の公民館の意向が強くて使うことができないとか、そういうことが多々あったとは思うんですね。現職からすると、もう自分は知名度があるからそういうところは使わせたくないとか、そういう意向はあるとは思うんですけど、ただ今後やはり選挙を行うに当たって、もうこうするんだというのを決めていただくような感じのやり方をしていただければ、ある意味投票率も上がるだろうし、知らない方たちが例えば公民館でお互いの政策を聞き合うとか、そういう機会を持てるんじゃないかというふうに考えております。

先ほど提案ということをおっしゃったので、これはもう選挙はこうするんだという感じの行政としての立ち位置をやっぱり示すべきかなというふうに考えております。先ほどの公開討論会は一つの手段として誠によろしいかなと。一方では、首長選挙に関しましては、やはり公民館を活用されて、選挙ではもう公民館使わせてい

ただくんだという地域のご理解をいただくのを前提としますが、そういうことでやられたほうがいいのではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

福永議員ご指摘のとおり、私もちょうど2年前はそのような訴えるところがなかったというところがあります。そういった中でもやはり現役有利というところもありますけども、そういったものにつきましては、今後どうかもう少し考えてまいりたいと。私が事実そういった目に遭いましたので、やはり広く住民というか立候補者に使われるべきではないかなと私個人は思っておりますので、これがいいかどうかというのはまた今後検討させていただきたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

今のはなかなかよろしいですね。大概是、一般的には自分が苦勞したから俺はせんぞというのが大体の人間心理としてはなるんですけど、自分が苦勞したと、次闘うとき自分が不利になるかもしれんけど、そういうところはやっぱりやらんといかんという発言やったと思えます。

では次、3番目ですね。これが今回の池田副町長、行政上がりじゃないという視点から、私はあなたと、池田副町長とちょっとこれはお話ししていきたいというふうに考えております。

全国の自治体の中には企業とタイアップしてセンキョ割と称するイベントを実施し、選挙啓発を推進している事例もあります。糟屋地区でいうと、古賀市がそのような手法で選挙をもう何回かやられております。また、比較的投票率が低いと想定される若者対策として、若者が集まりやすい商業施設に臨時投票所を設置したりする事例もあります。

平成28年7月実施の参議院議員選挙、これは投票率48.86%では、粕屋町に対して地元にある商業施設より臨時投票所の設置の打診もあったと聞きます。平成28年4月に公職選挙法が改正され、共通投票所の設置が可能になりましたが、粕屋町の考えはいかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

池田副町長。

◎副町長（池田泰博君）

ご指摘どうもありがとうございます。幾つかのご指摘があったと思いますけれども、まず投票率を上げるということについては、やはり民主主義の形にするという形がとても大切なことではないかなとまずは思います。

センキョ割については、先ほどご指摘のとおりさまざまところで、いろんな企業ですとか商業ですとか参加していただいてやってらっしゃると思いますので、これも当然ながら今後粕屋町としても検討すべき課題じゃないかなというふうに考えております。

それから、共通の投票所については、これは私が直接担当しているわけでないのでまだ何とも言えないんですが、これについては費用対効果だとかさまざまな課題があったと聞いております。また、必ずしも大規模な施設に粕屋の町民が大多数が行くというところの確証も得れなかったというところもありまして見送ったという経緯があるというふうに聞いておりますが、当然ながら今後検討すべき課題ではないかなというふうには思います。

これでよろしいでしょうかね。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

池田副町長はその当時いらっしゃいませんでしたので、総務課長、共通投票所を設置するに当たり課題というのがあったと思うんですけど、まず課題を教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今、福永議員のほうから言われてる共通投票所という名称は、実は選挙当日に行う投票所で選挙区全体を1箇所ですることができるというような、そういうふうな投票所で、以前お話があった話は、企業からあった話というのは期日前投票の投票所というお話でありました。ただ、問題点とは共通する点がありますので回答はさせていただきます。共通投票所、一つは現在のシステムがありまして、こういった別の場所で投票所を設置した場合は、期日前投票も同じなんですけど、今現在役場でやっておりますが、新たな投票所と役場の投票所を有線でつなぐ必要があります。これは二重投票を防ぐためということで、先ほど言いました共通投票所におきましても同じような課題がありまして、各投票所とシステム上つなぐ必要があるということで、物理的にはそういった配線工事費がかかります。粕屋町の場合は、セキュリティ上、無線でのそういう配信とかというのを許可しておりません

ので、どうしても専用回線を引く工事等が発生します。それと、現在のシステム上、システム改修をする必要があります。一応前回企業からの話があったときにも、これはもう口頭で聞いた金額ですのではっきりとはあれですが、300万円程度がかかりますよと、施設改修にはですね。その時点でお話があった時点から実際の投票までの日数もありませんでしたし、費用的にもかかるというようなこともあって、前回企業からあった際にはお断りしております。

問題的にはあと、新しい共通投票所並びに期日前投票所を設置した場合は、そこにやはり立会人であったり選挙事務を行う職員、そういった配置が必要となっております。現在選挙事務につきましては総務課のほうの選挙の担当は2名で対応しております。そういった状況の中で期日前投票であった場合は、両方の投票所に職員を配置した場合、ほかに事務所内での対応ができなくなったりとか、実際投票業務だけじゃなくてその間にいろんな投票に対する対応が発生しておりますので、そういった職員体制も整備しないと対応できないという現状があります。

こういった人的にも物理的にも費用がかかるということと時間的な対応ができなかったということで、前回の企業からの申し出に対しましては見送りという形をとらせていただいております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

二重投票のお話があったと思うんですよね。現に今、自治体の中で共通投票所の設置をして、もう既に確立化してるところがあるんですよね。やはりどこの各地方自治体でも問題となっているのが二重投票の取り扱いということになってるみたいなんですけど、先ほど課長のほうから言われましたようにシステムのLANを有線化するべきだという話があったと思うんですけど、ただ例えば函館市ですね、北海道の。選挙人名簿で大体23万人ぐらいいらっしゃる自治体なんですけど、そこでは二重投票を防止するという名目で、LANが間に合いませんでしたので電話で、共通投票所と本部のシステムで、この人は投票まだ来られてないかという確認をされて、それで投票に挑まれたと。23万人ですよ、人口規模。1人に対する所要時間、どれくらいで確認がとれるかっていう所要時間が大体5分でできると。仮に多数が押しかけてきても、それほど待たせることではないので、そういうところの苦情というのは出なかったという感じでは書いてあります。

私が問いたいのは、民主主義のコストですね。投票率を上げることと、先ほど物的な要素で300万円、費用が初期段階でかかるということですね、300万円。それから、今後それを行っていくに当たって人的な人件費ですね。それが必要になってく

るということであると思うんですけど、民主主義のコストを考えた場合、投票率を上げることがそのコストを上回らないのかというところは行政としてはどうお考えでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

ただ今、福永議員のほうから函館市のご紹介を受けたところなんですが、私のほうがちょっと聞いておるところによりますと、全国でこの共通投票所、当日の投票所に取り組んでいる自治体、既にあった自治体というのは4自治体というふうに聞いております。そのうちの一つが函館市ということで、あとほかには青森県の平川市、それから岩手県の一関市、それから長野県の高森町と、こういったところで、一部には災害等で投票所が使用できないんで、今回やむを得ずこの共通投票所というやり方を採用したという自治体もあるというふうに聞いております。

ただ今言われたように民主主義のコストという言葉で表現されておりますけど、粕屋町の場合、町内の投票所と町域、こういった観点からいくとほぼ2キロ圏内ぐらいに投票所が設置された状態になっております。そういった点からいくと、町の地形、そういったことも踏まえると投票所の配置から考えた場合は不足している状況ではないではないかと思っております。福永議員さん言われませんでしたけど、現在投票率を上げるというような方法の中では投票所への交通アクセス等も行政のほうで検討したりとか、そういうこともなされているようです。また、これは私の見解になってしまうかもしれませんが、粕屋町の投票率が上がらない要因の大きなところというのは、一つは人口構成にも大きな要因があるのではないかと思っております。今回の投票の状況を他町等周りの自治体とも比べましたけど、やはり粕屋町の場合はどうしても投票率の低い20代、30代の住民の方が多くて、その割合の比率によってどうしても投票率が上がらないというのが投票率が上がらない大きな要因の一つではないかと思っております。もちろん啓発活動は必要でありますし、今後努力、検討していきたいと思っておりますが、選挙本来の目的である、町民が行政に関する意識の向上、こういったものが一番大事なことではないかと思っております。現在町が取り組んでおりますような町民参画のまちづくりを進めるということが、ひいては投票率の向上につながると、こういった形が本来の投票率の向上ではないかというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

粕屋町内の指定投票所ですね。これは私も長者原から半径2キロ以内に、まあ小さな自治体だから十分にあるという認識ではあります。ただ、十分にある投票所だからいいということではないと思うんですよね。十分に投票所がある、近いにもかかわらず投票率が結果として示しているということであれば、行政の皆さんからすると不謹慎ではあるかもしれないですけど、やはり何らかのちょっと発想を変えた手段を用いなければいけないと。それが「センキョ割り」と称する、ものお渡ししますから投票所に行ってくださいって、そういう感じの投げかけをせんと、なかなか皆さんが言う啓発とか、そういうところでは難しいんじゃないかというふうに考えております。

先ほど池田副町長のほうから、まだやってはないんですけど結果はちょっと分からんと。例えば共通投票所を設置してどれくらいそこに投票に今まで行かれてなかった方が来られるかというところが見えないという感じの発言をされましたけど、まず1回やってみないことには正直分析ができないと思うんですよね。今まで皆さんがやってるのはやっぱり明るい選挙運動という感じで、各JRの駅でティッシュを配布したりのぼりを立てたり、そういうことを毎回のごとくやってるのであるんですけど、ただそれが結果として投票率に結びついているかといったら、それは皆さん御存じのようになかなか難しいんじゃないかと。先ほど課長のほうから、分析としてはまあ比較的若い世代、20代とか30代の方の投票率が他の年代に比べると低いという分析をもう皆さん把握されておりますので、その方たちが集う場所といえ、やはり粕屋町としては大型の商業施設に来るんじゃないかという考えもできるとは思うんです。一度やはり、まあ初期投資としては300万円必要かもしれませんが、これはただ1回限りと思いますので、民主主義のコストという感じでそういう検討をされたらおもしろいんじゃないかなというふうに考えております。これは今後検討をされてください。

続きまして、公立保育所存続の請願の議会採択に関してということで、午前と同僚の田川議員のほうからこれに関する質問もあつておりましたが、私のほうは別の角度から質問をさせていただきます。

先の9月議会で住民請願が採択、賛成が9ですね、反対が6、されました。請願採択案件に関する行政側の履行は強制ではない、法的には縛られないとのことですが、この事案に関する議会の意思は請願内容を尊重するということになると思います。

粕屋町は認可施設、これは公立、私立含めての平成30年度の入所申込みの受け付けを今年度の12月11日から22日の12日間で行うようです。公立申込者の中には、仮に途中で運営の主体が変わることに対する不安を抱えられている保護者があると聞

きます。受付時の保護者への説明は、どのように対応を考えておられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

これは事務的内容でございますので、所管のほうから答えさせます。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

福永議員のご質問にお答えをさせていただきます。

言われました12月11日から22日の利用申込期間のほうに先立ちまして、11月20日の日から新規のご利用、入所お申し込みの希望の方につきましては、子ども未来課の窓口で、在園をされております子どもさんにつきましては、既にご利用いただいております保育所におきまして利用申込みの案内を配布をさせていただいております。その案内の中に老朽2園の建替えを町のほうが検討をしておりますということ、また町が示しました、前の6月に示した計画の分でございますけれども、建替え民営化の計画に対しまして、今、町立存続の請願が提出をされ採択をされておりますということ、それから今後の決まりました方向性につきましては、広報でお知らせしてまいりますという旨を記載をいたしまして、希望者の方のほうに周知を図っておるところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

入所申込みですね、ピンクの冊子ですかね、今課長が言われたのは、黄色。色つきの申込書ですね。その中に町立保育所の2園の件を、先ほど課長が言われましたように明記はされてますと。ただ、私が質問内容として申し上げてるのが、申込み時と申し込んだ後に途中でその運営の主体が変わることに対する申込者の不安というところをどのように申込み時に考えてられるかというところを聞いております。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

その点につきましては、本来でありましたら、申し込みに来られた方お一人お一人に面会してお話をしまして、どういうご不安を抱えていらっしゃるのか、またそ

れに対する町の今現在の考え方ですとか経緯というのをご説明差し上げるのが丁寧だろうなということは十分承知をしております。ただ、人数的にもちょっと少のうございますし、また在園児の方は園のほうでお配りをしておりますので、物理的に全員の方に聞き取ってご説明を差し上げるのはちょっと不可能ということで今のような対応をさせていただいております。もちろん窓口等でご不安を訴える方、何か聞かれないという方につきましては、職員のほうで随時説明をさせていただいております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

在園児は確か申込みは園のほうにそのままするということですね、はい。

この不安材料が9月の請願のときに、請願をされる保護者の方たちから不安が多かったという感じであります。とにかく11月にそういう申込みの用紙が配布されますから、それまでには決めておいてくださいと、町立保育所はどういう方向になるのかと。もう民間になるということであれば私は町立を申し込まない可能性がありますと、そういうことを言われておりました。事は時間だけ過ぎ去って、そういうところが解決できないままに今回迎えたということで、方針が変わる、運営の方針ですね、変わることに不安を持つて保護者の方に対しては、本当に議会として何やとるんねんというのが、そういう反省ですね。そういうところは私はもう重々重く受けとめております。実際にそういう方がいらっしゃるといふのを、町長、そういう方がいらっしゃるといふことなんですよね。町長は午前中の答弁の中で、民営化でいくという感じのことをお話しされたと思います。ただ一方では、こうやって運営や変わることに對する不安を持つておられる方がいらっしゃる。その方々に対してどのような説明を我々はしたらいいんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

保育所のほうに説明会に上がりましたよね。そのときに30人ぐらいの方がいろいろと町立でやっていただきたいということをお願いされました。そういったことの内容につきましては、やはりほとんどの方が障がい児を持っておりますから町立じゃなからんと受け入れられないといった形の不安があると。ですから、過去にもそういった、私たちは断られておりますので、ぜひ町立でお願いしますといった形で私は言われたのであろうと思っております。私らもその辺につきましては、いや、民間のほうもみんな受け入れるよと、そういったことは全部確認済みで話してます

からということで、私はもう全く、先ほども言いましたように粕屋町が全部で粕屋町の子どもたちを預からないかんということで、そういった中で不安なく預けていただきたいという思いでございます。特に障がい者あたりでも民間のほうもちゃんと受け入れますといった形で言われておりますので、私はそういった町立じゃなかないかんというんじゃないかと、やはり早く建て替えられないかん。そしてやはり保育をしっかりとやっていかないかんという思いでありますから、私は町立、議員は特に一番無駄遣いを嫌がられている方でございますから、やはり補助金が多くつく分については行政もその部分で対応しなければならないと私は思っておりますので、そういった中で対応させていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

障害をお持ちの方の件は分かりました。ただ、選択する権利ですね。町長が言わんとしていることは、確かに分かります。ただ、選択をする権利ですね。費用の面は置いといてですよ、自分は町立のこのシステム、サービスのほうがいいんだという人は、もうそこなんです。自分は民間がいいんだと、あと自分はどちらでもいいんだという方もいらっしゃると思うんですけど、町立がいいという方に対してその選択権が狭まるということをやったり自分たちは考えていかないといけないだろうと。今回たまたま国の施策で補助金というのがくつついとるから、どうしても安いほう、安いほうというふうに行くとは思いますが、ただ補助金がもしつかなかった場合、そしたらもうそこで冷静にやっぱり考えていかないといけないと思うんですよ。補助金がつかなかった場合は今の既存の流れで行かれると思うんですよ。違いますかね。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

それは、補助金がなければそんなふうになるかも分かりませんが、補助金があるならばそれを使わせていただきたいというのが筋でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

だから、補助金で私たちっていうのがやっぱり立場を左右されるというような流れに持っていったるんですね。地方自治体の今現状のあり方を、自分たちはやっぱ

り反省せんといかんと。補助金に頼つとる行政運営をしていて本当にいいのかと。そりゃ、補助金をもらったほうがいいですよ。そりゃいいですよ。ただ、補助金によってそうやって選択権が狭められる。自分はもう町立がいいんだと、既存に入所されてる方はなおさらそれはやはり保護者の中で不安があると思いますよ。時間に追われて子育てをしながら料理も作って炊事もして洗濯もして、で子どもがもし環境が変わって適応できなかった場合、またその不安もかぶらないといけないと。そういうやっぱり不安もあられると思うんですよ。私たちだったらそれはいいかもしれませぬよ、どこでも適応できるからと。ただ、そういう適応がもしできなかった場合を想定して、そういう不安を更に今追い詰められてる状態から不安をとることに対するやっぱりその不安ですね、あられる方に対してはやはり選択権を出してあげる、行政としてですね。で、今既存に入られている方たちは、やっぱりそれは強いと思うんですよ。新規に入られる方は、こうやってやんわりと言われていきますから、町立保育所2園に関してはこういう方向でいきたいんだけどって感じのですね、それはいいかもしれませぬけど、既存にもう入園されてる方に関しては、やはりそういう不安材料はかなりあると思うんですよ。だから、町長が午前中も民営化で行くと言われましたけど、やはり今後未来を想定した場合、なかなか難しいと思うんですよ。町長がいくと言っても、議会としてはあの請願を採択しとるから、採択しているということであればもう町長が仮に予算を、関連予算を出されても、そこはもう難しいと思うんですよ。そういうところをやっぱり想定すると、またこの町立2園の問題が先送りされるんじゃないかという感じで私は考えておるんですよ。だから、町長が考えてることは分かりますけど、ただある程度やはりお互い妥協していく道、そういうところも探っていくべきではないかと。お金の面だけ言われますけど、確かにお金は大事ですよ。私も思いますよ、お金は大事と。ただ、それと選択権の問題を考えた場合には、やはりそうやってそれがいいんだという方に対してのフォローが今の段階、自分たちも答えが出せないような状況だから、やっぱりそこをもうちょっと行政として考えられたらというふうには考えてますが、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

これは非常に今町立と民間と、それぞれ募集を抱えて、やはり埋まるのは今まで聞きよりましたら民間から埋まると。ずっとですね、募集ですよ。で、そちらの要望から埋まってくるというようなことも聞いております。そういった中で、全く反対にその民間がいかにというあれではないと思うんですよ。ですから、やはり社

会がそういう動きよるからというんじゃないんですけども、非常に民間というのは、私も全部運動会とかそういった発表会とか行っておりますけども、絶対負けませんと、園長あたりはもう町立からは絶対負けませんというぐらいにサービスはしっかりやっていますよといった形で、それだけの自負はあるわけですね。そして、同じ子どもですからしっかりと受け入れていきますよという、そういった回答も聞いておきながら、いややはりうちは町立で行くということがなかなか言いにくいところがあります。ですから、厚生常任委員会の方も見に来られておりますけども、やはりしっかりとした保育はされておりますよ。

この前もヴィラのぞみ愛児園でもASEANから、あなたの娘さんが行きよったところですが、ASEANから指名されて園の視察まで来られたって。非常にうちの民間はレベルが高いっていうように皆さんも認識されております。今回大川保育園と星の子ですかね、そこは相和会が入っておりますけども、今度は志免の民営化という中で相和会またそこに入りましたね。だから、非常に運営がいいとか、そういったものを聞いておりますので、やはりよそがそういった形でいいものは取り入れていくわけですね。

そして、財源を安価とするなら、その安価になった分についてをほかの財源をサービスに持っていくと。今回特に先ほど障がい者の加配を言っておりましたね。この前プレゼン大会でも1人7万何千円かを14万何千円かに増やしますよといった形で、これはしっかりと行政がそういったものについてフォローしていきたいという思いでございます。

それからまた、療育あたりも待機が3か月になるということで、そういった職員も別に雇って、就学前の中でしっかりと療育しながら健常者と一緒に今後学校で過ごせるような形で私たちは少しでも早くからやっていきたいという、そういった思いの中で、この前の保育所で説明された不安な部分っていうものをしっかりとその辺でカバーしていきよります。

ですから、そういった建物でそういったお金をかけるよりも、きちっとそういった住民サービスの中ではお金をかけて、やはり少しでもお子さんたちがよくなるよいうにといった形でやるのが私は行政の仕事ではないかなと思っておりますので。ただ町立であればいいというだけの問題で事は進まないとは思っておりますので、やはりそういった施策が一番大事なことではないかなと思っております。そういった中で補助金をもらいながら、その補助金の余った分につきましてはそういった療育あるいは加配につけて、しっかりと皆さんの要望に応えていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

私立は私も悪いとは言ってませんからね。ただ、これはちょっと真摯に向き合っていないといけないんですけど、公立で、これ既存の人を対象にしてよろしいと思うんですけど、既存に入所されてる方が来年度の30年度の入所に向けてと申し込む場合に、運営が変わることに対する不安ですね、そこをやっぱり求められると思うんですよ。それに対して行政としてきちんと、町長は今の答弁だともう民営化に行きますということでありましたので、そういうことで仮になるとしますよね。ただ、議会として現実対応で行かないといけませんよ、もうこれ。議会としては9月に請願を採択してます。ということは、町長が仮に3月の本予算に民営化に関する関連予算をつけてきたとしても、議会としては、仮の話なんですけど、仮定の話なんですけど、恐らく通らないんじゃないかと考えるんですよ。となると、全く進まないという認識になりませんか、町長。これはもう町長も議会人だったから、請願を採択したということであれば、じゃあ3月に予算がつきました、それに対して請願に賛成した人が予算に賛成するということはまず常識的にはあり得ないというふうに考えないといけないと思うんですよ。だから、そういうもう想定できる話をやっぱりしていかないと、3月になったらまたこういう問題がぶり返されてくると私は思うんですよ。どう思いますか、町長。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

前回の議会で請願が可決されましたね。で、反対の方につきましては継続にしとかんと協議ができませんよという形で盛んに皆さん言うておられましたよね。ですから、それは採決してしまっただけで否決してしまっただけでこの話はできませんよ。9対6で6の方が、だから残して継続で行政でもっときちっと協議しなければいけないんじゃないんですかということ盛んに言われましたけども、ほかの9の方が、いや、採択せないかんと行って切ったわけでしょう。私は何もその議論の中に入っていないですよ。だから、そういった中であなたたちが自分で切っとなら、何かどうですかとかと言われても、私は何も審議してないですよ。だから、その辺は考えといてください。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

いや、それは分かるんですよ。請願を町執行部が尊重しないとイケないということはないというのは分かります。そういうことを言われましたね。

◎町長（因 辰美君）

（許可を得ない発言あり）

◎11番（福永善之君）

あっ、尊重しますか。分かりました、分かりました、尊重しますね。法的には縛られないと、町の政策にですね。ただ、私は現実的な問題を今から想定して先ほども述べたつもりなんですけど、請願は9月で採択してます、議会として。3月に町長が、午前中の答弁からもう民営化でいくんだというお話しされましたので、3月に関連予算がもう出てくるでしょう。当初の計画3年でもうやっていくんだという話であったからですね。ただ、現実問題として議会で請願を採択した人たちが、3月に関連予算を持ってきて、それに賛同するということはまず常識的にあり得ないんですよ。否決になる可能性がもう多々あると。それを町長がやっぱり自分で御存じとは思いますが、議会人だったんだから。だから、そういうところを想定すると、やはり何らかの妥協案を持っていかないとなかなか物事が先に進まないというのが私からするとあるんですよ。いかがでしょうか。民営化の先ほどのお話ですね。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

3月までには、ぜひ皆さんにご協力願いたいと私は思っております。ただ、今後のことにつきましては、突然にといった形で多くの方が言われましたけども、突然では私はなかったと思うんですけどね。しかし、初めから粛々とやっていけといった形で、そういった中での反対でございましたので、それはきちっと協議会から立ち上げて打診していこうと思っております。そういった中できちっとしたルールの中でやっていけば私はご理解されると信じておりますので、そういったものにつきましてはちゃんと協議、まあ来年度予算につきましては私は選定の協議会だけでしよう。その分しか出しませんよ。そういった中でちゃんと協議会させてください、今から進めていきますから協議させてくださいという中での私は予算の要望だと思いますから、その辺につきましてはやはり私は、特にあなたがどうするとかって言うて、2年でやりましょかねって言ったことをうのみにしたもので、突然に怒られたわけですよ。ですから、私はもう分かりましたと、粛々とやっていきますと、きちっとそういった中で審議させてくださいということで思っておりますから、ぜひそのようにですね、議会というのは協議する場でございますので、ただ頭

から反対、賛成じゃなくて、やはりしっかりと協議させてくださいというものについては、協議をするなというのが議会ではないと思います。協議することにつきましては、やはりご理解願いたいと思いますし、そういった中で3月は、それぐらいのことならやってみんしゃいと、それで最終的に一年たって考えてみようやというような形で進まればと思っておりますので、ぜひその辺につきましては3月の予算出しますから、ご協力賜りたいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

町長もばくちはあまり打たないほうがいい。人生の先輩だから申し訳ないんですけど、事を動かすにやっぱり妥協していくというところが大事とは思うんですよ。考えを変えるとか、そういうところはまず難しいと思うんですよ、今回の。少ない方ではあるんですけど、公立をいって言われてる方に対する、そういう対応というかですね。この申込書は曖昧だったんですけど、そういう方に関しては、じゃあもう民営化でいくという感じで伝えてもよろしいということですか、行政としては。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

まだこれから3年あるわけですね。審議してから、それから建設してから立ち上がってオープンするまで3年かかるわけですね。今現在の方がもうだめだ、だめだじゃなくって、恐らく大半の方がもう小学校に行かれるわけですね。だから、そういった運営が決まったならば2年後からはそういった形が変わりますよ、しかしあと2年間は町立でちゃんと預かりますよというような方向でございますので、今すぐ町立だの民間だのじゃない、オープンするのは3年後でしょ、今のままいつでも。ですから、今の方が全員がそんなに反対される必要もないと思いますし、3年間の中で変わっていきますよといった説明をすれば私はご理解いただけるんじゃないかと思っております。でも、1園ちゃんと町立があるわけでしょ。それにかわるのであればかわられても構わないと思いますので、そういったことも考えながらやっていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

では、公立の申込者で仮にそういうご不満を、不安ですね、をお持ちの方に対しては今のような3年間、今後3年間で新しく民営化にオープンしたいと思いますところの情報発信というのはやっぱりしてってください。

ただ、行政のあり方としては、行政が募集かけますので、それは行政のほうと言わないといけませんよね。そういうところはやっぱりそういう発信をしてください。

ただ、現実には、町長、やっぱり現実的には対応していないといけない。先ほど何回も申したように、議会で請願を通してということは、予算を可決するということはまず常識的には正直あり得ないということがやっぱりありますので、そうなってくるとまたこの2園が取り残された状態でどんどんどんどん先送りされていく。歴代の2町長が先送りしたように、因町長も同じような道をたどる可能性が今のところあるんじゃないかというところを指摘しておきます。

では、2番目に、請願採択により、公立2園ですね。仲原保育所と中央保育所の老朽化対策の計画は今後どのように見直されますかと。見直さないですね。先ほどの、もう民営化するというところだから。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

全体で1園が3億5,000万円ぐらいかかりますよね。で、2億円ぐらいの補助金がもらえるということになれば、その2億円をちょっと歩み寄るということは、私はもう経営者としてできません。それよりもその2億円浮いた分についてはやっぱり住民サービスのほうに持っていきます。そして、特にこの前の不安がらわれておられた保護者の皆さまには、先ほど言いましたようにあらゆる中でフォローしていきながら、私はそちらのほうにお金をぜひ使いたいと思っておりますので。そして、最終的にはいい子どもたちが育つためにお金を使わないかんと思っておりますので、その方針についてはですね。

それとまた、昨日あなたは是松先生の講演会を聞きに来とけばよかった。もう地域の人がみんな支えていかないかん、どれだけ私らの子どもが、あずささんやったですかね、地域の人みんなで支えていただいたと、もう涙の出るぐらいな講演やったとですよ。ですから、私はそれを聞いて、私はやっぱり今自分たちが掲げて、粕屋町がみんなで、町立も民間もみんなで一緒に支えていかないかんという思いは間違いやなかったねと私は思いました。そういった中で、少しでもみんなが支え合いながらフォローしていくということが一番大事なことであるという、更にきのうの講演会で確信しましたから、決して変わるものではないと私は思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

町長が言わんとしてることは、ことがすんなりご自身の思うように、3月に関連予算上げて、それが可決されて、3年後には民営化になるんだということを前提にしたお話をされてると思うんですけど、一方では、私が想定する流れからすると3月はまあ否決という道になるんじゃないかと思ってますので、そうなってくると今公立の2園の現状を、やはり建替えがちょっと先送りされるという前提に話すと、私たちの厚生常任委員会として現場視察をさせていただきました。その中で現地の不備な部分とかのご指摘を先生方から受けたり、自分たちで目視的に確認をしたり、リストアップをしております。町長の提案が通るにしても、やはり短期的には補修をしていかないといけないだろうというところが出てくるとは思うんですよね。そういうところをご理解されておりますか、予算づけとしてですね。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

以前からずっと言っておりますように、補修するレベルではないんですね、この保育園が。それよりも建替えたほうがはるかに安価できれいな園になるわけです。だからそれを皆さんにお願いしよるわけでしょう。これをどうやって修理しようと思うちゃあとかいなど、いっちょん分からんとですよ。これが幾らしてもしてもよくならんとでしょ。そしてまたささくれとうとかいろいろあったときに、園児がそこにおるときに工事とかやれんわけでしょう、なかなか。そういったことも全部私たちは把握してものを言いよるわけですね。だから、やはり別のところでも建てとって、そちらに移動していただくというような、そういった事故のないようなこととか、どうしたらいいかなど、園庭の中につくるか、どうしたらいいかなというような、そういった議論をやつとるわけですよ。だから、何も修理しないと、修理するよりはるかに建替えたほうが安価でできるって私は言いよるから、何でそこに修理とかそういった話が出てくるとかなと私は思うとですよ。だから、特にあなた一番ご理解してる中で、そういったところでこだわる必要ないっちゃんないですかね、私は思いますけど。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

町長、言わんとしていることは分かるんですよ。ただ、これはもう未来の想定

を、先ほどから何回も述べているように、町長が今やりたいという方向で事が進むなら、今の言葉も恐らく説得力はまああるかもしれないですよ。ただ、短期的にやらないといけないところはちょっと出てきてますからね、その3年かかりますから、建て替えまでに。その間にそのままいいということではなくて、やっぱりやらないといけないところ、ちょっと微々たるものは出てくると思いますよ。私が想定するに、まず3月の関連予算、非常に難しい、今のままだったら。お互いが妥協をしなければ難しい。その状況で考えると、お互い言いたいことだけ言っていると、もう何も先送りですよ。だから、現実的に私は申してるんだから、やはり短期的にしないといけないところはしないといけないと思うんですよ。恐らくもう否決されますから、予算はですね、今のままだったら、ガチンコだからですね。だから、何らかのやっぱり妥協点を見つけるような話し合いを持てるような場をつくらんといかんと思いますけどね。

◎町長（因 辰美君）

（許可を得ない発言あり）

◎11番（福永善之君）

もうそれは事が終わったことだから、先にやっぱり進まんといけないから、だから短期的な部分ですよ。やっぱり補修の予算をつけていくべきじゃないかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

それはまあ早くても3年間かかるんですから、それまでに間に合わないものにつきましては、やはり補修は必要なところはやっていかなければならないと思っております。それにつきましては、もう一回調査させて見直させていただきたいと思えます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

あと、行政として7月に中央保育所と仲原保育所で説明会を行政主催でやられましたよね。そのときにアンケートをとると感じのことを話されて、結果的にはQRコードとかインターネットでいろいろとってきたといういきさつがあったと思うんですけど、10月31日に一応そのアンケートの募集を締め切ったというところまでは伺っておりますが、やはりその後のフィードバックですね、そこがどういう意

見が上がったのかというところが見えてこないという感じで私は捉えておるんですよ。だから、これは反対の方だけではなくて賛同する方の意見とかやはり何らかの形で公表していくべきじゃないかなと。今町立がいいという方たちに対してもやっぱりそういう意見もあるんだぞというところを、これは公平な面とか情報発信の面とか、そういうところで正確に発信したら、行政としても、ああ、自分たちに不都合な情報でもちゃんと公表していくんだなど。これは私たちも一緒です、議会人として。だから、そういうところをやはり町民に約束したことは、期日が来たら直ちに公表していくという癖をつけていただくようお願い申し上げます。

では、私の一般質問を終わります。

(11番 福永善之君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

皆さん、お諮りします。

1時間たちましたので、トイレ休憩にしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時45分)

(再開 午後1時55分)

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

議席番号6番中野敏郎議員。

(6番 中野敏郎君 登壇)

◎6番（中野敏郎君）

議席番号6番中野敏郎、始めさせていただきます。

朝から3人お聞きしたら相当に私も頭が疲れておりまして、ただ何か重なるような話というのがいっぱいありまして、確かに私もこうやって持ってきて、まあいいモデルがありましたなというふうなところなんですけど、こうやって公開していくというふうな世界というのは明らかにいいことかなと基本的に私も思っております。最後まで見てなかったんですが、ああ、最後までまた乗ってるんかというところを見ながら、ああ、そういうふうな力で動いていくというのも、それがやっぱり行政としてのというんですか。ただ、先ほどもありましたように公平平等な形でのっていうんですかね、そういうのは必要かなと思いますが。私も実は今回3つの質問事項を考えておりますが、もうこの間この課長さん連中、皆さんが、連中と言って失礼いたしました、皆さんが公開プレゼンやられた、それと同じような思いでっ

うか。私もぜひ町長の施政方針に何らかの形で追加なりとか変更があるような形のことを提案させていただきたいと思って、今から語らせていただきます。

まず第1番目なんですけど、今朝も横を通ってきたんですが、旧役場庁舎ですね、その横、随分形がもう見えてまいりましたよね。この間から見てて、私もバイクでよく来るんであの周りをぐるぐるぐるぐる回って、これどうなるんだろうな、おお、これ一般質問にいい事象じゃないかなというふうなことを思ってからずっと構えておりました、どなたかするかななんて思ったけど。実は、この間の議員の報告会の中で私の隣に座ってる方が、あそこの一等地はどうするととかですね。確かに一等地っていう言葉が一番粕屋町の中であり得るところの一つだと思うんですよ。それがずっと今までっていうのは形が見えなかった。まあ町長は随分前に一般質問されましたよね、私もそれを覚えているんですが、実は私もえらく関わりがあって、あそこの空間をちょっと暗くしたのは私であります。何をそうしたかといったら、随分前の会社にいたときにあそこに植栽工事した、レッドロビンというのを植えました。あれは私が計画しました。それから、ピンコロというのを5段、6段ぐらい積み上げました。あれも私が一応基本デザインして、うちの社員にさせました。私の一つの思い入れっていうのがあそこでなくなってしまったんで寂しい思いはしてるんですけど、今までああやって隠れてて何らみんなに影響を与えなかったんだけど、ああやって見えたならお一層一等地が見えてきますよね。町長もさっきからうなずいてあるから、ぜひその一つの思いをお聞きしたいと思います。

この一番の質問、旧庁舎跡地、どのような計画があるのかというふうなところをお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

今工事しております旧庁舎跡地のところでございますけども、現在は若宮のほうから右折レーンを拡幅して工事をいたしております。予算が今年全部つきませんでしたので、来年は607号線、セーフティー警備会社のあちらのほうにまた右折レーンをつくります。そういった中で交通緩和できるような形で、まああちらのセーフティー警備会社のほうには県の土地があったそうでございますので、そちらのほうを拡幅させていただいて工事するというような方向で進んでおります。ですから、完成は今年、本年度、来年度の3月いっぱいぐらいでできるんじゃないかなと思っております。

そういった関係の中で、その以降あの旧庁舎跡地っていうものがどのように活用できるかということを考えております。今現在につきましては商工会の駐車場に無

料で貸しておりますけども、やはりうちの財政から考えると、商工会の活性化というのも一つありますけども、やはり土地を利用することも考えていかなければならないと思っておりますので、この件につきましては、今後どのような業者あたりも来るかも分かりませんし、そういった中になりましては旧庁舎跡地対策委員会というのがあります。これは役場跡、議会のほうと役場のほうといった形で混成して委員会があるわけがございますので、そちらのほうにきちっと情報とかそういったものがありましたら提案いたしましてご審議願います。そして、それから今後につなげていければと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

今、大体の方向というのは指し示されましたが、私も思いますに、例えば自分の敷地というか、自分の敷地というふうな形で、ああいうふうな形で乗り入れ口ってというのがはっきり決まりましたよね、今回の場所で。で、隣はまだ壁とかございませよ、福銀のほうとかですね。そういうことで、今後、まああれだけ動かしたから中もちょっと扱わないといけないだろうな、そういうときにやっぱり一つのビジョンがあれば、そういうところでこんな使い方できるんじゃないかっていうふうなところができるんじゃないか、乗入口はこっちにしようとか、確かにちょっと出遅れたかなというふうなですね。私も委員会に属しててその話があったとき、そんなこと何も申してなかったんで、ああ、残念だななんていうふうなことを思いました。まあ多分に持って、もうちょっとは商工会のほうで利用していただくというふうなことあるかと思いますが、逆に今使われないような状態でどんな不便が起こっているのか、あるいは今までどんな議論があったのかという調査も必要じゃないかなというふうな気がします、そのあたりいかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

今のところ商工会からの苦情というものはないのではないかなと思って、まあ事前通告いたしておりますのでそういったものではないかなと。議員ご指摘のとおり、福銀側の壁も間が狭うございますので、セットバックしてからつきかえなければならないというような状況でございます。そういった中で、2年間ありますから、もっと議会のほうでもいいものがありましたらぜひご提案していただいて、そういった中で資産活用やっぴいこうやなといった形で提案していただければこちら

も助かるので、よろしくお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

先ほども言いましたように、町長の施政方針に載るよというふうなことで言っておりますので一言は申したいと思いますが、確かにあそこをせつかくそうやってから駐車場になってるけど、その影響力というか、どうか分かんないっていうかですね、ありますし、私からしたらひょっとしたら、大体ああいう土地っていうのは今まで古いところだったら三角柱のぱあんとあって町のスローガンが書いてあったりとか、ちょっとしたオブジェがあったりというのが多かったんじゃないかなと、過去にですね。そういうのも時代錯誤かもしれないし、逆に言うたら町長がこれ出したいというのは大いにぽんとアピールするような場でもあるかなと思うんですが、何か私がちょっと想像した、きょうの話の中でぽこんと浮かんだのは、例えばあそこを駐車場にして、駐車料金がかかるかもしれないけれど駐車料金を払うときにお金っていうか物で、町の特産がそこで買える、安く買えるみたいな形で、町の資本というか町の資源というものをうまく生かしているようなことになったらいんかなというふうなところをちょっと思いました。これは参考にというか。

今日の基本というのは、基本的に自治というふうなことで何か皆さんに訴えていきたいと思うんですね。自分たちの町自分たちでつくっていく、そういうふうな、あそこが拠点になるというふうなことが大いにこれからの未来を、粕屋町っていうか、粕屋シティーになるのか、そういうときの大いなる発信ポイントになるかなと思っておりますので、1点目の質問はそういうことで終わらせていただきます。

2点目のほうは、自治体であるということに関してというふうな大きなテーマを自分の中では持っているんですが、自治体っていうことが随分何か私たちっていうのはいろんなところで、ううん、おかしいよね。まあ町長の公開プレゼンの最後の締めっていうのは補助金でどうのこうのっていうふうな話がありましたね。補助金をうまく使うというのがやっぱり一つの行き方だと思うんですが、逆に言う、私がそういう立場の逆の立場であったら、それで皆さまを自分の方向に向けたっていうふうな思いになるわけですね。そういうとこにうまく乗っかる、それもいいんかもしれないんやけど、自治という、自分で自分たちを治めていく、その僕らは自治体であるという基本に立ち返ってもう一回何か考えていきたいというふうなことで、ちょっとこの半年間というか何か月間、いろいろ勉強してまいりました。

ちょっとこれ雑談になるかもしれませんが、前回の9月議会で私最後に公開実験をやりました。共生であるとか共創とかそういう言葉を言ったときに、この言語

認識がどういふふうな言葉を書くだらうかといふふうなこと言っておりましたら、きちんとやっぱり共創というのは共に創造する、そしてから共に生きるっていうんですかね、そういう文字が出ておりました。ああ、競争するだとか、そういうふうな世界でなくてよかったなと思ってるんですが。

世の中を見ましたときに、私も新聞記事、つい11月ですかね、関係する方もおられるかと思いますが、来春の大学入試で九州大学が第12番目の学部をつくると。そのタイトル、もう知ってある方もいるですよ、ここにある同じ言葉なんですよ。共創学部というのをつくられるそうです。ああ、時代っていうのはこういうふうな世界に行っているんだなと。これだけじゃないんですよ、あとちょっと読んでいたら、九州産業大学、そこに何て書いてあるか。これは学部改編なんですけどね、地域共創学部。まあ九産大からっていうか、市役所とか町役場に来られる方もいらっしゃるかと思います。そういう人たちがそういうことで学んだ知識、今からは共創なんだよというふうなところをうまく町政に、あるいは市政に反映させる、それがやっぱり今の中心的な動きじゃないかなと私は思っております。

そんな中で、実は今回みやま市の話というか、大木町それからみやま市、この間も、前回ですね、ちょうど一年前もそんな話をしたんですが、ついこの間これが私のところに入っておいりましたんで見ました。もちろん自分の町も見ましたが、それ以上にみやま市っていうのを今度説明するからぱっと見たんですね。みやま市、皆さん、案外3文字で書いてある平仮名の町名というのは、市名って幾つかできたんで、あら、どこだったかなというふうな思い持つんですけど、簡単に言えば昔あった瀬高市ですか、それからその横に山川町っていうのがありました。それからもう一つ隣に、こっちは三池郡なんですけど高田町っていうのがあったんですね。その3町が合併してから、まあ3万何千ですけど、3万5,000だけど市になった、特例ですね。3万5,000になってるんですが、ついこの間訪ねたときには毎年やっぱり500人ぐらいずつ人口が減っていると。減っているというふうな話は聞きましたが、とりあえず私がここに取り上げるから、元気なんですよ。ああ、すごい、この町の発信力っていうんですか。まあ先ほどのこのかすや広報に載せるような記事がいっぱいあるような素晴らしい、これは粕屋町広報じゃなくて県レベルとか日本レベルでもテレビに結構出てくるんですよ、電気の関係とかで。で、町の一つの売りっていうのがもうはっきりと打ち出されております。挨拶を日本一とかというのもあったりするんですが、ここの町の一つの目標とはエネルギー地産地消都市ですね、エネルギーは地産地消する。それから、バイオマス産業都市、こういうふうな形で私研修受けてきたわけですが、前回私も町長に1年前にその質問したんですが、同僚の川口議員が質問された、その記事をこの中に書いているわけなんです

が、質問通告書の中にですね。因町長が答えられた文章だけちょっと読ませていただきます。私も農家でございますから、中野議員のときもちょっと言いましたが、やはり自然はサイクルで考えなければならないと思っています。そういった残滓等があればまた土に戻すという、そういった基本もなければならないのかと思っておりますので、私のそれは個人的な意見でございますので、しかしながら3町としてどのように進むのかというのは今後協議してまいりたいと思います。その中で意見を求められたら、私はそういった考えもあることも発言するのかなと思っておりますというふうなことで、それから1年たって委員会もあつたんじゃないかと思っておりますが、そのあたりで町長はどういうふうな形で意見を述べられたのかというふうなところをお聞かせ願えたらと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

今、大牟田リサイクルが平成34年度で終了いたします。その後、このクリーンパークは39年まで乙犬と契約をいたしております。そういった中で34年までそこでRDFというものをつくって大牟田のほうに搬入いたします。それから、35年からどちらのほうに持っていくかというものも検討していかなければならないものでございますけども、恐らく近隣の市町村で安価で受け入れてくれるところに、やはり持っていかなければならないのかなと私は思っております。

しかしながら、議員ご指摘のように3町、今5町来てますけども、これがきちっと大木町のように振り分けて、これは堆肥のほうに持っていく、燃やすごみ、肥料にするごみってきちとなれば、やはり私はものすごくいい循環サイクルになっていくのではないかなと思っておりますが、今のところ全体的な考えといたしましては、今RDFで行っておりますから、途中で止まるわけではございませんので、そういったRDFがどうもこうもならんようになれば、そういった次の段階のことは考えなければならないと思っておりますけども、今のところRDFでやっていくという、3町、そしてあるいは志免、宇美が入った5町の考えでございますので、そういった先進的な改善の意見という場は余り持っておりませんので、今のところそのRDFでいかなければならないのかなと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

そのRDFが、県が受け入れない場合でほかがどうやって受け入れていくかとい

うのも、突然また今回みたいな形で止まれば、そのクリーンパークも意味がないとか。だから、逆に言うたら新しくどうのこうのをつくるというのは大変なことなんですけど、逆に言うたらもうなくなってしまふんだから考えなきゃならないと、ある意味でいいチャンスなんですよね。町長言われたような、そういう循環するという思いっていうものをぜひ何か私からしたらというんですかね、何か構築していただきたいとか。それがやっぱりこれから町の発展とか、それが当たり前とか、原点になってることやないかなというふうなことを思うんですよね。

みやまで研修させてもらったところでも、やっぱりこのみやまも21年度にこういう話を発足して、やっと今、元小学校の校庭に工場ができてるんですよね。それまではやっぱり8年くらいかかっているんですよ。そしたら、先ほどのタイムスケジュールからいったら、そんなことも持ち込んでも十分やっていけるとか、そういう思い持ってますよね。みやまの場合はお隣に先ほど言いました大木町があるから、この大木町がすごいやっぱり推進役をしてくれたと思うんですよね。私も前も言いましたように、大木町の職員の方からいろんな話を聞いたんですが、やっぱり町が何を推進しているかでその町のスタッフとかトップが変わっていつてる。で、今私が説明を受けたその課長だった人が副町長やってるんですよね。ああ、そこがその町のはしりとかトップで推進しているんだというふうなところが私にも見えてくるとか。まあ私もそういうところ、この町の中でどの課長がえらい、どうのこうのいないんですけど、例えばよくテレビを見ていると何が出てくるか。がちりマンデーでしたかね、あれなんか見ていると大概出てくるのは誰が出るか。やっぱり地域振興課ですね。そういうところとか地域観光、まあうち観光ないから大体地域振興課あたりの課長さんなんかそういうテレビ出てきてから、いっぱい村の中、町の中を歩き回って新しい産物であるとかそういう開拓をやっているとか。そういうふうな動きがあるのをやっぱり私たちは見習って、うまいぐあいに、みやま町は大木町を見習ってやっていつている。それだけじゃないってとか。

で、この辺の幾つもの町っていうのがそれぞれ共同してからいろんな事業をやっているわけですね。これは生ごみの話なんですけど、生ごみを、私もこの話聞いたときびっくりしました、生ごみとそれからごみを焼却するのに古くなっているから、先ほど言ったようにもう古くなってるか建替えないといけない、今度柳川と一緒に合同でするそうなんですよね。その建物を建てる。で、建てるのに、おいおい、待てよ、うちの町は、みやま町ですね、は生ごみを出しませんからと言ったと。そしたらどういことが起こったかといったら、この新しく建てる焼却炉、焼

却に10億円ほどお金が予算が下がった。これ想像簡単ですよ。いかに生ごみを燃やすのが大変かと。あれだけのべちゃべちゃした水を燃やすのに結局はその自分の力だけで燃えないから重油入れたりとかガス入れたりとか、そういうことをやるわけでしょう。だけど、みやまはそこに目をつけてというか、あるいは大木町がそうやっていたことを、みんな生ごみは持ってきて、そこで発酵させてバイオで電気をつくるであるとか、あるいは液肥をいろんな農家に使うとか、そういうふうなすごい有効利用というんですか、まさに循環っていうんですかね、そういうことをやっている。もう一つ言ったら、下水処理というか下水道が余らないで基本的に簡易ですね。そういう水も持ってきて、まあ普通、こういう言い方はちょっとあれかもしれませんが、そういう衛生車が入ってくるとちょっと迷惑施設になるかなとかというふうなところも、そういうことがないように、そこが一つのまちづくりの拠点としていろんなイベントもやるようなシステムをつくってる。見習うところというのがいっぱいあるかなと思いますので、ぜひこの辺、私が聞いたことっていうのを、それがほんの10分の1ぐらいに話になってるんかなという気がします。そのときの資料というのもたんまりあるんですよ。どれも、これっていいな、何人も何人も説明してっていうんですか。やっぱりトップに行くところというのはこういう説明をして、自分たちの図式というのが何回も何回も更正されていっていいものをつくっていくわけですよ。そういう町になっておりますので、ぜひとも、これはもう次の大きな町のテーマになることだと思っておりますので、ぜひそのあたりの対策を練っていただきたいと思います。

2点目の質問なんですが、この町というのは実はこれだけじゃなくて、さっきも言いましたように日本初エネルギーの地産地消都市、要するに発電のほうもやっていってるんですよ。田んぼとか広い土地の中をパネルをいっぱいつくって、自分たちの校舎とかあの建物につくっていつているんですよ。これを考えたときにひらめいたのは、安松課長が清掃工場の話をしたときなんですよ。ああ、そうか、あの清掃工場ただ潰していくっていう。まあ潰さなきゃいけないですね、そういう必然があって。だけど、潰した後に何かこれって利用できないんだろうか、そういう積極的な意味でもというふうなことを思ったんですよ。そのあたりで、あそこにパネルをばあっとひいて。正直申しまして、あのパネルの姿って、私は造園家ですから余り好きじゃありません。好きじゃないけど、やっぱり今のエネルギー政策やいろんなことを考えたときには、あそこにそれなりのうまい形をしてできたらどうなんだろうなって。あそこから役場やらドームやらみんな電気さっと持ってこれますよね。ひょっとしたらかすやドームというのはなんか災害があったときの大きな拠点になるって。いろんな意味で、水も近くにあって、それも電気も使え

る、そういうふうなことにもなるんじゃないかとかも思ったりしたんですが、これは私の勝手なる発想なんです、町長、そういうふうなことに對していろんな情報が今入ってきてるかと思いますが、どうお思いでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほどちょっと言い忘れておりましたけれども、ごみと、それと燃えるごみじゃないらしいですよ。今は燃やすごみなんです。で、燃やすごみをきちっと分けて、そこで燃やして、この前名古屋だったですかね。6億円ぐらい電気代を上げようですよ。だから、今後の焼却炉というのは、やはりそういったRDFではなくてきちっと分別して、燃やすごみということをきちっと分けて、それから火力で発電するというような、そういった方式も今、やはり今後やるならそれがいいなといった形でこの前研修を受けたわけでございますけども、太陽光、私も全部ちょっと、納屋のほうに全部上げておりますけども、これがいいのか悪いのかというのはちょっと余りはっきり分からないんですけども、当時は素晴らしい発想の中で太陽光が出てきたわけですが、この頃何か陰りがあるんじゃないかなという認識をしております。ですから、もう少しその太陽光につきましては調査研究させていただきまして、それで今後また対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

確かにいいことを言われました。ごみというのは混ぜればごみになって、分別すれば資源になるという有名な言葉ございますが、本当、うまく分けていけばそうやって燃やして発電を生むんですよ。まだまだ資源としていっぱい使える。先ほどの発酵もできるというふうなところもありますし、粕屋町だけじゃなくてこの周りもいろんな形でこういうことを今実ほうごめいておりますよね。新聞報道で例えば市民共同発電全国1,000基とかというふうな形の記事も載っておりますし、九州大学が、まあ九州大学は春日のほうにもありますが、そのキャンパス、その周りとおわせて発電の組織をつくっていかうとかというふうな、そういう形で世の中っていうのは随分何かうごめいていってるといふふうなことを私も思っておりますので、ぜひそういうところのアイデアというものをうまく調査されて。

まあこれ3番目の質問になるわけですが、実はみやまの研修会に行きましたときに、行く前にちょっとアンケート調査を受けたんですよ。実はこのみやまの研修

会というのを誰がやったかといったら、西日本新聞社の佐藤弘氏ですね。彼が中心になって、中村修という人物が中心になっての話だったわけなんですけど、そういう中でちゃんと最初から私たちにアンケートをとりまして、この会議にどういうことを期待しているかというふうなことで出たときに、私も行政とその町とそういうエネルギーシステムとかごみとかの関わりについてというふうなことを書いていきましたら、しっかりと返事をいただいたんですよね。何て書いたかといったら、もう一度役場職員を連れて視察に来てください。循環については本を買って読んでください。その次に講師、まあ中村さんでもいいんですけど、呼んでくださいって。結構ためになります。30名の募集だったんですが、実際40何名ぐらいいらっしやっただと思います。

もう一つ言えば、この粕屋町で3名も行かれたんですね。示し合わせて行ったわけじゃなくてたまたま偶然3名、10分の1は粕屋町から来たというふうなこともありました。それから、市議会議員。福津の市議会議員が2名、あるいは八女の市議会議員も1名とかいうふうな形で。やっぱりそうなんですよね。いろんなところがそういうふうな形でごめいているから、その近辺の人たちもこれは何か勉強しなきゃと。この辺だったら宗像がそういうふうなバイオの産業都市宣言みたいなことをやっておりますし、ぜひ、乗り遅れるというか、これ必然的にもうそんな世界になっていくんだってというふうなところの認識というのを持っていきたいとかいっていただきたいと思うんですよね。

実は私、このコメントの中にキューバの話も書いておりましたが、先ほどみやまに行った研修に行った人たちと一緒にキューバに研修に行きました。何の研修かといったら、実は農業のことで真面目に行こうと思って。こんな本が、200万都市が有機野菜で自給できるわけという本があったんですね。ああ、想像して、キューバの町は例えばアメリカから好かん食ってる。それからソ連は崩壊してもう何も来ない。じゃあ彼らは屋上とかいろんなところで菜園とかつくってやってんのかなと思ってから行ったんですね。何のために行くかといったら、私はそういう世界だったら循環というのがしっかり見れるんじゃないかと。

実は循環というものの素晴らしさというのは、この日本の江戸時代にあるというのが最近のいろんな学問、江戸学っていうんでしょうか、江戸の学問をみんな研究してるんですよね、結構。何でかといったら、そのとおりにうまくやっていいたらすごい循環型の世界というのが築かれていく。私ももうそういう本ばかり最近読んでるんですよね。江戸とキューバに学ぶ。もう江戸とキューバが同じだとかというふうな体裁で本があるんですよね。

で、キューバに行ったんですが、残念ながらそういうふうな野菜園がいっぱいあ

るとかというのはほとんど目にすることはありませんでした。まだまだこの辺はしっかりと自分たちの反省会もやってないんで分からない部分あるんですけど、基本的に言ったら、まあ温度が違うんだから、私たちは野菜が簡単に育つけど、あの国はあったかい、暑い、そういうところだから、そういうエネルギーは例えばフルーツであるとかそういうところでもとるんかもしれないです。みんながみんな私たちがスタンダードと思ったら勘違いかもしれないなというふうなところも思ったんですけど、基本的に江戸にしるそのキューバにしる、そうやってやり遂げていく、ずっと生き抜いていくという力。で、増えもしないというか。力というのは江戸に学ぶべきかなと。私何回もこんなことをいつも言ってますよね、何かといたら、基本的に江戸時代というのはお天道様の恵みの中の1年分だけの収穫を1年分の中で食べていくし、調理するし、加工するんですよね。だから、そんなに生産を増やすとかということもまずないし、まあ少しずつ人口が増えれば増やしたんかもしれないけど、もう仕事をもっともっと生産性を上げようとかというふうなこともなくてもよかったというんですかね。まあそういう時代で今と江戸時代は違うんだという考えもあるかもしれないんですけど、やっぱり学ばなければならないところというのがいっぱいあるというか。

もう一人、田中優子という、この人法政大学の総長ですよ。何か6大学で初めての女性の総長になったって、よくこの人もテレビに出る。彼女もずっと江戸のことを勉強しているんですが、そんな中にやっぱり書いてるんですよね、江戸を学ぶ。今までの学問というのはただ江戸の古い時代のことというものはどうだったかというふうなことを言ってたんだけど、そうじゃないんだ、江戸の中にいろんな使えるものがあるというふうなことを言ってて、焦るわけですね。何を焦ったかと思ったら、外国の方のほうが先にこんなタイトル、タイトルは陳腐なんですけど、江戸に学ぶエコ生活術って書いてあるんですよ。これ訳が悪いんだろうなと田中さんも言ってるんですけど、本来の本当のタイトルは何かと。Just Enoughですよ。ちょうどよいていうんでしょうか、そんな訳しかしきりませんが、Just Enoughというような形でうまいぐあいにその生産とかそういうものが上がっていたというふうなところなんです。そういうふうなことをやっぱり中村さんあたりもいっぱい勉強してというんですか。

だから、私なんか大木町のことを勉強しよったときに思ったんですね、大木町が何でこんなふうになっていったんだろうかな。やっぱりそれは彼らは自然とともに生きている。柳川堀割、あそこの水をきれいにした広松伝さんという人もいますよね。そういう物語も知ってるし、やっぱそういう循環っていうものが大切だということとずっと継続的に地域が学んできている、そんな土台があるんだと。ぜひ粕屋

町にもこればあんと取り組んでもらいたいと思うんですけど。第3問の、やっぱりこれ職員を例えば1か月でもいい、半年でも1年でもいいから、そういうふうな研修に行ってもらえるというか行ってくれと。そういうふうな人材がないのか、そういうふうな提案ができないのかなというふうなことを思ってるんですけど、町長、そのあたりどうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

大木町、みやま市、若干農業が主体であって、そういったサイクルで回しやすい地域ではないかなと私は個人的には思っております。そういったうちあたりのものについてはやはり生ごみとか、そういったものが非常に、あそこと比べるともう桁外れな多さになるんじゃないかなと。その中で肥料をつくっていくということについて、じゃあ処理するところにそれだけの農地があるかなとか、そういったものも若干考えるところがあります。受け入れるところがあってサイクルで回していくということは非常にいいことかも分かりませんが、じゃあうちの地域で合うかなという、若干考えますと、やっぱり粕屋町だけではちょっと。今回酒殿でも10町歩が潰れておりますし、戸原の北西地区でも10町歩が潰れておりますし、農地がどンドンどンドン潰れていっておりますね。そういった中でじゃあ還元できる場所の肥料、つくった肥料についてが還元できるかなというところもありますから、若干やはり今全体的に、まあ5町でやっておりますから、そういった中で考えていかなければならないのかなと思っておりますけども。

今のところ、職員がそれだけそちらのほうにノウハウがあるかなと思ったら、そういったところではなくて、もう少し別の方向で研修とかを行かせなければいけないのかなという思いもあります。やはり地域地域で求めるものが若干違うんじゃないかなと思っておりますが、その辺については今後検討させていただきたい。もしそういったところが、やはり自然もなからないかんというところもありますから、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

ちょっと消極的な返答だったかなというふうなところを思っておりますが、私だったらぜひそういうところを出してもらって、私の目の前には何か未来がそんなところにもあるんじゃないかなと思って。

ちょっと順番変えますが、今話されたそういうふうなことからいったときに、これ中村さんというの、ああ、文字が見えませんか、説明していきます、皆さんのほうに。これ何のことかといったら、要するに例えば町が100万円預けて資金を投資して、それがどうやって生きていくか、生かしていくかというふうなことなんです、やっぱり自分の町で使うというか、要するにずっと地産地消という言葉出てましたが、その地産地消をやることによってお金がすごく回りが変わってくるわけですね。これ見られても分かる人はあるかなと思います、大きなタイトルは地域内の乗数効果の一つの例なんです、例えば100万円町が投資した、誰かにですね。でその人がちゃんと町の中で80%、80万円分を使ったとする。その次、ずっとこちらの人たちは80%も町の中でお金をちゃんと使っていくわけですね。で、反対側は20%、わずか20%ですね。そうやってずっと集計していったときに、結局100万円の投資がどうなるかということですね。一方は100万円投資しててから500万円分のいろんなお金の動きが起こってくる。これをずっと足していけばそうなりますよね、大体500万円になっていくわけですね。まあ一つの理想でありますけども、ただ電気も自分とこでつくる、これももちろん九電じゃなくてどっかの会社にしていただいて、そのお金もまた町の中に落としてくださいというふうなやり方で8割とか、そういうふうな形でやっていくことによって。だけど、一方の20%だったら、あ、すみません、こっちが500万円に対してたったこちらは125万円なんですよ。この差っていうのがやっぱり町のいろんな元気が変わってくるんじゃないかというふうなことを思うんですよ。だから、いろんな仕組でこんなふうなことというのは起こってくることでありますから、ぜひともそういうふうな算段で、自分の町で、自治ですよ。自分の町で何でもつくっていくというふうな基本でやっていただきたいと何かお願いしたいかなというふうなところを思っております。

さっき出ました佐藤弘さんですが、彼はいいこと言うんですね。新聞の使命の一つが良質な問題提起と提案、みやま市の取組が更によき提案となるよう皆さんの活発な論議に期待しておりますというふうなことを。みんな私たちがコメント書いたんですけど、ああ、そうやってもう、みやまはすごい高まってっております。私たち3人この粕屋町の人行ったんですが、本当に圧倒されるぐらい元気なみやまというものを見せていただきました。何が元気かという、やっぱりそういうものだけじゃなくて、そこで関わる人がすごい元気がいいんですよ。これは行って見てもらわないとなかなか私も表現できませんけど、何しろ農業委員の委員長さんが女性ですからね。その人が菜の花畑をばあっとつくって、菜の花からそれでオイルまで、菜種油までつくるという、そんな元気持ってぶんぶんぶん推進されるんで

すよね。ああ、そんな元気を私はもらったし、ぜひ町にもそんな部分というものをつけ加えてもらいたいという。ぜひ何らかの形で講師を呼んでもいいし、いろんな形でやってくださいってお願いです。

じゃあ、最後の3点目なのですが、基本的に先ほども言いましたように、情報公開というふうな形でのことというのを私は大いに推進する人間でございますので、いろんな形で推進していかなきゃいけないかなとは思ってるんですが、実は私の話を言ったら長くなる、まだ時間はちょっとありますから言いましょうか。

随分前に体育委員長をしていたときに、ここにいるメンバーいらっしゃいますが、コミュニティーの助成金ですね、そういうのがありますからぜひ町のほうにそういうのを申請してくださいって言われたんですよ、体育委員長でいったときにですね。おお、これはいいね。よし、これ計画してからやっていこうって思って、プラン考えてメンバーも募集して行きました。どこに行ったかって、残念なことにあの当時はドームの後ろにあります楽屋ですね。えっ、何で楽屋。まあ楽屋にはさっと行けないで、その前の控室で待っておりましたから、しばらくしてから私の順番になりまして、私は呼ばれてから審査、審議委員でしたっけ、と職員おらっしゃってから、いろんな私の提案というものをしたんですが、そのときぼんとはねられました。何と言われたか。すごい頭に入ってる言葉があります。3年たってから来なさいって言われましたね。3年たってから。おい、ちょっと待てよ、3年たったらもうばっちりやってるんじゃない。それよりか僕はさっきの補助金の話なんですけど、補助金ってだませばいいんですよ。だまして僕にお金やったら、僕は根性で3年間やらなきゃいけないというか、5年やるんですよ。でしょう、お金もらったから。そういう点もあるのに、3年待って提出しなさいというふうな形であって、ううん、これは違うんじゃないか。で何でこれが楽屋でしなきゃいけないのかというふうな話なんですよ。今現在はどうなのかということも杉野課長のほう言いんしゃるかなと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

当時私ちょっと担当ではなかったので、その当時の状況は分かりませんが、言われてあるのはまちづくり活動団体の助成金の件だと思います。こちらの交付申請については、まちづくり活動団体審査会ですね、こちらのほうで審査を行って、その結果を踏まえて町のほうが助成金の交付を決定してます。この審査会には社会教育委員の方3名と一般公募の委員の方2名の計5名で審査のほう当たっていただいております。

現在サンレイクかすやの、前は多目的ホールの一部を使ってやっております。基本的に1年目、事業当初のときには必ずヒアリングにおいていただくと。2年目以降については書類審査のみでも可という形で、必要であればおいでいただいているんことをお話しいただくという形をとっております。

要はこの審議の、今公開でとかという、そういう話でよろしいんですかね。今現在は、先に申し上げておきますと特段公開をしているというわけではございませんし、それぞれの団体の方も先ほど申し上げましたように当初の初年度については必ず内容の聴取を行っているというような状況です。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

先ほども申しましたように公開プレゼンというか、そういう形っていうのは本当に大いに結構かと思うし、今話したこの内容だって本当に公開でやるべきって、そう私はそのとき思ったんですよね。まあ大きなサンレイクまで、大きなホールまでは使い切らないでしょうけど、多目的ぐらいで、それをお互いが言ってるのを聞いて、ああ、私もその会に入ろうとか、そういうことがあって当然というか、そういうふうな思いを持つんですが、町長、そのあたりの認識についてどう思います。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

先日、プレゼン大会開いた中で、やはりそういったものは補助金申請の中ではあってしかるべきではないかなと私は個人的に思います。そういった中で住民が、おお、このまちづくりの会いいよねっていうような、そういったしっかりとしたその代表がプレゼンしていくというような、そういった熱い思いの中で地域活動をやっていたといただくということは、非常に今後としてはいい粕屋町の活性化になると思いますから、やはりそういった中につきましては今後は、まあ今からまだあるかと思えますけども、そういった形ですね。まあ皆さんが寄ってくれるかどうか分かりませんが、それこそ多目的ホールで各代表がそこでプレゼンして、その中でじゃあここここここをやりましょうねというか、そういった発想はあっていると思いますから、今後はそういった形で指示なりしていきたいと思えます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎ 6 番（中野敏郎君）

町長のほうからそんな指示が出るというふうな話にもなっていますが、担当課としてどうですか、そのあたりは。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

町長からお話ありました。私はその審査会というものよりも、以前議員さんにもお話したと思いますけれども、それぞれの団体が今何を活動されてあるのかっていうのをお互いに知る機会がありません。かつて、もう十数年前だと思えますけど、SUN2 かすや新風会のほうで町内のまちづくり団体をいろいろ集めて交流会、どんな団体がどういう活動をやってるんだっていう交流会をされたことがあります。今まさに必要なのはそういうことなのかなって。実際こういう活動団体がやられているようなことを広く、私たちの団体はこういうことやってるんですよというプレゼンといいますかお知らせですかね、してもらって、いろんな団体が相互に協力できるような体制をつくっていけるのが一番なのかなと。そのために今年、まちづくり活動支援室っていうのをつくりました。当面はそこがハブの形をとらざるを得ないんだろうって。そういう横のつながりをそれぞれの団体が今現在持ち得ていません。そのハブとなるような形で支援室が活動していくことになろうと思います。ただ、最終的にはそういう支援室を飛び越して、各々の団体が簡単にいろんなことを頼んで協力し合えるようなネットワーク化が進んでいけば一番理想なのかなと思っています。そのためにもそういった交流会的なもの、情報交換会といいますか、そういうものが必要かなと考えているところです。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎ 6 番（中野敏郎君）

いろいろと考えていただいてうれしい限りですが、結局今拠点ができ、少しずつ動いていけるような体制になってるかなと思うんですよね。いろんな今、私が言ったことの中でも、そんなことも総合的にやっていったらおもしろいんじゃないか。例えばさっき言った旧役場庁舎でそういうふうなことはやれるんですよね、やろうと考えれば。今まではそういうことを何にも浮かばなかったけど、何かそんなアイデアを出す人も世の中いっぱいいますよね。だから、ぜひそういうふうな町民の声というのをうまく取り上げてもらって、そういうことも例えば広報紙にうまく載せていったら、それで集まるかもしれないですね。ぜひ公開、それから自治って

いうふうなことをしっかり踏まえた町政、そしてから施政方針に私が言ったこと、ほんの少しでもいいですから書き込んでいただくことを期待して、終わります。

(6番 中野敏郎君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

これにて本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆さまにお知らせいたします。

本日は4名をもって終了いたします。よって、明日5日火曜日にも4名の一般質問を実施予定であります。時間のご都合がよろしければ、明日も引き続きお越しいただきますようご案内申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時44分)

平成29年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成29年12月5日（火）

平成29年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月5日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番	議席番号	14番	本 田 芳 枝	議員
6番	議席番号	9番	川 口 晃	議員
7番	議席番号	13番	久 我 純 治	議員
8番	議席番号	3番	案 浦 兼 敏	議員

2. 出席議員（16名）

1番	末 若 憲 治	9番	川 口 晃
2番	井 上 正 宏	10番	田 川 正 治
3番	案 浦 兼 敏	11番	福 永 善 之
4番	鞭 馬 直 澄	12番	小 池 弘 基
5番	安 藤 和 寿	13番	久 我 純 治
6番	中 野 敏 郎	14番	本 田 芳 枝
7番	木 村 優 子	15番	八 尋 源 治
8番	太 田 健 策	16番	山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町 長	因 辰 美	副 町 長	吉 武 信 一
副 町 長	池 田 泰 博	教 育 長	西 村 久 朝
総 務 部 長	安河内 強 士	住 民 福 祉 部 長	安 川 喜 代 昭
都 市 政 策 部 長	因 光 臣	学 校 教 育 課 長	山 野 勝 寛
総 務 課 長	山 本 浩	経 営 政 策 課 長	今 泉 真 次

協働のまちづくり課長	杉野公彦	税務課長	中原一雄
収納課長	臼井賢太郎	社会教育課長	新宅信久
給食センター所長	神近秀敏	健康づくり課長	中小原浩臣
介護福祉課長	八尋哲男	総合窓口課長	藤川真美
子ども未来課長	堺哲弘	道路環境整備課長	安松茂久
都市計画課長	田代久嗣	上下水道課長	松本義隆

(開議 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めまして、おはようございます。

今日は朝から雪がちらついておりまして、非常に寒い1日となっております。昨日、九州大学農学部農場主催の収穫祭に出席させていただきました。農学部の先生方、農場に近接の区長さんや糸島の方など、多くの参加者であふれ、今年1年に農場で収穫した食材を使つての料理が振る舞われました。九州大学農場長の挨拶では、これから2年半この地でお世話になると言われ、2020年には農場が移転することを再確認させていただきました。九州大学の久保千春総長も見えられており、挨拶を交わすことができましたが、話の中での農場跡地の売却については、地元自治体であろうとも民間との価格競争で売却するという強いメッセージをいただきました。何らかの対策を町として早急に講じる必要があるのではないか。また、昨日の一般質問でも情報の発信、公開が重要との認識に立ちましたが、情報の収集も大事であると思つたところでもあります。私たち議員においても、早い段階での対応がこれほど求められることはありません。議会の役割をしっかりと認識し、中・長期に対する新たな計画を執行部とともに作り上げていかなければならないと感じたところでもあります。

本日は一般質問2日目となります。昨日に続き、4名の議員が質問をいたします。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号14番、本田芳枝議員。

(14番 本田芳枝君 登壇)

◎14番(本田芳枝君)

おはようございます。議席番号14番、本田芳枝でございます。

ただ今より一般質問の通告に従って一般質問をさせていただきます。

机に、これは2番目の子育て支援のことに関する資料を2枚配付しております。後でその説明も加えて一般質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に財政運営についてというところで町長に質問をいたします。

11月7日に各課による予算要望事業各課対抗公開プレゼンテーションが行われました。これは、昨年より町長が一般質問の答弁などでおっしゃっていたものです。ただ、私が予想していたものと少し開きがございましたので、町長の思い、それから実施してみての結果、また平成30年度の予算編成についてなどをお尋ねする中で様々なことをより深く理解できるのかなと思い、質問事項に上げました。会の締めくくりに3分の1は削るとおっしゃいましたが、その真意も併せてお聞かせください。

それでは、まず最初に財政運営について質問をさせていただきます。1番から5番まで上げておりますが、まず最初に1番と2番、ちょっと長いので一応それをまずして、その後、1番から3番目までにしましょうかね。そして4、5をしていただくというふうにお願いします。

それでは、まず1番から、平成28年度決算の町長の総括をお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

本田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、町長の総括はということでございます。平成28年度の普通会計決算の状況は前年度と比較いたしまして、歳入につきましては地方税は増加したものの、地方交付税等の交付金、県支出金、地方債の減少により約8億8,000万円の減となりました。歳出につきましては、障がい者サービス等の増加により扶助費が増加したものの、学校等の工事が完了したために約5億5,000万円の減となりました。実質収支につきましては、この数年の増加を指摘されていましたが、前年度から約4億円を減少し約5億3,000万円となりました。基金につきましては、当初予算編成時において財源不足のため約6億6,000万円取り崩ししましたが、決算時には3億9,000万円を積み立てることができております。

財政指標につきましては比較的良好な数値を示しており、健全な財政運営ができていると考えております。しかしながら、経常収支比率は90%を超えて財政の硬直化が進んでおります。そして、投資的事業を実施する余力が余りない状況ではないかと思っております。このような状況であります。公共施設の老朽化への対応経費が増加し、今後も増加することが見込まれております。優先順位をつけながら対

応していきたいと思っております。また、社会保障関連経費も年々増加するなど、今後の財政運営を更に厳しくすることが想定されますので、財源の適正配分に努め、健全な運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

平成28年度の会計は、予算の段階では前町長の意向が強く出ていたと思いますが、実際執行するに当たっては因町長のやり方でされていると思います。それで繰越金なども縮小されて、私としては評価できる内容だと思いますが、今ちょうど2年たちましたね。それで、今までの2年間の財政運営についても含めて、もう一度お尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

非常に執行側になりますと難しくなります。そういった中で、やはりこの行政側の流れをまず確認しなくてはなりません。そういった中で、先ほど言われました初めは予算は前町長がされまして、私は11月から就任させていただきました。残る半年がそういった状況を見ながら、そしてもうすぐ3月からは、私11月6日からなったわけでございますけども、そのときはもう予算編成が翌年度のが始まっておりました。そういった中で、私はなかなか思いというものはもう入れられませんでしたから、もう一年は勉強しようと思ってじっと見させていただきました。しかしながら、執行につきましては、やはり私は大切な住民から税金を扱っておるわけでございますから、常に住民目線でしっかりとチェックをさせていただきました。そういった中で、これが妥当か妥当でないかということはなかなか判断は難しゅうございますけども、やはりそういった中では無駄遣いをしないという基本の中でしっかり頑張ってまいったと思っております。

しかしながら、今年の29年は、今回枠配分ということさせていただきました、そういった予算を組ませていただきました。その結果が、今6か月になりますかね、半年になりますかね。そういった中で進んでおりますけども、6か月じゃない、すみません、8か月です。になりますけども、それが最終的にはどのようなことになるかということを最後まで見なくては分かりませんから、そういった中でしっかり見てまいり、次年度にまたつなげたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

28年度は、普通建設費の予算が16億円あったものが決算では10億円になっています。ちょっとはしよりますが、翌年度の繰越しのこともありますので、これだけとは言えないんですが、非常に普通建設費の決算がいい数字で私は上がっているなど思っています。今まで前町長の時代は、普通建設費が非常に高くなっております。予算に対しても、例えば27年度は予算は13億円でしたけれども、決算は20億円。26年は8億9,000万円だったのが決算では21億円にもなっていたような状況の中で、私は途中補正予算であるいは国の動向で景気対策ということで非常にいろんな施策を国がされてるのを上手に取り入れられたというところもございしますが、補助金は補助金。補助金だけで事業ができるわけではないんですね。対象の3分の1、だから実際は5分の4くらいを町の負担でやらないといけないような事業が多うございします。そういった中でだんだん膨らんできたところを因町長がきちんと締めてくださったなというふうに私は思っております。

それでよかったなと思っておりますが、実際町長になられて今年で2年ということで、今年の予算からご自分の思いを反映させられたということなんですが、それからそれに対しての今回、公開予算要望各課対抗プレゼンテーションをされたと思います。

それで、質問の2に行きます。

そのような流れの中で町長の思いをお尋ねします。その中で感想も、結果としてもどういうふうに、そしてこれをどう生かそうかと思っていらっしゃるか、その辺をお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

ただ今の質問は、プレゼンテーションの目的はということでございます。平成30年度の当初予算編成に当たりまして、町長、副町長に対し、各課の企画提案する重点事業などの内容を町民の皆さんへ公開することで予算編成の透明性を高め、開かれた行政を進めることを目的として公開プレゼンテーションを実施させていただきました。また、課長自ら町民の皆さまの前でプレゼンをすることによりまして、研修の一環として職員個人の情報発信力の育成も兼ねた取組として考えております。

内容につきましては、広報の掲載どおり、マスコミにも掲載され、出席者のアン

ケート結果にも今回の取組はよかったと、説明も分かりやすかったとの回答が多く、概ね良好ではなかったかなと考えております。しかしながら、改善点もしっかりあります。意見も多数上がっておりますので、次回開催の際には、周知方法や開催時間など検討する必要がありますので、できるだけそういった意見を踏まえながら次回につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

私も参加して、各課の課長さんたちの非常に熱心な姿を見て、議員としては嬉しく思いました。それで、町長が当初思っておられたように、各課の予算がほかの課の職員の方にも伝わるっていうことで、それはとても大事なことで、やっぱり町政に対する仕事を前向きにしようとされる課長さんあるいは職員の皆さんが多くなったのではないかと、それは非常に評価できると思います。

ただ私としては、実はアンケートにも書いておりますが、この予算をプレゼンとしてあげられた政策的事業経費の内容をあらかじめおっしゃる、あるいは予算編成のスケジュールをおっしゃって、その中でこれがあります、あるいは自分はこの政策的経費を、事業費をどのくらい予定していますというようなことを前もって皆さんに、各課の課長さんたちは多分お分かりだろうと思いますが、聞く側ですね。私はある程度知ってましたけれども、やっぱり皆さんに報告するには、何のために、どういうスケジュールで、これがどの段階なのかということをきちんとお伝えされた上でしたほうがよかったのではないかと思います。最初に副町長の挨拶をされましたが、あれはあくまでも挨拶で、実際に短い時間の中で、まずみんながそこを共有しているということが大切だったのではないかと思います、いかがですか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

ただ今本田議員のご指摘はごもっともであると思っております。今回は、初めての取組でございましたので、どういったものが物足りなかったか、どのように今後はやっていかなければならないのかということをしかりとやっぱり踏まえて頑張りたいと思います。

そのような中で、今回私はもう一つは、事業を議会に上げるときにはもうしっかり精査した後でこういった予算を説明してるわけですね。しかしながら、行政としてはこういったことも考えてるんだよということもやはりお知らせせないかんのじ

やないかなと私は思っておりました。しかしながら、やはり優先順位をつけながら、そして財政をしっかり考えながら、だから3分の1は削らないかんぐらいのことしかできませんよと。しかしながら、ほかのこともしっかり考えて、次の要望にしっかりつなげていきたいというようなこともありますから、全く考えていないんじゃないんですね。皆さんが各課、しっかりとうちはこれを要望してやるんだということを、やっぱり意識も伝えられないかと私は思っておりましたので、そういった中で今度は実現しないプレゼンもあるかも分かりませんが、やはり次につながることもあると思いますから、そういった中での幅広い中での選考をやっておるということをしっかり議会とか住民の方に見ていただきたいという思いがありましたので、今回このようなことをさせていただきました。枠組みとか、そういったものにつきましては、しっかりと今後、今ご指摘のとおりそういったものを十分認識しながら、次回はしっかりと対応させていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

来年の予算についてのプレゼンなんですね。だから、来年の粕屋町の税収はどのくらいあって、その中で政策的経費に使えるのはどのくらいあるということをあらかじめ伝えられて、その中で取捨選択を町長はしないあるいは執行部はされるんだなという思いで、これが自分が町長になった気持ちで、これはこの金額では難しいなど。でも、内容がいいからこうしようみたいな感じで皆さんがされると思うので、私はいつも数字が大事だと思っています。だから、税務課の方が収入についてちょっとおっしゃってましたけど、金額ではなくて税務課の仕事を中心に話をされましたけど、税収、自主財源はどのくらい粕屋町はあるのか、それが来年はどういう予想を、予想だからいいんです、正確ではなくても。そういったことを頭に、例えば家計簿をつけるんでも、来年の1年間の予算はどのくらいかっていうのを頭に入れて予算を立てます。だから、そこまでしていただけたらいいなと思っていますが、来年につなげてお願いしたいと思います。

それで、もう一つは報告の仕方です。非常にいい内容だと思いますが、昨日も協働のまちづくり課が副町長も一緒に入ってされてるということなんですが、実は私が気になるのは、新聞を上げてあることと、それから4ページですね、4ページの写真、その内容。これは身内の方あるいは職員、あるいは本当に私が知ってる顔。だから、もう少し違う形で、当然これは掲載するときは分かって、多分課長はお分かりだと思います。課長がチェックなさる、副町長が分からなくても課長は分かる

と思うんですね。だから、写真を載せるにも、やっぱり一般の町民の皆さんはそれを全部知ってます。だから、せっかくの行事がちょっと評価が下がるわけですよ。だから、いかにマスコミが粕屋町を支持しているかという、これはちょっと私にとっては余計じゃないかな、それは私の考えなんですけど、これに1ページ割くってというのはどうなんだろうというふうに思いました。

それで、なぜそういうふうに言うかといいますと、実は保育所の報道に関してが中途半端なんです。ここはここまでアンケートの結果まですぐ載せておられます。ところが、補助金に関して大きく9月号に載りましたよね。9月、10月号にアンケートも頂戴するというを書いております。ところが、それがどうなったかというのは、この広報の紙面にはないのです。だから、この比較をして、ちょっとこれは偏ってるなという印象を受けました。それで、例えば今広報の結果で、突然で副町長にお答え願いたいと思うけれども、それができなかつたら町長に最終的な考えとか、そんなものは町長がお持ちなので、ちょっとその辺をお願いできますか。

◎議長（山脇秀隆君）

池田副町長。

◎副町長（池田泰博君）

アンケートのことでよろしいですかね、答えとしては。

◎14番（本田芳枝君）

そうですね、はい。

◎副町長（池田泰博君）

今検討しております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

今検討しているというお答えですね。はい、分かりました。

じゃあ、次に参ります。

3番目、公共施設等総合管理計画で優先順位などの具体策はというふうに書いておりますが、実は公共施設等の計画は今年の決算でこちらが求めて初めて、その計画の概略は、概略というか結果は昨年の12月に全協で話をされています。そして、どのような予算だったか、決算だったかはこの間の決算報告で聞きました。私が聞きたいのは、もう実際28年度からこれはある程度進められているんじゃないかと思うんです。それで、29年度の予算にも反映しているあるいは現在進行形のところがあると思うんですね。その辺を町長は今どういうふうにとらえておられるのか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

28年は、調査する集計の年であったかと思っております。29年につきましても、若干今施設の修理等も上がっておりますし、今年度30年につきましては各建物の改修、修繕、そういったものが多く上がっております。そういった中で、やはりほかの事業もどこの部分からやるのかということもございます。特に、この粕屋町の役場は古くなって空調もきかない、そういったいろいろなものもあっております。そういった中でどれから優先順位をつけるのかということもありますので、それは所管のほうから内容につきましては報告させます。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

先ほどありましたけど、公共施設等総合管理計画につきましては、昨年9月の議会の中でも一旦説明させていただいて、その際一般町民の方の意見も必要だろうということでパブリックコメントを挟みまして、最終的に12月の全員協議会のほうで説明させていただいたという経緯があります。公共施設等総合管理計画につきましては、総務省からの策定が要請されておまして、その目的といたしましては厳しい財政状況や人口減少による公共施設等の需要バランスの変化等を見据え、長期的な視点に立った公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に進めるためにということで策定に臨んでおります。

粕屋町の公共施設等総合管理計画におきましても、町が所有する公共施設等について、長期的な視点を持って総合的かつ計画的に管理を行っていくための基本計画と位置づけており、総合計画自体は個々の公共施設の優先順位を決めるものではありません。粕屋町が所有する公共施設等の現状及び将来の見通し、それから施設全体の管理に関する基本的な方針、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、これらを示したものが粕屋町の総合計画であります。

公共施設の優先順位につきましては、公共としての責任や施設の持つ役割、社会的需要等によって判断されるというふうに考えております。総合計画の中では、現在順位は示しておりませんが、個々の整備計画が上がった段階におきましては、先ほど言いましたような点、あと市民当たりのコストパフォーマンスとか、そういったものも含めたところで判断をしていく必要があるというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それは議会でも聞いております。私が求めたいのは、昨年9月で一般、皆さんに報告してパブコメが要ると。そして、12月に報告したはずですといつもおっしゃるのね。確かにそうなんですけど。じゃあ、それをどう生かしてるの、そこが大事なんです。今おっしゃった内容は、策定のいろんな条件でこうこうこうですと。一番大事なのは、個別計画をどのようにするか、あるいはどうするかを執行部とか総務課とか、総務課自身はこの庁舎がございまして。総務課は全体の建物に関する係ではありませんというようなお話もなさってますけれども、じゃあそれは副町長なのか町長、とにかくこの計画自体が24年からあるんですよね。延びて延びて、やっと昨年。それは、町長御存じだと思います。だから、もうすぐに各課に指示をして実行して予算化しないといけないんですよ。それが見えてこない。だから、決算のときにもわざわざ来ていただいて、後でこの内容について説明をしていただきました。

町長はその辺は、粕屋町の現状のいろんな公共施設にどうこの計画を生かすかというプロジェクトというか、何かそういう具体的なことは考えてない、何かそれが全然こちらに伝わらないので、あるのかなと思ってしまいうんですけど、どうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

これは、非常に伝わりにくいことではないかなと思っております。やはり、予算つけて工事をしなければ見える形になりませんから、その辺につきましては理解が難しいところがあるかと思えます。しかしながら、そういった管理計画をしながら優先順位をつけてやっていくというところもありますし、住民福祉というものもありますから、それがどちらが先にやるのかというところもありますから、若干その辺は見えるときと見えないところがあるかと思えます。今回は、非常に多くの各課からそういった要望がございました。ここが古くなってる、ここがもうどうにもならんとかですね。しかしながら、今どちらが先にやらなければいけないかというところもありますから、その辺につきましては十分、今後もうそれこそ今年の要望というのはそういったものが多くありましたので、来年からはしっかりとその部分について見えてくるんじゃないかならうかと思っておりますので、やはりうちも国が管理計画をつくりなさいと、しっかりとした公共施設を管理しなさいという指示がっておりますので、そういったものにつきましては、悪い状況がありましたらしっかりと工事をしてまいりたいと思っております。

今回、土管というたらあれですけど、道の下橋が悪いとか、いろんなところが

出てきておりますので、そういった工事もやっております。計画をいたしております。そういった中で、今後は見えてくるのではないかなど。しかしながら、昨日も都市政策部の課長が言いましたけども122やったですかね、それぐらいの橋があったりとか、そういったものが常に調査して、古くなれば工事をやらなければならないというところもありますから、そういった中で建物であるとか橋であるとか、今回は大川小学校の歩道橋がもう修理せんと危ないですよといったことも出ておりますので、そういった形で出てくると思いますから、徐々にそういった優先順位を見ながらしっかり判断してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

今おっしゃった内容は、公共施設等総合管理計画がなくても、当然今までされてたと思います。この計画自体が私は余り実践的ではないなというふうに、こう見て思うんですけど、できた流れとかいろんなものを見るとね。だけど、もう実際に差し迫った内容なんですね。今一番私たちが頭に置くのは、庁舎と、それから保育所ですね。でも、建替えるとかあるいは大規模改修は難しいから、いろいろあると思うんです。まず、今、2年後、1年後の今のメンテナンスをどうするのか。そして、5年後か10年後の改造、改修をどうするのか。そして、建替えをするのかという3段階の中で各課がある程度計画を立てて、それを可視化して、各課対抗のプレゼンみたいに皆さんに各課の優先順位を決めてもらうとか、今これこうだからこうしないといけないというのはあくまでも町長の思いの中なので、その中で流れは変わります。

だから、皆さんが粕屋町の公共施設に対してどう向き合おうかという、それをテーマに大きな表をつくって、例えばこの平成30年度はここを、平成31年度はここをという形で、その表を見れば、今の自分が担当している課のこの公共施設はどの程度にあるかというところが見えるように。そして、それをするためには、自分たちがどういう計画を提出するか、それが大事なんですけど、それが役場の職員の一般職としての皆さんの仕事だと思えます。それをきちんと管理、そして遂行させるのが執行部の仕事だと思って、そこまでできるのかなど、この計画。最初は450万円、次は700万円、1,200万円近くの経費がかかっています、このために。それを生かしていただきたいので、もう少し具体的なプロジェクトをきちんと立ててもらいたいというふうに私は思っていますが、いかがでしょうか、町長。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

議員おっしゃることはもっともだと思っております。そういった中で、やはりそういう計画等を立てていかなければならない。そして、しっかりと議会にも住民にもお知らせしていかなければならないということは、十分認識はいたしております。しかしながら、これが何年度でこれをやらなければならないということの中で、やはり財政というものがあります。だから何年、来年30年でやりますよと、しかし財政が足りなかったときにそれができるのかということもありますから、そういったものについては財政と議論、お互い財政の中で議論していかないかんし、そういった中で今後可視化というものはしっかりやっていかなければならないと思っておりますので、これは財政が潤沢にあればいいと思いますし、そういった中でやはり補助金を取っていかないかとですね。補助金があるときにそれをいかに粕屋町の持ち出しを少なくして、各般にわたって事業ができるのかということも一つの行政の仕事なんですね。そういった中で、やはり今後そういったものにつきましても、極力議員がおっしゃるようにそういった方向では進みたいと思っておりますけども、若干早急にできないということもあるかと思っておりますので、その辺をお知らせしておきます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

町長は議員だった頃、公共施設等総合管理計画はいつできるんだ、どうなるんだというのをいつも言ってあったと思います。前の町長にですね。そういったことも踏まえて、町長は今それができる立場におられます。30年後は分かりませんが、少なくとも4、5年後は財政状況分かるし、財政がなくても計画だけは立てておく。で、計画は必ず実施しなければならない、できない、しなきゃいけないというものではない。計画はあくまでも計画。でも、計画があれば、スムーズに物事はいきます。だから、その辺を町長として頑張っていただきたいと思っています。

続いて4番と5番、続けてお願いします。

平成30年度予算編成における町長の主なテーマ、それから2年前に町長になられた公約の実現に向けてできることはということで書いておりますが、よろしく願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

平成30年度の予算編成におきます町長のテーマはということでございますが、私はテーマは町民のためにと考えております。今回は、今度の予算は障がい者福祉に重点を置きたいと考えております。今の現状を見ますと、小学校や中学校の特別支援学級の状況を考えますと、就学前の施策がいかに大切かということ非常に重要視しております。先日の保育所の説明会におきましても、保護者が非常に不安がっておられますので、こういったことをしっかりと改善してまいりたいと思っております。このことを実現しようと思うならば、やはりどこから財源を持ってくるのかということが必ず執行部としては考えなければなりません。そういった中で、やはり民営化をして財源を有効利用することが条件となります。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

えっ、それだけですか。ちょっと待ってください。平成30年度予算編成における町長の主なテーマと、公約の実現に向けてできることはということで、町長は今おっしゃったのは障がい者福祉に重視してそれを改善できるように、そして財源として補助金、使える補助金があればそうすると。じゃあ、いかにもうちは財源が何も無いみたい、そうじゃないでしょう。134億円の財源があるんですよ、去年と今年に比べて。しかも、さっき数字おっしゃいませんでしたけれど、政策的経費は幾らと思っておられますか。その内容をどう使うかが町長の今の頭にあるはずなので、その辺がもうちょっと具体的に聞けるかなと思っていたんですが、しかも公約には、下にも書いてありますが、3年保育に向けてということも入れておられます。そういったことも少しは入るのかなと思ったんですけど、もう少しちょっと具体的に言っていただけます。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

税収の見込みということは、今回は90億6,314万1,000円の見込みをいたしております。義務的経費につきましては62億4,126万2,000円。枠配分につきましては23億4,078万2,000円でございます。

そういった中で、政策的経費につきましては、今回はそういった予算がほとんどありませんでした。しかしながら、こういった政策提起が全くできないということにつきましては、やはり行政がストップするということになりかねますので、今回

は10億9,433万7,000円の計画をいたしております。そういった中で、やはり財源がありません。マイナス部分につきましては、交付税の削減とか、ほかには人件費の増額、扶助費の拡大、そういったこともいろいろありますから、そういった中で最終的には財源がない。ないといいますか、減少しているということでございますので、こういった中につきましては、昨年は収入範囲で予算を組んでいただきたという要望はいたしておりましたけども、今回は政策的経費で残っているのは給食センターをのければ5,000万円ぐらいしかありませんでした。余裕のお金ですよ。だから、政策的経費が5,000万円のできるのかということではできませんから、今回は財調の取り崩しといった中で事業を進めていこうと考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

予算編成は、多分また3月にいただくので、今数字はちょっとよく分からないところがあるので、余りそのことは言えないと思うんですけど、5,000万円ぐらいしかなかったら、各課の対抗プレゼンは非常に厳しいですね。

私が伺ってたのは、一応政策的経費として17億円、10億円ぐらいあるんじゃないかというふうなことを思っていました。実際あれを全部合わせると17億円ぐらいあるそうなんですね。それで、3分の1を削るという考えになられたのかなと思ったけど、今の説明だと全然違うんですが。質問の仕方が悪かったですか。もうちょっときちんと、せっかくこうやって公約の実現に向けてできることはと私は大々的に町長がいろいろおっしゃるかなと思って、その場の提供もあるんですが、もうちょっと答えていただけますか。でも、残り時間がないので、すみません、端的に。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

おっしゃるとおり、政策的経費というのは、一応10億円ぐらいを定めて今回は事業をやろうということで考えておりました。そういった中で、もうその中では給食センターの年間の費用が4億4,000万円ありますので、残りの5億5,000万円ぐらいが政策的経費になるのではないかなと思っております。そういった中で3分の1といった形で、議員ご指摘のように17億円ぐらいありました。そういう中で最終的には10億円ぐらいに精査させていただこうという中で3分の1といった形で発言させていただきました。

そういった中で、今度は枠配分の中でそういった私のものあたりが若干できると

ころもあるかと思しますので、今後各課が実現をしていただけるような政策をさせていただきます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

町長、5番目の公約の実現に向けてできることの答弁がまだ聞かれておりませんので。

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

これ一緒やったですか、一緒。

◎14番（本田芳枝君）

はい。

◎町長（因 辰美君）

公約の実現に向けましては、私が目指すまちづくりでございますけども、この半年間で方向性を示せるようになりました。現在の厳しい財政状況の中では、全ての公約が一度に実現することは難しいものがあります。優先順位をつけさせていただきまして、できるだけ実現できるものからやっていきたいと考えております。

今年度につきましては、公約の一つでありますジュニアスポーツの盛んなまちづくりということで、実現のためにジュニア活動応援基金を提案させていただきました。議会の方で可決させていただきました。非常にご理解いただきましてありがたいと思っております。私のほかの公約につきましては、今後各部局で公約を意識して、本当に各課の方が私の選挙公約を見ていただいて、次はこういったこともやっていきたいというような提案もしていただいておりますので、やはり財政が許せばそういったことに取り組んでいていただきたいということを要望しております。

今後とも公約の実現に向けて必要な予算措置を図っていききたいと、余裕があればそういった形を考えております。そういった中で、やはり町民と約束したものにしましては、しっかりと守っていききたいと考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

分かりました。楽しみにしています。

じゃあ、次の質問に行きます。

2番目は、全国有数の出生率を誇る粕屋町の子育て支援について町長の考えをお

尋ねします。

町長は、待機児童対策と町立保育所の老朽化解消を図るために、6月議会で老朽町立保育所建替計画を発表されました。待機児童対策と老朽化した保育所の建替えは、本来別物です。それをこの計画では民営化によって一気に解消しようという試みでした。3園ある町立保育所を公の子育て施設としてどうするのか。3園存続なのか、2園あるいは1園残すのかという議論がまずあってしかるべきだと考えておりましたが、8月に民営化を委託する法人の公募をホームページですると説明会で言われたことから保護者の反発を招き、2か月で9,000人以上の署名が集まりました。議会は、住民の意向を尊重する立場としてその請願を採択し、結果的に町立保育所3園は公立のまま残すということを決めました。

一方、公立保育所を3園存続させるという意見に慎重な議員は、このまま請願審議を継続すべきだと採択に反対されました。公立化、私立化、請願採択か、不採択か。私たちの前にいつも2つの選択肢しかないように見受けられますが、この子ども・子育て支援新制度の本質は何なのか。自治体としては、何を中心に考えないといけないのか。その根本のところ置き去りにされているように思えてなりません。今回は、別の視点から待機児童対策を考えてみたいと思います。

まず、粕屋町は、届け出保育所施設に補助事業を出しておられます。そのことの今後あるいは届け出保育施設をどのように捉えておられるのか。それから、町立保育所の3年保育に向けて、これは町長の公約でもあります。この2つをまずお答え願いたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

届け出保育所につきましては、非常に感謝いたしております。私が去年の3月やったですか、全部回ってまいりました。そういった中で、粕屋町の子どもたちを預かっていただいております人数は159名であったと思っております。そういった中で、保育園1園分といった形になるかと思えますけども、そういった方がやはり届け出保育所の中、施設の中で預かっていただけることは、前回もちょっと久我議員のときにお伝えしたと思えますけども、卒園式のメッセージをいただきたいということでそのメッセージを持って各園に参りました。そういった中で、行政との距離が近くなったということで非常に喜んでいただきました。

そういった中で、うちの届け出の保育所の補助ということは年額でございますけども、園児1人当たり、御存じかと思えますけども1万5,000円を出しておりますし、先生たちの健康診断、健康管理という中で費用も4,200円を上限に出しております。

ます。そういった中で、他の行政を見ますと最高が1万円で5,000円、全くないところもあります。しかしながら、やはり粕屋町は特段多いというか、感謝の意味でそういった多くなったんだろうと思いますから、そういった中での補助はいたしております。

これはあれですね、あとは何やったですかね。

昨日も若干答えられたと思いますけども、私も3年保育、今保育所の中が人数が満タンではなく、若干少なくなってるから、そういったものはどうするんだということでお聞きいたしました、逆に保育園の先生のほうから3歳児も受け入れなくてはならないんじゃないかというご発言もございまして、園のほうからは、昨日は増設して3歳児を預かるということも言うておりましたけども、空いてる中で3歳児を預かれぬのかという方向からも考えていきたいという意見も聞いております。ですから、施設の改善はなくても何とかできるようなことも考えてみたいという前向きな意見も答えていただいております。ですから、やはりあくまでもきちっとした形ではなくて、できるものをきちっとしっかりやっという先生たちの意見もあったようでございます。

そういった中で、今後早急に私もやっていただきたいという思いはありますけども、手落ちがあっちゃいけませんので、今回1年間しっかりと議論して、その方向性を示していただきたいということも伝えておりますので、そういった指示の中で動いていかれると思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

行政の皆さんのお答えの中でもともと計画、町が立てないといけない計画があるんですね。その計画に沿って事業を展開しているというお答えをいただくことは余りないんです。それで、今回ももうとにかく民営化で解消しようと、こちらは民営化は反対だみたいな、結局そこで止まってしまっていると私には思えるんですね。

それで、この子ども・子育て支援制度は何なのか。これは平成26年度から条例できてますよね。そのときに、その前の年に、これは平成26年9月の資料なんですけれども、説明もきちんとされて、条例もきちんとできて平成27年度からスタートしているんです、その計画が。じゃあ、その計画の数字的な大もとはどこにあるんだというふうに探しました。私は議員として本当は知っとかないといけないんですけど、それが分からなくて。それで、この子ども・子育て支援事業計画の中に、皆さんのお手元に今あると思います。2枚あるんですけども、粕屋町子ども・子育て

て支援事業の待機児童対策として、第5章で書いてますね。1号認定、2号認定、3号認定と書いている紙があります。その下に量の見込みと提供体制っていうのがあって、具体的な数字がここに出てるんです。これはPDFでとったものですから、それを印刷してるので曖昧ですが、申し訳ありません。

平成29年度のところを見てください。1号認定、2号認定、3号認定、で2号認定の量の提供数928。もちろん量の見込み928とあります。でも、実際はこれできてない状況なんですね、今ね。だから、いろいろ保育所を建替えるということを強く要望を出しておられるのかなと今思っているところですが、この当初の計画、子ども・子育て支援事業計画の最初の計画が出されて、パブリックコメントが求められました。それで、その下に当初の計画があります。教育保育施設の充実、これは最初の内容です。私はそれにパブコメで右の中のように書いています。その内容は、この教育保育施設の充実のところで民営化も検討していきますと書いてありましたので、このことはどうなのかと。民営化じゃなくて、公立、私立関係なしに認可保育園を増やすということではないか。そして、またそれを考えるならば、地域型保育に関する計画を盛り込むべきではないかとパブリックコメントで言いました、出しました。そしたらそれを書いてくださったのが下です。現在、この下の計画の内容がこの中に入っています。少し変えてくださったんですよ。待機児童の動向を把握して、その前、平成27年度に策定予定の町の公共施設等総合管理計画に沿って待機児童の動向を把握して、建替え、民営化、改善等を検討して整備を進めていきますと書いてあります。実際、計画はどのように進められたのか、どう検証されたのか。

そして、次のページ行ってください。

これを検証するところが子ども・子育て会議開催です。27年3月にこの計画を発表されました。27年3月、それは26年度ですよ。27年度はあっていません。28年度の1年の最後にやっこの子ども・子育て会議が開かれました。それから平成29年度、これは平成28年度ですね、いや、違う、29年度、その下ですね。今年5月18日に開いておられます。その中に小規模保育についての内容がございました。ここで初めて小規模保育が出てきます。そして、実際今町に小規模保育を10月から運営しているあるところがあります。それで、今の届け出施設は非常に感謝しているとおっしゃいまして、じゃあ届け出施設の皆さんの今後をどうして、どうサポートしていいかというその視点が私には粕屋町はないと思っています。それで、近隣を調べました。例えば、ある町では届け出保育所に認定を受けて待機児童の方が届け出保育所に入れば、その保育料の半額は補助する。これは、もう2つの自治体で実際にあります。それから、ある町はきちんと公募をして、この計画に沿って今年

は2園募集しますと。ところが、その2園がうまくいかなかったんでしょうね。その翌年して、今1園開園していますと。ある自治体では、うちは小規模保育のことはしません、うちと同じね。そういうところがこの近隣でございました。

私が届け出保育の方にいろいろ聞いてみますと、不安がっておられます、今後のことを。確かに今はそういう形でしてもらっているけれども、子どもが今後集まるだろうか、運営はどうなるんだろうかというその不安を持っておられます。その不安を持っておられるときに行政に対応すると、行政は小規模保育のことにに対しては具体的な指示がないのです。そういった中で、なぜかなと思ったら計画にないんですよ。その辺をどう考えていいか、計画がない中にまた1園できています。ある職員は、申請主義だと言われました。申請してください、そしたらできますと。ところが、他の自治体はきちんと公募しているんですよ。公募して、その内容、要項もホームページに載せています。それがあって初めて応募ができるという流れもございます。その辺の考えですね。子ども・子育て支援制度を町民みんなに分かってもらい、あるいはそれを検証するためのうちの町の流れが見えないんですよ。その辺はどう考えておられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

事務的なもの、大体分かりますけども、正確に報告したいと思いますので、所管のほうから報告させます。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

まず、今の届け出施設のほうに対する地域型小規模等についてのご案内なんですけれども、平成27年度、子ども・子育て支援新制度が始まりますときにニーズ調査を行っております。その際には、ちょっと関心がありますということを言われたところが1か所だけございましたけれども、そこに出向きまして、私はまだおりませんでしたので当時の担当者ですけども、出向きまして内容を詳しく説明をしましたら、それでしたらもうご遠慮しますということで、最終的には小規模等の地域型保育園の移行希望はなしという結果にそのときは終わっております。その後、1件だけまたご相談がありましたけれども、御存じの園でございます。連携施設等が設定できないということで途中で協議が終了した状態で途中中断という形で終わっております。

粕屋町のまず状況としまして、非常に待機児童が増えておりますので、小規模保

育等、19名最大というぐらいの定員の園をたくさんつくるよりは、大きな認可保育園をつくる若しくは今古くなっておるものを建替えて、大きく定員を伸ばすほうがよりいいだろうという、財政的にもコストもそちらのほうが安くつきますので、そちらのほうが適切であろうということで積極的に小規模の誘致、公募等は行っていませんところがございます。ただ、児童福祉法上、申請をいただくことは自由でございますし、申請いただければ、うちはもう義務的に審査をして、要件が整っていれば認可をするということが義務づけられておりますので、そういうご案内も差し上げてるところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

確かに知識があって、大きな事業をしているようなところは申請をしようと。そして、されます、事務的なこともよくできる方です。ところが、毎日が一生懸命子どもの保育に携わっておられるような小さな届け出保育は、とても大変だろうと思います。役場に行く時間も非常に難しい。そういった中で行ってみれば、申請していかどうか分からない。私、ここが問題なんですね、町長に意識改革をお願いしたいのは、副町長にもですよ。うちの役場の姿勢です。

受け入れる気持ちはあるのに、実際それが町民につながっていない。あるいは、受け入れる計画を立てていない。国がしてるから何とかなるだろう。国の計画だから、言われたらしないといけない。そういうことが非常に多いと私はいろんなところで思います。だから、今大事なことは例えば、今の考えでは小規模保育はしない予定でしたよね。だから、この計画にも入ってなかったんでしょう。何かその計画が何もないんですよ。だから、一般の方は何もないところで行って大丈夫なのかなっていう気持ちです。例えば、ある保育所のように、今年はこの形で募集します、応募される方はどうぞとホームページにでもされたら、行きます。でも、うちそれさえないんですよ。だから、その辺の姿勢がうちは足りない。

それともう一つは、大きなことをしないと解消にはなれないというふうに言われましたけど、大きなことをするには多くの方の賛成が要ります、お金も要ります。でも、小さなところから、できるところからやっていく。しかも、それが地域の事業者を伸ばすことになるんです。地域の方に喜ばれる、私は自分の子どもを大きなところで育てるよりも、安心してそういうところに育てられる、その事業者の方がとてもよければね。そちらに預けたいという気になります。だから、規模は問題ではない。本当に熱心にしておられるから、もうちょっと門戸を開いてきちんと対応

できるように、一生懸命してあるとは思うんですけど、ただやっぱりいろんな意味でこの届け出保育所の数字を各年齢ごとに聞いても、やっぱり数字はすぐ答えは出てきませんでした。

私は、こういう表をつくりました。この表は、子どもは途中で4歳から5歳になってしまったりするから、一番黄色のところでは合計のところは、これは人口ピラミッドからとったから数字が合いません。けども、こういうものを常に用意して子どもの流れ、それから住民の方が引っ越してこられたらこうなるという流れは、職員は常に持っとかないといけない。これは子ども未来課だけではないですよ。そういうことを考えながら施策に取り組んでいただきたいと思って、これを出しました。

それで、小規模保育でうまくいかなかった一つのネックは幼稚園の3年保育があるんです。連携施設がないんですね。福岡市は103施設あります、小規模保育が。ほとんど幼稚園に行っています、保育所もあるけど。3分の2近くは幼稚園の3年保育に預けてあります。それを実際調べました。幼稚園も新しい制度になった幼稚園と古いままの幼稚園と、その辺のいきさつはよく分かりませんが、とにかくそういうことが可能なようです。だから、昨日課長が認定こども園に移行するのはどうかといたら、何かいろいろ言ってありましたね。今日も町長がいろいろ言ってありましたけど、もう具体的に進めてください。幼稚園、現状はもう幼稚園は本当大変だろうと思います。幾ら教育に頑張ろうと思っても、子どもさんが見えないんですから。そういう事情が片方であって、例えば福岡市は幼稚園は全部民営化するそうです。そういう話も聞いています。じゃあ、うちの幼稚園はどうなるのかなって。

とにかく、この子ども・子育て支援事業の中に幼稚園はないんです、具体的な計画が。もう、とにかく普段のこういうところでは保育園の民営化、老朽保育所の民営化、もうその一点張り、昨日一日見ても。そうじゃなくて、もっとこの町としてどうしたらいいか。国がこういう条件を出してるからそれに合って、これもできるんじゃないか、あれもできるんじゃないか、町民の皆さんと相談しながらやっていると、物事は補助金だけではだめです。お金幾ら補助金もらっても、例えば10億円のを建てて補助金は3割ぐらいしかありません。その後は単独であるかあるいは起債をするかです。補助金があるからって喜んではいけないんです。実際に調べてもらったら分かりますが。だから、うちの町がどうするか、この残ったお金、いわゆる許されてるお金をどう使うかというところを考えた上で3年保育も、これ幼稚園の先生方も望んであるんですよ。そしたら、もうすぐ動かなくや。で、子どもたち待ってるんです。事業者も待ってる。待機児童対策になるんです。

だから、老朽保育所のことばかり関わらないで、昨日もある議員がおっしゃってましたね、総合的に考えましょうって。待機児童対策、いろいろあります。だから、それをやってもらいたいと思っているんです。

時間がなくなりました。それは、私の要望としてお伝えします。いいですかね。答弁してください、じゃあ。答弁要らんとして言いんしゃあけん、素晴らしい答弁が聞けると思います。お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

大体届け出保育所っていうものは、保育園に入られない幼児と私は認識いたしておりますし、うちの孫もそういった届け出に行っております。そういった中で、うちはもう夜遅くまで預かってもらわんとできないという中で、じゃあ幼稚園で解消できるのかなという、ちょっと不思議な感じで思っております。うちの幼稚園につきましては、朝9時から2時までだと思います。延長保育しても3時まで。それで解消できるのかなという、ちょっと小規模のゼロ、2歳の方がその後、3、5歳でそちらのほうに行って解消できるのかなと。非常に多くの方が解消できるのであれば、やはり増築までしてでもいいですから、そういったものについては取り組みたいと私は思っております。やはり、住民ニーズに応えるように、そういった方向性は持っております。それは、若干調査させていただきたい。そして、本当に今の幼稚園で対応できて、今の待機児童が解消できて、あとは小規模保育が可能であれば、それは私は一番いいのではないかなと思っておりますので、そういった提案につきましては、ぜひ今後前向きに検討させていただきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

あと30秒ですね。私は、障がい児保育でどうしても皆さんにお願いしたいと思っただのは、加配を増やすっていうところで止まっているんです。金額的なもので。そうじゃなくて、もっと全体的に何が必要なのか、あるいは保育園で加配を増やしてその研修を、その担当者と園長先生と研修を行う、あるいはそういう障がい児を受け入れるところを情報公開を定期的に集まってするっていうか、お金も大事ですが、そういう仕組みづくりを今からしてほしいと思っているところですが、それが全然聞こえないんですね。その辺は、もう来年の重点施策と言われますから、お金だけじゃなくて仕組みづくりをお願いしたいんですが。

◎町長（因 辰美君）

それは、もう既に検討しております。ただ、おたくの特別委員会と協議ができないから、そういったものの情報が流れないわけです。ですから、そういったところは先ほど言ってましたように、障がい対策をしっかりとやりたい。それで、加配もつけない、療育もしっかりせないかん、そういった中で少しでも健常者と一緒に学校で授業をできるようにという対策を粕屋町はそこが一番大事なのではないかなと思っておりますので、そういったご理解を願いたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

許可を得て発言をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本田芳枝議員、時間超過しておりますので、簡単明瞭に。

◎14番（本田芳枝君）

ともに進んでいきたいと思っております。幸い、うちの町は特別支援学校誘致も決議通っておりますので、全てにおいて重点施策にすると力強いお言葉をいただきましたので、私もいっぱい勉強して提言をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

（14番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

続きまして、議席番号9番、川口晃議員。

（9番川口 晃君 登壇）

◎9番（川口 晃君）

皆さん、こんにちは。

日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めます。

7月7日に国連で核兵器禁止条約が採択されて11月1日現在、世界でオーストリアやブラジルなど53か国が署名し、バチカン、タイなど3か国が国内批准をしました。北朝鮮の核問題ももちろん許せません。しかし、核を保有するアメリカやロシアや中国なども核を廃絶し、核兵器禁止条約に署名することは当然であろうと思っております。ましてや、世界で唯一の被爆国である日本は直ちに署名し、国会で批准し、核廃絶を世界に呼びかけることが求められていると思っております。北朝鮮とは核廃絶に

関しての交渉を直ちに進めることが核戦争を防ぐ唯一の方策ではないかと思いません。

以上を述べまして、質問に入ります。

西小学校に保育所の建設をという大きな課題です。まず最初に、3町立保育所、全ての認可保育所のゼロ歳児から5歳児の受け入れ状態について質問します。

私立の認可保育所では、ゼロ歳児から2歳児の受け入れ数が少ない。また、支援を要する児童をなかなか受け入れてくれないなど、保護者の方々や同僚の他の議員からの訴えも多々ありました。さすれば、数字で示せばどのような状況であるかが一目瞭然、分かります。9月議会での私の質問に対する因町長の回答は、役場では全ての保育所の入園から保育料の決定、徴収まで行っていますということです。つまり、全てを把握していると回答しておられます。町立、私立の保育所等の私が要求した全てのデータを出してくださるよう要求します。データは、研究の仕方によっていろいろなことを私たちに教えてくれます。そうすれば、全ての保育所のありようをつかめます。調査してあるデータについては、全て私に提供していただくかどうか、お願いしたいんですが。私が要求してるデータは、事務局から説明がありましたでしょう。

これは、本田議員がこう示してあるんですが、縦軸にゼロ歳児から5歳児まで、横軸に町立の保育所、3町立保育所。そして私立の保育所の数字を出してくださいということ。それから、一番下に支援を要する児童の数です。それが必要なんですが、どうでしょうか、因町長。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

川口議員のご質問にお答えいたします。

先ほど質問の中に、民間は障がい者の受け入れを余りしないという一言がありました。先ほど、昨日も言うておりますけども、全て粕屋町の子どもは、障がい児であろうと何であろうと、町全体で受け入れていくという確約をそういった形で民営の方ともやっとなるわけですよ。ですから、しっかりとやっぱり議会の方も、そういった受け入れないじゃなくて、私は民間の保育所に聞いていただきたい。私から聞くよりも、どのような形ですかとぜひ聞いていただきたいと思えます。

今、ご質問の内容につきましては事務的でございますので、所管のほうから報告をさせます。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

お答えをさせていただきます。

まず、町立、私立それぞれの各園のゼロ歳児から5歳児までの年齢でございますけれども、これはお答えすることができます。いつ現在ということでご指定いただければ、毎月統計をとっておりますので、数字がございます。ただ、支援児さんの数なんですけれども、これは小さい子どもさん、まだ手帳を持たれていなかったり、保護者の方が支援を要するということの受容ができていないようなご家庭もございますので、必ずしもこの人数ですという確固たる数字がなかなか出せません。非常に困難でございます。あくまで参考数字で手帳を持たれてる方の数ですとか、あるいは町が独自で行っております補助の対象になっております数ですとか、そういった形でならお出しができるかと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

支援児については結構です。それで結構ですから、できるだけ正確なところを私に提供してください。

それでは、次に移ります。

標準的な所得の家族のゼロ歳児から5歳児の町立と私立保育料の比較の問題です。これから財源論も引き出していきます。

1番目です。町立と私立の保育所の保育料に関し、因町長は9月議会で役場は全ての保育所の入園から保育料の決定、徴収まで行っていますとさっきも言いましたが、述べられています。今12月議会で私が質問できる絶好の材料を提供していただきました。大変感謝しています。私は、必然的に私立の保育料のほうが高くなると、建設費に関する町立と私立の比較の図を示して述べてきました。しかし、因町長、また所轄の課は、それは誤解だ、誤解だとおっしゃる。9月議会で本田議員も述べてあるので、それを引用させていただきます。

建設費の負担の問題です。事業者が銀行から融資を受ければ、その金利は重く事業者へのしかかることとなります。多くの者は借金の返済に苦しみ、国からの補助金のうちの人件費を削り、しのいでいるという状況になっていることが多いと聞いていますと本田議員は発言してあります。私も同感なんです。これらの状況は、私立の保育園が保育料を町より高くしなければ運営できない状況であることを私は客観的に示していることになると思うんですが、どうでしょうか。それとも、私立の保育園は裕福だと考えられるのでしょうか。因町長、どのように考えられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

その辺の關係にいたしましては、所管のほうから答えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

ご質問の内容としましては、標準的な所得家庭の保育料が幾らかというご質問になっております。金額のほうが必要でしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

じゃあ再度、川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、また別の問題に入っていきます。

私立保育園の場合、より多くの児童を定員いっぱい集めなくてはなりません。自分の園の特徴を出すための工夫が必要です。従って、プラスアルファの付加価値をつけ、それを通じて収入を得る方向に進みます。例えば、英語教育あるいは各種の習い事などがあるでしょう。また、制服代などもつけ加わることもあると思います。そうしますと、実際のところ保育料は高くなると私は思うんです。私が言うてる保育料とはそういうことなんです。そのようには考えられませんか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

制服等につきましては、やはり若干高くなるのではないかな、きちっとした園の制服ですから、そういったものについては了解の上で購入されるのではないかなとは思っております。しかしながら、保育料ということ为先ほどから言われておりますが、保育料につきましては各親の所得、そういった中から算定されて、全く町立と民間は変わるものではないと私は説明を受けておりますので、全く一緒であろうと私は思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

町長が今言われましたとおり、保育料につきましては、粕屋町は全8階層分かれていますけれども、比較的多くの方が分布をされておりますのは第5、第6の階層でございます。その金額につきましては、もう階層表に示しておりますとおりで、公立、私立ともに全く同じ金額でございますので、同じ所得階層とか兄弟の数

ですとか、そういったものの条件が同じであれば同じ金額になります。違っておりますのは、言われました体操服代ですとかあるいは教材費とかという形で別の料金を取っております。これは、公立でも取っておるところがございますので、高い安いはございますけども、あくまで何かの用品代であったりあるいは行事に係る費用の一部という形でございまして、これを運営費に充ててるということではないと思いますので、あくまで何かの用品代あるいは実費という形というふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

ちょっとなかなか理解しにくいところがあるんですが、それでは次の問題に行きます。

それでは、実際の保育料の徴収の仕方ですが、9月議会での私の質問に対して、さっきおっしゃったようなことが発言されました。そうすれば、私立保育園、各園の保育料も実際役場のほうで徴収してるんですか。役場は、私立保育園の事務も肩がわりしておるわけですか。そのことについて回答をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

一番多いのは、納付書をお送りして口座振替等で入れていただいているところとかが多いと思います。幼稚園では、まだ園で集めていただいているところがございます。公立しかうちはございませんので、園で集金をしていただいたりしますけれども、基本的には納入をされる利用者の方が直接役場のほうに公立、私立問わずお支払いになるという形になっております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

はい、いいですよ。どうぞ回答してください。

◎議長（山脇秀隆君）

今滞納ということでありました。

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

仮に滞納されてる世帯が出てまいりました場合につきましては、一応納付書等のやりとりは封筒なんかに入れてまして、園のほうを通じて行ってる部分もございます

けども、最終的には役場のほうで引き受けまして、収納課のほうでまた対応させていただくような形になっております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

徴収の仕方、ちょっと私疑問なんです、私立保育園は私立保育園で独自に保育料を集めなくちゃいけないんですか。何か法的に可能な何かあるんですか。役場がしなくちゃいけないとか、そこがちょっと分かりません。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

市町村がその義務を負うというような、例えば法令があったかまでは、すみません、今ちょっとこの場で把握しておりませんので、調べさせていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

私立保育園と町立保育園の場合は、町立は公的なやつだから、これは役場が管轄しますよね、実際ね。私立保育園は、これは個人の財産でしょう。そこで運営してるんだったら、その事務費を役場が肩がわりする必要はないんじゃないですか。私はそう思いますが。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

まず、考え方としましては、私立保育園につきましても法律上、保育の義務は町が負っておりますので、あくまで町が委託をして保育をしていただいているという考え方になると思います。ですので、公定価格と補助金分を含めまして、町が運営費をお支払いをします。そのときに、個人さんの払われる保育料は除きますので、その分については町のほうが集金をさせていただいているという形になると思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

私は、そういうシステムを初めて知りました。そういうことになってるんですか。そしたら、もうほぼ町立保育園と余り変わらないという認識になっています

ね、仕組みとしては。

それでは、次に移ります。

11月10日、厚生常任委員会の研修会で講師である奈良女子大の中山徹教授に私は質問しました。粕屋町のある私立の保育園が約3億7,700万円の建設費で建設しました。私立保育所の持出し分は約1億4,300万円です。これは、先のここの議会で図を出して示しましたね。私立保育園の収入は、園児から集める保育料ですが、これで何年ぐらいで償還できるのですかと中山先生に尋ねました。そしたら、20年ほどで償還できますといとも簡単に言われました。私は、保育園経営はそんなにもうけるのかなとふと思ってしまいました。

さっきも申しましたが、9月議会で本田議員が後段でこういうことをおっしゃった。ある保育園が毎年園を建設し、事業拡大していると発言されました。なるほど、そういうこともあるのかとある面納得しました。それで、町立保育園の建設問題に入っていきます。

9月議会の説明にあった3億5,000万円の保育所建替えて50%の1億7,500万円の償還、ちょっと図で示します。分かるかな。町立で建てた場合ですね、1億7,500万円。これが町の方、国からの交付金で返ってくる分。こちらが町で支払う分。このことを述べています。償還という意味では、私立も町立でも同じです。私立の場合と同様に、保育料は同じだとして税の持ち出しがなく、20年よりは少し長くなるでしょうけども、償還金は保育料で支払うということになります。

また、こういうことも考えられます。私立の保育園の場合、保育料で建設費を約20年間で償還します。町立の場合も償還という意味では同じで、保育料で償還していくことになりますから、私立の場合と同様にさきの例に倣って2,303万円、これは補助金として町が出す分ですね、民営化した場合。この金額を町立の場合も出費します、同金額。そうしたらどうなるでしょうか。そうしますと、町立の場合と私立の場合の国からの援助の差は約930万円となります。これは、補助率78.98%ですね。これは、ある粕屋町の保育園を建てたときの補助率です。だから、實際上、国庫補助として出された分と国からの交付金との差になってしまいます。

更に、こういう記事がありましたので紹介します。

西日本の記事なんですけど、記事は正確ですから、文章を読みます。西日本新聞の11月17日の2面です。「政府系金融、民業圧迫424件」という大見出しです。商工中金や日本政策金融公庫などの政府系金融機関が融資の際、税金で一部負担する利子補給を活用し、最低で地方銀行の3分の1程度の低い金利を提示していたと。そして、具体的には社会福祉施設や医療施設に貸しつけると。福祉医療機構もあると書かれています。こうした金融機関を活用すると、町立で建設したとしても償還そ

のものはもっと楽になっていきます。こうしたことを勘案すると、町立と民営化の差は小さくなります。さして問題にするような差ではなくなります。ここのこれとこれの差ですね、町長ね。実際こうなる、これとこれの差になります。

工学的に言いますと、この差が5%以上だとこれは効果があるというふうに言われます。3%から5%は優位だという表現です。3%以下だとすると、誤差範囲内だという表現です。こうしたことを勘案すると、町立と民営化の差は小さくなって、私立の場合が優位だ、優位だと声高に叫ぶような差ではありません。これが財源論に対する私の結論です。実際の各園の会計を見ていないのできちんと判断できないんですが、20年で償還できるという感覚は私立、町立とも保育料が私は高過ぎるんじゃないかという印象すら受けます。因町長、何か見解があったら言ってください。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

川口議員、何回かこの質問につきましては聞きましたけども、非常に私たちからいうと誤解ではないかなと私は思っております。そういった中で、2分の1が交付金、交付金でやられますけども、はっきり言って交付金の対象になりますよって、なかなか交付金で目に見えてどの部分が入っていきよるかということはなかなか分かりにくいところがあります。反対に、補助金になりますといつも言ってますが、12分の1ということで3億5,000万円の保育園であれば、うちは2,750万円で建つわけですね。そういったことを考えますと、長期にわたって起債を返していくとか、そういったことを考えますと、うちは2,750万円で終わるわけですよ。だから、修理とかそういったことをやったり何たりするよりも、私は先ほどからずっと言っておりますけども、建替えたほうが早いと。どういった形になりましても、やはりそういった率の高い補助金を使うということは行政の仕事でありますから、わざわざ2,750万円で済むものを修理したり何たりかんたりするほうが、逆に税金を無駄に使うのではないかなと私は思っておりますので、私の考えはそのような形でございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

町長と私の差は結構あるみたいですが。しかし、事実は事実として差は低いということは述べておきたいと思います。

それから、交付金の問題で言われましたが、交付金の計算をしてるのは粕屋町の所轄のあなたのところですね。どこかいな。経営政策課で若い人たちがやってるんですね。どういう方法でやってるかと言いますと、交付金はどういうふうに出しますかね。需要額と差ですよ。必要な額と需要額との差でやってくるんです。計算の内訳がちゃんとあるでしょう、ありますよね。だから、町長、調べてください。保育園の関係も必ず出てくるはずですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

今言われてるのは、地方交付税のお話でしょうか。

◎9番（川口 晃君）

そうです、はい。

◎経営政策課長（今泉真次君）

地方交付税としては、需要額に対しまして収入額、この差引額、それを交付税措置をします。基本はそういう形になっております。それが保育所に当てはまるかどうか、交付税の中の一部分は保育所の部分がありますし、それが直接保育所に該当するということではないと思っています。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そこで問題なんです、その交付税の計算をするのは、あなたのところの部署の若い人たちですね。だから、ずっと交付金を積み上げていくじゃないですか。だから、保育園の問題だってちゃんと把握していないと積み上げられないじゃないですか。言ってること分かります。だから、あなたのところでちゃんと幾らぐらい出るといえるのは分かるはずですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

交付税というのはいろんな項目がありまして、その中に一部保育所の分も入っているということです、保育所の方で幾ら入ってるかというのは、具体的に幾らですよという金額は出てきません。総体として国のほうから金額のほうは通知があるということになります。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

国から来る交付金のうちの、こういうふうにかえたらいいんじゃないですか。要するに、国に要求した交付金の額、実際国から出てきた交付金の額、その比率があるとすれば、案分が出てくるじゃないですか。隣が違うと言ってますけど、普通我々はそういうふうにかえますよ。大体の大まかな数が分かるじゃないですか。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

川口議員が言っているのがちょっと正確には分からないんですが、交付税の出し方としては、この間も説明はさせていただいたと思うんですけど、その差額、足りないところについて国全体として町に対してこの分を交付するという、交付税としてですね。交付するということですので、個別に保育所の分として計算するのは難しいということでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

今のところ水かけ論なので、私もあれをちょっと読んでみます。そして、これじゃないかと指し示してみたいと思います。

それでは、次に移ります。

西小学校区の39人の待機児童の早期解消についてに移っていきます。

私は、今年の6月議会での一般質問で保育所の待機児童数について質問しました。安川部長、堺課長からは丁寧に説明していただきまして、ほとんど正確に把握することができました。粕屋町の待機児童は、その時点では184名ということでした。これは、国の定義によると、この待機児童は97名になるそうです。それも分かりました。更に、このようなことも回答されました。西小学校校区在住で保育所入所を希望した児童数は448名あったそうです。そして、西保育所を第一希望された数は185名、そのうち134名の児童が西保育所に入所しました。入れなかった児童で他の保育所に入所された数が11名で、それで最終的には西保育所の待機児童の実数は39名だということでおっしゃいました。

柚須区や乙仲原西区には、いろいろなどころの保育所のバスや幼稚園のバスが子どもたちを迎えに来ています。福岡市の保育園や幼稚園に預けられている児童などが潜在的な待機児童が相当数いるものと思われれます。西小学校校区には、町立の粕屋西保育所のみしかありません。他の議員さんたちも、一般質問で西小学校校区に保育所を建設することを何度も希望されています。私だけじゃありません。一定の

世論をもう形づくっていると私は認識しています。将来のことを考えると、巨大な150とか180名の定員ではなくて80名、多くて100名程度の保育所でいいと思います。ふだんの遊び場は柚須公園、運動場は柚須子供広場もあります。これを利用することが考えられるのではなかろうかと思います。私個人は町立を希望します。西保育所の分館でも結構です。それができないなら、私立の保育園でもよろしいのではないかというふうに思います。できれば柚須駅近郊に誘致してほしいと思いますが、因町長、子育て支援が国政の今、大きなテーマになっていますから、どのように考えられますでしょうか。ご回答をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

議員おっしゃることは、十分認識いたしております。しかしながら、町のそういった土地がないってところもありますし、今度は逆に調整区域ではなかなか建たないところもございまして、若干その辺の土地の準備というものがちょっと難しくなるかなと私は思っております。西区が一番増えているということは認識いたしておりますけども、やはり粕屋町はもう4キロ四方でございまして、よその地域から見たら、やはり西区とかそういったところでなくて、全体で子どもたちを見なければならぬと私は思っておりますので、その分につきましては若干保護者にはご迷惑かけるかと思っておりますけども、近隣には戸原とか長者原とかが、結構大きなところもございまして、そういった中では対応させていただきたいと思っております。

しかしながら、私も星の子が建つときに、何で内橋とかあの辺に建たないのかということも思っておりました。そういった中で、やはりそういったものにつきましては、土地の線引の壁というものがあつたと思います。ですから、そこに建てられなかったところもございまして、若干西のほうにつきましてはご迷惑かけるかと思っておりますけども、そういった形ではこぶねがあり、星の子があり、ヴィラがありで全部あそこに固まるとるわけですね。あの辺の方は非常に便利であるとは思いますが、やはり外れたところはなかなか行けないところ、無理があると思っておりますけども、その辺につきましては、今後はそういった建てられるような対策というものも今後考えていかなければならないと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

いつも私も言ってるんですけど、昔から、私の小さい時代からもそうなんですけど、どちらかといいますと乙仲原西、それから柚須の生活圏は、方向が西のほうに向いておって、大体生活の物を買に行くときは東じゃない、ほとんど西です。だから、そういう感覚で言いますと、阿恵橋を渡っていくというのは非常に窮屈なことです。朝夕のあの交通ラッシュを見てください、本当。大変ですよ。そういう意味から、西小学校校区に保育園の誘致を更にお願いしまして、次の質問に移ります。

2番目は、役場職員の増員の問題です。これは、役場の職員の大勢の人たちからある意味では期待されている問題です。後ろには役場の職員がいることを考えて発言していただきたいと思います。

現在、労働者の過労死問題が労働現場では大問題になっています。日本を代表する大企業で、製品の検査データの改ざんや資格を持たない人が検査をするなどの破廉恥な行為が行われています。こうした行為が行われることは、人件費削減で利益を上げようとする……。

◎議長（山脇秀隆君）

川口議員、すみません。1問質問が抜けてると思うんですけど、保育所巡回、4番目。

◎9番（川口 晃君）

何か抜けた。何かもう一生懸命になっとうけん。ああ、これね。じゃあ、やります、すみません。ちょっとうかつでした。

保育所巡回指導員の配置の問題です。じゃあ、これすみません、やります。

厚労省の名称によりますと、巡回指導員ってというのが2017年度より設立しました。自治体には、新たに巡回支援指導員を配置するということが可能になりました。月1回以上巡回する。助言に法的強制力はありませんが、改善しない施設については、自治体が改善指導に乗り出す仕組みとなっているそうです。非常に私はいい制度だと思っております。

今年の1月8日に我が党の田村智子参議院議員が参議院で代表質問しまして、回答が保育対策総合支援事業費補助金の事故防止策として30億円予算が組まれています。600から700人分の指導員の予算をそれで確保したということです。補助率は、国と自治体が2分の1ずつです。1人当たり計406万4,000円の補助額があるそうです。また、保育士などを対象に自治体が行う重大事故防止の研修にも財政支援を行うとなっているそうです。非常に有効な施策じゃないかと思います。指導員は、保育士経験の長い施設長経験者などの採用だそうです。定年退職者の再雇用対策として有効な施策だと私は思います。粕屋町は保育所が多くて、近未来的には将来も対

象児童は増えていくでしょうから、子どもたちを安全に育てていくためには重要な役割を果たすと思っています。因町長の見解をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

これは国の2分の1補助ということで言われて、うちの財源が406万円ということですか。そうじゃないでしょう。406万円の2分の1でしょう。そういった方向だと思います。

詳しくは所管のほうから正確に説明させたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

お答えいたします。

議員の言われますとおり、経験豊かな保育士などを指導員として配置をしまして、指導員1人当たりの上限基準額が406万4,000円と、その概ね2分の1が補助をされるという制度でございます。

届け出保育施設を対象として配置をする場合には、都道府県が実施主体となります。それ以外、保育所ですとか認定こども園を対象とします場合は市町村が実施主体となるということになっております。今、福岡県におきましては、従来から実施をしております指導監査のほうに町も合同で入っておりますけれども、これを充実をさせるという形で対応が図られておるといふうに聞いております。制度が始まりますに先立ちまして、県のほうが各自治体のほうに希望調査をしましたところ、特にこの実施をしたいという希望がなくて予算措置自体をしていない。県としても、先ほど言いましたように監査のほうを充実させるという考え方になっておまして、今現在この間電話でお尋ねをしてみました、実施の実績はどこにもないと、県下ではですね。福岡県内ではないということは何っております。

粕屋町におきましては、小規模保育所等を開園されまして、今後町のほうも監査を独自でしていくということが必要になってまいります。まずは、監査をしっかり実施をするということを優先をして行いまして、指導員の配置につきましては必要に応じて検討させていただきたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

子どもたちの事故が起こってはいけないので、せっかくいい制度だと思いますの

で、今後検討していただきたいなど要望しまして、次に移ります。

さっきちょっと戸惑いましたけど、再度再質問して、もう要項長いのでちょっと疲れます。

現在の休職者の数とその原因についてということで、端的に答えていただきたいと思います。因町長、答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

直接的なご質問ですので、私のほうで答えさせていただきたいと思います。

現在、病休による休職者数は8名です。その主な原因ということですが、主な原因といたしましては、うつ病、抑うつ状態若しくは適応障害、こういった内容での休職、もちろんほかの一般的な病気で休んでおることはありますが、8名の内訳はほぼ全部2名ずつという状況です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

適応障害という診断があるということですが、こういう経験がありますので、ちょっと述べます。

非常に今適応障害の働く人が多いんですね。私が区長るとき、地域の人から息子さんのことで相談がありました。息子さんは公務員でしたけども、就職してから数か月後、朝食事をしても吐いたりして十分朝食がとれなくなりました。この状態が続くと、10月の本採用が受かるかどうか分からないということで、私のほうに息子さんの件で何とかならないかという相談がありましたので、私はその息子さんの職場の健康問題等の相談部署に行きました。で、改善を求めました。その子どもさんは新採用ですから、6か月間ぐらい何か補助的な人がおるそうですね。その人との人間関係がちょっとうまくいかなかったということだったんですが、健康問題で担当されたところがうまく解決してくれて、彼は無事本採用になりました。

息子さんの場合は、人間関係、そういうんですけども、例えば難しい問題とかなかなか解決できない事態が起こったり、長時間労働が長期間続くと、朝吐き気が生じたり、仕事に行くのが気分が乗らないとか、これが適応障害だそうです。休息すれば、これは治るそうです。うつ病になると治りにくいそうですが、適応障害の場合は休息が必要だと体が命じているということなので、2、3日でも、必要であれば何日か休むとか、そういうことが必要だと。現在休職されている職員さんの状態はどうなのか。個人のプライバシーの問題もありますけど、職場復帰ができるよ

うな温かい配慮が必要だというふうに思います。どんな措置がされてるのか。因町長、答弁できますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

町のほうでは、先ほどちょっと言われた内容からいきますと、採用した職員、新しく新規採用した職員に対してはエルダー制度というような形で、役場に入って2年から3年たった職員と一緒に研修的なことを年に6回程度やると、そういったことの実施はやっております。あと、毎月産業医と保健師のほうの相談業務等も行ってまいりますので、そちらのほうに先ほど言われたような適応障害とか、そういった疑いがある職員等については相談のほうに入れて、そういった保健師等の相談を受けさせると、そういった対応をとっております。あと、EAPといいまして、これはの職員だけじゃなくて職員の家族等も相談ができるシステムですが、そちらのほうとも契約を行いまして、これは守秘義務が向こうにもありますので、電話、それから直接の訪問、そういったことでの相談ができる体制をとっております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。

次に移ります。

定員いっぱいの定員増の早期実現をということですか。

定数より今20名少ない職員の状態だというふうに思います。何か12月号にこれ載ってますね。それで、条例で規定してる定員数が237名で、今219名の職員だというふうになっています。それで、定数より今は20名少ない職員で4万6,000人を対象にした仕事をしています。粕屋町の来年度新規採用は何名程度になってるのでしょうか。退職者もあるでしょうから、実数が増えないと、人口増から見て率的には減ってくるようになりますが、その辺について答えていただきたいんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

池田副町長。

◎副町長（池田泰博君）

お答えいたします。

先ほど議員もご指摘のように、職員の方、いろんな形で職員増というのを期待されてるのはよく理解はしております。ご質問ですけれども、現在のところ9名という形での採用ということを考えてますが、これは必ずしもまだ確定した数ではござ

いません。やはり、その採用される方によっては役場の職員に非常にふさわしい方もおられますし、場合によっては最終的にはどうだろうなという方もおられますので、そのあたりは今最終的な段階を迎えてるところです。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

3月議会でも増員のことについて質問したときに、この制度としては政府のペナルティーはもうないという回答でした。安河内部長がおっしゃられました。また、職員を増やして人件費が増えれば、これは交付金で戻ってくるはずです。地方交付金で。だから、思い切った増員をしてもいいんじゃないかと思いますが、思い切った増員ができない、何がネックなんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

池田副町長。

◎副町長（池田泰博君）

町の執行部でも、現在人口増とか行政ニーズの多様化、またいろいろな様々毎年のように各課で法律が改正されたりとか制度が改正されて、その対応に追われてる現状を見て、やはり職員の増員というのは必要じゃないかという認識では一致しております。ただし、やはり1人の職員を採用すると40年前後働いてもらうことになるわけです。そうすると、極端に言えば30年後、40年後、この町のあり方ですとか、日本の国のあり方も考えながら、大量採用を今することが適切かどうか。それ以外に対応できることがあるかどうか、そういうことを考えながら慎重に採用計画というのは立てなければいけない、そういうふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃委員。

◎9番（川口 晃君）

定数条例で237名というのは決めています。定数条例に基づいて執行していくのは、これは当然の執行機関のあり方じゃないでしょうか。だから、237名に近づけるためにどれだけ努力するのかという努力の度合いがあると思います。費用については今言われましたけど、それは地方交付税で交付金として戻ってくるはずですよ。そうでないとおかしいです。もし戻ってこないんだったら、政府に要求したらどうですか。そのことをやらないとだめです。そのことを強く言いまして、時間がないので次に移ります。

もう市制の問題は、この前何かプレゼンテーションでちょっと言われましたが、

これについて何か部署を立ち上げてどうのこうのという表現があったように思うんですが、今町として考えてることをおっしゃってください。何か言ったような気がするけど。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

ちょっと、記憶にないとですよ、すみません、申し訳ないです。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

何か担当課長がプレゼンテーションで言わなかったですか。

まあ、いいです。分からないということでもいいです。

次に、現業職員の俸給表について言います。もう文章で進めていきますね。

以前、現業職の俸給表についても質問しました。中途半端だったんで、今度は正確に進めたいと思います。職種は自動車運転士、用務員、給食調理員、これらのものに類するものというふうに条例ではなっていますね。人数ですけど、それぞれ何名ぐらいいらっしゃいますか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

現在、5名です。

◎9番（川口 晃君）

全体で5名。

◎総務課長（山本 浩君）

すみません、正確に言うと6名で、1名が今職種変更の取組みをしております、給食調理員、保育所のほうが3名、あと用務員のほうが2名で5名とプラス1名の6名です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

この俸給表ですけど、給与体系、昇給についてちょっと伺いますけど、高卒の場合が18、13号給、大卒の場合が29号で始まると私一度聞いたことがあるんですが、それは合っておりますか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今言われているのは、一般職の分だと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

どこから出発するんですか、どこから。高卒の場合と大学卒の場合は。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今言われた号俸で始まりますけど、あとは新卒だけではありませんので、社会人とかを経験した方についてはそれに前歴を換算したところでの俸給で定めていきます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

高卒、大卒の場合はそれでよろしいんですね。13号給、29号でね。あり得るかあり得ないかはちょっと分かりません。

今度は昇給の場合で、普通は1年で1号給上がっていきませんが、それでいいんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

ちょっと行き違いがあつてるようなので、訂正させていただきます。

現業職のお尋ねですよ。現業職の場合は、別の独自給与表を使用しておりますので、川口議員が今言われているのは、先ほど私ちょっと言い方が足りなかったのかもしれませんが、行政職俸給表の1というのがありまして、これは一般職が使っておる分です。その大卒と高卒に位置づけがあるということで、一般的に国家公務員もそうですけど、現業職につきましては、行政職の俸給表の2というのを使用するというのが国家公務員とか、そういったことでは使用されております。ただ、粕屋町の場合は、独自給与表というのをつくって、そちらで現業職の給与表は設けておりますので、その国家公務員が使用してる給与表等は使用しておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そういうことでしたら、また後でそのことについて聞きに行きます。

高卒で役場に勤められた人、また大卒で勤められた人、いろいろあるんですが、私がいただいた粕屋町の俸給表、現業職の。いいですかね。これで一番最上級が185号給ですよ。これまでに上り詰めるのに、例えば例を示して何年かかりますか、ここまで。そういうことはあり得ないでしょう。185年も1番からスタートしてかかることは。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

1号俸ずつ現業職の分は上がっておりますので、185まで上がるということはないというようなことで前提で今俸給表はつくられております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

しかし、これは185号まであるよ。このことよ。だから、私はこう言いましょう。この現業職の俸給表の一番上、185号給まで上り詰めることに何年かかるのですか。この俸給表は、現実を反映した俸給表になっているんですか。本当にこの俸給表が人権を尊重した俸給表になっているんですかっていうのが私の質問です。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

粕屋町の現業職の俸給表につきましては、以前からずっとこの独自給与表を使ってきております。何度かの変遷がありまして、独自俸給表で監査額、1号1号のですね。監査額をもとにして俸給表をつくっておった時代、それとその後には先ほどちょっと言いましたけど、行政職2号を使っておった時代、それとその後また間差額というようなことの変遷がありまして、現在は一般職の給与表をもとに、それをもとにして計算をやり直した状態の給与表をつくる内規を運用した状態で給与表のほうを作成しております。詳しくは、ちょっと口頭で説明はしにくいんですが、そういった内容の独自給与表という体系になっております。この給与表については、間差額の時代に一般職のほうの給与表の伸びが落ちたというか、上がらない状態になっても間差額を使用していたんで、一般職に近づいてしまったので、その後調整等を加えて現在の給与表をつくっておりますので、人件費の観点の中で業務の内容からして問題がある給与表ではない状態になっていると思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

時間がないので、また後でお伺いしたいと思います。

最後に、この項の最後でちょっと文章がなくなったんですが、有期の非正規の職員の無期契約化です。

これは、来年4月1日から有期契約者の臨時とか非正規の人、その人たちの5年以上勤めていると無期にしなくてはいけないというように労働契約法で措置されていますね。これについて粕屋町としては、どのようにしていかれるのでしょうか。

ちょっと時間がないので、端的に答えていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

ただ今川口議員から言われたように、労働契約法のほうで5年を過ぎた場合は、労働者の申込みにより期限の定めのない労働条件に転換しなければいけないと、そういったことが定められておりますし、不合理な労働条件の禁止、それと雇いどめ法理の法定化、このようなことが労働契約法のほうで新たに改正されるというふうには認識しております。ただし、同法の中の第22条適用除外という項目がありまして、その第1項において、この法律は国家公務員及び地方公務員については適用しないというふうなことも併せて定められております。粕屋町においても、そういった点から抵触しないというふうに考えております。

ただ公務員は、国や地方公共団体が一方的に任用すると、こういった立場で労使関係ができ上がっておりますので、この労働契約上もこういった条項が設けられているものだと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そしたら、労働契約法は日本の労働者全体に網羅してると思うんですが、公務員は除外されてるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

ただ今言いましたように、労働契約法の22条のところに適用除外という項目があります。その中で再度言いますが、この法律は国家公務員及び地方公務員について

は適用しないという一項が設けられております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

これは国会の問題としますので、上級に伝えます。

じゃあ、次に行きます。

須恵川の汚染の問題、最後です。

これを見ていただきたいと思います。これは接近して撮りました。これは、日曜日の朝9時半ごろです。このような状態です。これは、安松道路環境整備課長は知っておりますから、県のほうにも報告されたそうです。こういうことがありますので、言いたいと思います。

この問題の発端は、Mという食品加工工場から須恵川へ放流する排水量を現状の日量300リッターから1,295立方メートルへ増量したいと申入れが柚須区の農区に8月上旬にありました。柚須の農区は、もともと工場排水を須恵川に放流することに同意しておりませんでした。なぜ放流するようになったのかなどの経緯を質したりし、今回の申し出には同意しませんでした。8月の盆過ぎ、9月議会の一般質問のときに、私は須恵川の水が緑色になったので、これは危険だと思って一般質問をしました。9月5日か6日でしたか、吉武副町長と安松課長に視察してもらって、後日安松課長から扇上堰まで緑色に変色して、それから上流は変化はしていなかったと聞きました。S議員からは、扇や四軒屋の住民の人は、須恵川が臭いと噂になっていますよとの話も聞きました。

それで、いろいろ県とか県の調査機関に行って調べてきました。そしたら、この工場の排水は、27年の1月20何日かに県から排水の抜き打ち調査に入られて、BODという生物何とかがっていう酸素供給量ですかね。それが基準以上だということで排水停止を命じられました。そういうことがあって、再度それが解決して今回流すようになったんでしょうが、こういう状態が続いたということです。11月14日に再び会社側と話し合いを持って、この原因の説明を求めましたが、説明はありませんでした。そして、持って帰って調査するということでした。11月24日にこの現象について、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の担当者に聞きました。そしたら、川の水を検査してくださいというふうに言われました。川の水っていうのは、簡単に検査できますか。安松課長、ちょっとお願いしたいんですが。もう時間がないから。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

検査といいますと、実際町のほうでは直接は行っておりませんが、毎年多々良川の水系の水源監視連絡協議会というところがございます。そこで年に4回、阿恵橋付近の水質検査は行っておられます。それで、今年度の、去年と28年度の水質検査の結果は、今こちらのほうには準備はしておるところでございます。今現在はしております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

時間がないので、水利権というものがあると思います。調べましたら、量の問題もあるし、質の問題もあると思います。質の問題で言えば、神通川でイタイタイ病が発生しました。だから、質の問題も重要な水利権だと思っております。水利権を生かす方法としては、直接に何か書類があつて、それを申し入れるということですが、課長のほうで何かつかんでありますか、分からない。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

水質におきまして、有害物質等のカドミウムや塩素及びシアンとか、そういうようなことによる汚染による事故が起きた場合においては、事業者あたりへの補償とか、そういうことは事例はございますが、油分とかについての住民への事業者からの補償というところは、ちょっとないというふうに聞いております。

◎議長（山脇秀隆君）

時間迫っております。

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

もう時間がないので、これで一応終わります。どうもありがとうございました。

（9番 川口 晃君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これで午前の部を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午後0時47分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

議席番号13番、久我純治議員。

(13番 久我純治君 登壇)

◎13番(久我純治君)

議席番号13番、久我純治。通告書に従いまして質問いたします。

今日は、町長も朝から財政のことばかり、昨日もそうでしたけど。私の質問はその点はないけど、最大限町長の決断が必要だと思っておりますので、よろしく願います。

まず、実現するのか計画道路。また、待機児童対策として建ぺい率の容積の緩和を。3番目、横断歩道の歩行者側の5秒の短縮をの3問について質問します。

まず、実現するのか、計画道路について質問します。

扇橋から原町を経て長者原までの607号線、旧国道201号線の25メートルバイパスは、計画が始まってから数十年がたってるのが現実であります。現在の道路、607号線バイパス道路としては、計画されて数十年がたっていますが、どう見ても実現しそうにもありません。計画道路25メートルの地権者は迷惑なことで、現実困っておられます。

もし、現実性がないなら、計画自体を取り消さないものでしょうか。なぜなら、道路をつくらうとすると、JR篠栗線、また長者原では香椎線が通っている上、家も建ち込んで実現するにはほど遠いものに思われます。また、前町長においては、いつになるか分からないけどつくりますとの答弁でしたが、以前県庁にお伺いしたところ、この件については実現しそうにないですねという返事でした。町として今後どうするつもりですか。町長に願います。

◎議長(山脇秀隆君)

因辰美町長。

◎町長(因辰美君)

今、久我議員おっしゃいますとおり、私も実はそのような感じでおります。しかしながら、行政側の詳しい人は吉武副町長がおりますので、そのことを説明させていただきます。

◎議長(山脇秀隆君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

久我議員がおっしゃられることは、本当ごもっともだと思うんですよ。裏を返せば、実現してほしいということだろうと思うんですよ。違いますか。
いや、もうそれは私も本当実現したいなと思っています。

ただ、今県のほうで議員も御存じだと思いますけど、粕屋町内で県事業で行ってる工事が筑紫野古賀線、あの門松のところですね、新大間池のずっと来たところで

す。それと粕屋久山線、それと東環状線。東環状線は、今扇橋から広田のほうに抜けていく九大農場の横の道ですね。それ3本今やってるんですよ。負担金ももちろんうちも払ってます。県のほうにこういうふうな地元の要望もあって、ぜひ千代粕屋線ですね、これ。ちょっと塗ってるところですけど、この話もどうか実現できないでしょうかという話は持っていったんですよ。だけど、こっだけ粕屋町は3本もやってますよねと。ほかのところでこんなふうに道路工事やってるとこないんですよという、逆に言われるんですよ。だから、前の町長も実現したいというけど、それはいつになるか分からないというのが本当のところでございます。

だから、まず県のほうも全然やる気がないということじゃないんですよ。ちょうど扇橋の福北ゆたか線、あそこでちょうど今とまったような形になってますけど、今度東環状線をつくるときに九大農場のほうに行くときはアンダーで行くような形になるんですよ。それで、福北ゆたか線を軌道をかき上げて高くするようになっています。それに合わせて607号線のほうもボックスでやり直して、それも607号と九大農場と旧県道のほうに行く、できるような道が行けるようなボックスを考えています。だから、全然つくらないということじゃないと思うんです。時期的に予算も考えてやりたいなというふうに考えているだろうと思います。だから、うちのほうもそれであわせて、要望を続けていきたいというふうに思ってます。ご理解よろしくお願いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

理解はするんですけど、何十年も前の話なんですよ。県に言わしても、県の人言うんですよ、実現しそうにないですね。だから、これが町の仕事であるなら、金を使わんでいいし、今言わっしゃった東環状線が通りますよね。あっちのほうは私現実性があるし、もうできようからですね。あっちに迂回路になってしまえば、原町の中はわざわざ通らんちゃなないかと思うんですよ。実際、そしてもう知ってあるかも分らんけど、今つくってある25メートル道路のバイパスの地上の下ですたいね、地権者。家を建ててあるとき、30何年前、私が知った人もアパート建てよったんですよ。そしたら、結局崩さないかんけんということで木造2階建て建てんしゃった。今また建替えよんしゃって、また同じことやりよんしゃあとですよ。だから、やっぱり苦情が多いんですよ。そして、これは自分たち生きとう間できんちゃけんって言わっしゃあとですたい。だから、そんなことを計画して、県も言いよう、町はいつになるか分らんというような返事じゃ、地権者っちゃあずっと生殺しじゃないですか。もう少し実効性があることをやったらいいんですよ。だか

ら、これが町の決断でできることやったら、もうつくらんなら、つくらんって言えばいいやないですか。あそこ環状線ができて、門松のほうが大きくなっていきようし、道も広いつちゃから、わざわざ狭いとこ粕屋町通らんでも、篠栗行く人やったら、今でも広田のほう出たら早いですがもんね。だから、その点を考えてくださいって言いよんです、私は。だから、一旦計画立てたからさっちがします、何十年かかってもしますじゃなくて、やっぱり取り下げること必要だと思うんですよ。

実は、これ何で言うかと、私この前、建設常任委員会で京都行きましたよね。道路の件で、ちょっとアンダーパスのことで行ったんですけど、そのとき聞いたんですよ、職員の人に。実は、粕屋町こんなことあるんですよ言うたら、絶対ちゅうことないけど、実現しそうになかったら取り下げることできますよちゅう話やったんですよ。だから、そこを言うんですよ。やっぱり、いつやるかわからんって何十年も、今まで40年ぐらいかかっとうですよ、これ。これから先、また何年先になるか分らんとですよ。実際、私たちもおらん。今建てよんしゃあ人も、多分もうおんしゃれんと思います。そんな道路をなければ決断して、町の決断で県が何もかんも言うても、町としてはもうこんなふうでできんから、取り下げていいですかちゅうぐらい勇気がほしいんですよ。そこが町長の決断って、私が言いようのはそこなんです。町長、どうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

私も、実はそのような形を思いうとですけども、やはり方向性というのは若干今までの継続もありますから、審議をさせていただきたいと思っております。やはり、縦横無尽に計画道路ありますよね。そういった中で、本当にやるべきもの、やらないものというものは、どこかで早い時期で決めておかないかんやっただちやないかなんかということを思います。これだけ家が建って、どうしようもないような状況になってもまだそこで線引きしとるとということは、なかなか難しいところがありますので、今後は議会もやはりきちっと一緒になって議論していかなければならないと思いますし、そういった線引きされるところの地権者の方も十分説明をしなければならぬと思っておりますので、これはいい提案だと思いますので、今後また検討させていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治委員。

◎13番（久我純治君）

それこそ、行政の決断一つと思うんですよね。だから、私たちみんなは、一般の人は諦めとんしゃあとですよ、大体。何でもそうですよね。法律じゃあ、規律じゃあ、何じゃあというてくると。それやから言わんとですよ、粕屋町にも。だけど、本心は違うんですよ。だから、町長が言わっしあごと、やっぱり決断してほしい。今まで町長ができんやったことをぜひやってほしいと私は期待してるんですよ。今までの町長と違うっちゃから、行政上がりやないから。いやいやいや、そうでしょうが。行政上がりの方は、やっぱり行政のことを強く言いますよ、必ず。だけど、その点はやっぱり違う人、立場が違うんですから、型破りなことやっていいと思うんです、私は。これがみんなが不幸になるならいかんですよ。いい方向に進むわけですからね。実際の道ができてどれだけ使うか、それも未知数。果たしてつくらんで、今原町がどれだけ混雑するかも未知数ですよ。それがいつになるとは分からんと、副町長言わっしあとも分からんでもないんですけど、そんなとをずっと引きずっていく自体が私は不幸と思うんですよ。地権者にとっては物すごい不幸ですよ。だから、こんなことは早くどっかで踏ん切りつけてほしいし、町長がたまたま行政上がりやないから決断できるっちゃないかなと思うて、また私もここで言いよんですけど、町長の大決断、できませんか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

この件につきましては、非常にいい提案であると思っております。今後協議に乗せていくということは私の責任であろうと思っておりますし、今後議会と行政のほうあるいは先ほど言いましたように、地権者のほうとも一緒に交えながら検討をしていきたいと思っておりますので、そのときはぜひ協力していただきますようによろしくお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

協力は大いにやらせてもらいますけど、とにかく行政は1回決まったことを破るということがないんですよ。やめるとか、取りやめるといことが。その勇気があるかないか知らんけど、やめない。だから、引きずる、ずっと何十年も同じことを。そして、その人たちがみんな幸福になればいいんですよ。みんな不幸なんですよ、その地権者の人は今。だから言うんです。だから、決断する力を行政しか持っていないですよ。私たち何ぼ言うても、町長、執行権は自分が持つとっちゃからって、そうなんですよ。町長たちが持っているんですよ。だから、私たちは言うけ

ど、やっぱり最後の決断は町長。行政がせんといかんことですよ。だから、ほかのこともそうですよね。できんぢゃない、一旦つくったことを何でも守らないかんって言うけど、悪いことは訂正するのが当たり前なんですよ、人間は。そこが必要なんですよ。それをしきらんとは、悪いけど行政。

(許可のない発言あり)

◎ 13 番 (久我純治君)

いやいや、ほら、そんな言い方することが……。

◎ 議長 (山脇秀隆君)

発言には注意するように。

◎ 13 番 (久我純治君)

だから、破りきらん。それを破ってほしいって言いよんです、私は。やっぱり、悪かったら訂正してほしいし、私たちも悪けりゃあ謝らないかん。それが人間なんですよ。まして行政は、とにかく町民のためにやることが多い。私たちもそうです。町民のために議員になってます。そしたら、議員の意見は町民を反映して持てきます。特に、私なんかそれが多から、嫌なことも多いかもしれんけど。やっぱり行政が一番、執行権持ったのが私たちより強いと分かってます。だから、そげん言うんですよ。だから、ぜひこの件については町長の決断をお待ちしておりますし、ぜひ協力せえと言わっしゃりゃあ協力しますし、県でもどこでも行って、私ができることはやります。ぜひお願いします。

そしたら、2 番目に行きます。

待機児童対策として建ぺい率の容積の緩和を。

第一種低層住宅の建ぺい率40の60を50の80にできないのか。それによって3 世代同居できる家庭環境をつくり、家に帰れば誰か迎えてくれる家庭づくりを進めてはということです。

建ぺい率の前にまず都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある地域で、都市計画法に基づき指定されたものであり、現在福岡市、小呂島、玄界島を除く春日市、大野城市、粕屋町、志免町の3 市2 町が福岡都市計画区域として指定されています。なぜ、市に合併もしてもらえないのに、私は福岡市都市計画区域に入っているのか分かりません。これが建ぺい率に大きな問題となっていると思います。

一種の法律かもしれませんが、何十年も前にできたこと、また決めたこと、これが粕屋町の現状です。粕屋町が人口1 万数千人のころ、土地は約40坪、建物は24坪弱の家、このころの銀行の金利が約10%から11%、建売住宅、これが粕屋町の最初に入ってこられた人たちの住居です。その人たちが現在は80過ぎ前後なんです。今

その人たちがどうしているかという、子どもたちがやっと独立して大きくなって外に出た。そして、里帰りしたいというときに泊まる家がない、寝る部屋がない、これが現実です。だから、私は何回も言いますが、ここを40の60を50の80にしてどこに不都合があるか。また、高さ制限は10メートルで決まっていますよね。だから、本当にこれが以前は私が質問するたびに県にも行きました。最初にそれはなぜか言うと、県が県がと言われたから。今、この権利は粕屋町にあるそうです。ぜひ、この分は町長はどんなふうにお思いですか。お答えをお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

久我議員は、その質問、平成25年、そして28年、去年もされましたね。そのたびに私も同じような答えをしてるんですけど、本当に言われるのは分かってるんですよ、もう要望されてるのはですね。ただ、実現するにはどうしたらいいかということも私たちも考えてるんですよ。28年、去年の山野課長が都市計画課長のときに答弁した内容ですけど、今のマスタープラン、現行が22年に改定して42年に次のあれです。中間として32年ですね。32年までに、議員が言われるような要望を入れて40の60を50の80に変えるようなことを考えています。というふうに課長が答えてますね。

もうそのとおりなんです。だけ、今すぐというのはできないんで、状況とかをずっと調べるのに調査機関が30年、31年、2年ぐらいかかって32年に見直しをすると、そういうふうな状況調査をしていて県のほうに上げると、そういう形になるんですよ。だから、ちょっとすぐにしろと言われてもできないんで、マスタープランの改定までちょっと待っていただけないかなというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

いつももう答えは決まってる、分かってるんです、私も。マスタープランも分かってるんですよ。だけど、あのマスタープランは行政がつくったマスタープランなんです。町民は余りありがたくないんです、実際。だから、私が待つてできることと待てんでできることあるやないですか。さっちがマスタープランの改定のとしまでできんちゅうことないはずですよ。今までやったら、私があのととき質問したときにいろいろ調査します言うけど、一回も調査報告ないですよ、聞いてないですよ、私も。そして、さっちがマスタープランに変えるときやなからな変えられんことと変えていいことあるやないですか。そこを言うんですよ。さっちがそのと

きやなからな変えられんもんですか。そこを尋ねたいんです。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

そのとおりでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

おたくたちが決めたと何でそこまで守らないかんとですか。守らんでいいことまであるやないですか、そんなことぐらいやったら。だから行政って言うんですよ、私が。一旦決めたことは絶対曲げない。県はそれでできるって言うんですよ、全部一緒にできんでも、1か所ずつすればいいやないですかちゅう、誰か聞いてうはずですよ、課長も行ったでしょう、私と一緒に行ったときも。県の赤星課長から言われたと思いますけど。一ぺんはできんかもしれんけど。だから、県は町がやることをやるけえ、やったらいいんですよということやったから、このごろは町に言うんですよ。前は、県が県が言うから、県にずっと言ったんです、私も。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

いや、だから前もそのことに対してお答えしたと思うんですけど、県は町がすればいいと言いますが、県にうちは出さないかんです、都市計画審議会に。その段階で確たる理由がないとだめですよと言われるんですよ。県はそういうふうに言うんですよ。だから、言われるように、何回もどうですか、できませんかと言うたら、ちゃんとした理由を持ってこいと言うわけですよ。つくっていったら、だめですよ、これはと言われるわけです。だから、うちがしたいと言うても、簡単にはできないというふうにお答えしてるんです。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

そしたら、出されたことあるんですか。一回も聞いたことありませんけど。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

いや、出されたって、県に話に行ったらって協議をしに行ったということですよ。

都市計画審議会に出そうと思うたら、そういうふうな調査をして、ちゃんと冊子をつくって持っていかないかとです。その前に打ち合わせに行って、その段階でだめですよと言われてますと言ってるんですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

私その返事も聞いたことないし、町はそげん言うかもしれん。県はそんなこと言いませんよね。だから、出し行かれたら出し行きましたっていう返事も聞いたことないし、相談に行かれたことも聞いたことない。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

いや、何か誤解があると思いますけど、赤星課長と私も話はしましたよ、そういうことでどうですか。それは、もう県のほうは議員さんが来てあるから、それは町でしたらどうですか。ただ、職員が話に行つてどうですか。言うても、簡単にできませんよ。そういう返答なんですよ。だから、お答えしてるじゃないですか。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

そしたら、県のほうが嘘つきって言うんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

問答になってるんで、もっと明確にちょっと進めてください。

◎13番（久我純治君）

私はそのままいいんですが、あんな言い方されるとそげな言い方になりますよ。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長にも申し伝えます。

丁寧にお答えしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。丁寧に感じられませんので、丁寧にお答えしていただきたい。

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

いや、だから議員にも本当何度も私言いますが、県のほうに協議は行ってますよ。課長とも話してます。議員が知つてある赤星課長も今いらっしゃらないですけどね。その方とも何度も話してます。それは、もう言われるのは本当やねというこ

とで理解はしてありますけど、なかなかそれは簡単にできないやろうねっていうことなんです。だから、前にも私言いましたけど、できるもんならすぐやっていますというふうにお答えしたと思うんです。だから、今回30年、31年で2年間で調査というふうにしとって、32年に上げて変えていきたいなというふうに考えてます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

それが私に言わせたら長いというんですよね、スパンが。だから、本当にできんとかって言いたいんです。町の決断で、どうしてもこれは通したい、これやりたかって言えないのかって言いたいんです、私は。これは町のことですから。そこなんです、私が言うのは。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

何回言えればいいんですかね。私、だからできるもんならすぐやっていますって言うてでしょう。できないから、マスタープランに合わせて、用途地域の変更はちょっと難しいですけど、建ぺい率のほうは何とかできるんじゃないかというふうで、マスタープランに合わせてやりたいというふうにお答えしてるんです。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

マスタープランでできるなら、今できんことないっちゃないかなと私は思いますよね、一般なら。マスタープランのときにできるんやったら、今でもできるっちゃないかなと私思いますけど、やっぱりそれはだめですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

理由が要るということで副町長はマスタープランっていう理由をつけて、変更時期ということで理由をつけてやりたいというふうに、だから理由が今のところそういった理由が明確じゃないから、マスタープランがちょうどそのときに理由がつくからそのときあわせてやりますということを書いてあるんですよね、吉武副町長。代わりに答えました。

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

とにかく何でもですけど、決まり決まりと言われるのが私たちも一番困るんですけどね。ただ、マスタープランも5年とか10年とかというたら、私たちもおらんご

となるし。私たち今解決したいことなんですよね、大体。だから、言われることは分からんでもないんですけど、ただ今から先は、やっぱり本当に町の中として必要なら県にどんどん言うて行ってほしいし。やっぱり、何回もやってほしいんですよ。1回言われたけん、はい、そうですかって引っ込めたら、私たちもそう。1回言われたけん引っ込んだら何もならんし、やっぱりしぶとく言いますし、私もこれ3回目ですもんね、知っちゃるごと。ただ、その都度私県に行ったんですよ、これも。だから、もう言わっしゃあごと、赤星課長とも仲ようになりました。だから、それだけ私も勉強させてもらって、県はそんなふうにするから、私は逆に言うてできんことはないっちゃんないかなと思うし、できればそれに努力してほしいから。まして、これ一番トップの町長が何とかこれでやれんとかって言うてくれればできんかなと思うたりするし。さっきのあれやないけど、決断なんですよね、町の。

今ほら、いろんなと特区でもやってあるやないですか、福岡市なんか。高さでも容積の緩和でも、何でも。この前言うた特区では難しいという、やったことないから難しいんですよ、あれは。福岡市内も高さ制限もやってますよね、外したり。だから、行政が一旦決めたこと、そげんしてやっぱりこのごろ特区っちゅう言葉でされるから、私も言うんですよ。何もさっちがそげんかとせんといかんとじゃなくて、してみんなが不幸になればいいですよ。不幸じゃないでしょう。いや、不幸になることやったらいかんけど、そこなんです。だから、それをしたら喜ぶ人が増えるだけの話で、町としてもそうせんといかんと今の年寄りが、実際今さっき言うた、話したけど、売ろうには今度安いです、たたかれて、息子たちに譲ろうと息子もらわんとですよ。24坪しか建たん土地もらわんでしょう、みんな。実際、今そうなんです。そやけえ、それは調べたっちゅう、調べてないから笑うけど、実際そうなんです。いや、だから家建てられんから要らんって言うです、子どもたちが。だから、私はずっとこんなんして言いよんですよ。

だから、もう少しそんな面を早く考えて、県がじゃなくて、マスタープランがじゃなくても、特別に途中でされんことないやろうかと常に思いますよね。さっちが時間置いてせないかんとか、そこまで待たないかんとかじゃなくて、そこを私はやってほしいというわけなんです。だから、町長の決断でできんとかんと思って、今日は最初言ったごと財政は扱わんでいいし、何も金も出さんでいいし、町長も頭痛めんでいいし。いや、実際そうやないですか。財政のことを言うてやっぱり大変でしょうから、できることからやっついていかんとですよ。ずっとそのままなんです、これマスタープランは。

そして、これ言うたらまた怒らっしゃあか分からんけど、あるOBが言いんしゃった、これはOBが言わっしゃったことですよ。あんなのは引継ぎやから、変える

ことはめったにないって言いんしゃったとですよ。だから、本人たちもそげんして卒業していっとんしゃあと思うんですよ。違うって言いんしゃあかもしれんけど、OBの人がそういうふうに私に教えらっしゃったから、実際マスタープランが5年たって10年たったけんって、どれだけ変わったか私も知らんけど、私は逆に言うて現実性を欲しいから、そこを言いようだけです。だから、今後さっき言ったように、町長の決断でできることやったら町長にお願いするし、行政がみんなで決断せないかんことやったら決断してほしい、そこを言いたいんです、いつも。だから、しつこいかも分からんけど、ここは実際もう年寄りの人が困ってあるんですよ。だから、現実を話してるだけです。ぜひ考えてください。平成32年って言わず、考えられることがあったら考えてほしい、これをお願いします。

3問目に移ります。これも2回目です。横断歩道の歩行者側を5秒間短縮できないのか。

この件については以前もして、杉野課長も返答されました。警察はできんと言われたという話です。ところが、このためにどれだけの人が迷惑こうむっとうかですね。実際、警察の人、見てあるんですかね、これ。そこを私問いたい。そして、あそこに立ってもらいたい、警察の人に、その信号を扱う人にですね。それは、課長が行って、言うて、それはできませんよと言われたかもしれん。だけど、これは今から先、ずっとですよ、あそこは。だから、もう一度お願いしたいと思うんですが、課長どうですか。もうこれは課長でいいです。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

この質問内容につきましては、昨年の12月議会の一般質問において久我議員より江辻の1灯式の問題にあわせてご質問いただいています。

そのときにも回答させていただいたんですけど、まず当該交差点というのが福岡市内から門松までの一括集中管理の信号制御の区域であるという問題がまず1点あります。ということなんで、この交差点のみの信号切替え時期をそこだけ調整するっていうのは、物理的にまずできないというのが1点ございます。

それで、議員が言われますように歩行者の横断時間を短縮する。ある意味これ可能なように思えるんですね。当然、私のほうも警察、粕屋署の担当のほうと協議をさせていただいています。その中で、警察のほうからまず言われるのが歩行者の横断時間ですね。これについては、道路幅員に応じて最低何秒以上とらないかんという規則がございます。そういうことです。ということで、それを踏まえて、じゃああの交差点は何秒ぐらい短縮が可能ですかと。できるとしたら1秒、もしくはできて

も2秒ですと言われます。そうなりますと、1秒、2秒であれば、実際あの交差点の相互の上り下り、北から南側から来る直進車両等の兼ね合いを考えると、その間に多数の右折車両等が流れるというのは当然考えにくいと。そもそも、あその交差点を右折レーン等を設けて解消しない限りは、実際として交通渋滞の解消にはならないというような意見なんですね。ということで、実施については非常に難しい。

また、歩行者の時間は最低何秒とらないかということがありますが、あの交差点は小学生が通学路として使ってます。その中でいうと小さい1年生とかも通られるわけですね。逆の言い方をすると、もっとそれ以上に歩行者の時間をとるのが交通安全上は必要じゃないのかなと。あと、原町駅前については通勤通学の方が、横断者が多数おられる時間帯です。そこで横断の時間を短縮するというのは、車両の側にとってはいいんですけども、歩行者側にとっては逆にマイナスになります。そういった事情もありまして、あの交差点の歩行者の時間の短縮すると、その措置だけをもって改善というのは難しいと。警察が言われるように、もう右折レーンを、用地買収等を行って右折レーンを設けていただくか、極端に言うにあそこを一方通行なりの交通規制をかけて車両を制限するというような話しかちょっと難しいですねというのが現状でございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

その5秒ができないっちゅう、実際計ってあるんですかね、警察の人は。私いつも言うよごうと幹線は扱わんでいいですよ、いつも言いようごとですね。ただ、あそのたった5秒ぐらいでどれだけ渋滞を緩和されるかですよ、朝晩の。そこは本当に口で言うのと、実測して言うのと違いますよね。だから、向こうの人が来て、実際見て、それが今言わっしゃあごと返事で済むことやったら、私も何も言いませんけど。あれだけの人がやっぱり迷惑してるんですよ。生活道路なんですよ、あれは。それで、言わっしゃあごと、右折レーンつくれるような用地買収するところもないやないですか、あれ。

そうすると、実際は2秒とかいうのをあと3秒延ばしたっていいやないですか、逆に言うと。そしたら、緩和できる。あその扇橋がそうやなかったですか。最初は、右折レーンはできませんって、できてちゃんとしたあれが5秒か6秒ぐらいですよ、右折が。あれだけ結局はけてますもんね。だから、それを言うんですよ。ただ、これがもう1年後、2年後なくなりますというんなら言いませんよ。ずっと

ですよ、今からまだ。だから言うんですよ、私は。あれだけの人、朝晩が混雑して、小学校のあそこの通りやったら、裏門の入口から100メートルもないぐらいが下手すると10分はかかると言われるんですよ、朝は。だから、そこを警察の人は知っちゃっचारるかと思ってね。何も机上の上でいいんですよ、机の上の理論はいいですよ。実際計ってみてしてもらって、どうしてもできないと言わっしゃったらもうそれで仕方ないけど、口頭で言われたって私も納得できんとですたい、本当の話。実際来て、自分があそこへ立ってみて、これじゃあいかんと思わっしゃったら、ひょっとしたら扱ってくれるかも分かん。そこを私は言うんですよ。向こうに行ってじゃなくて、よかったら来てくださいというぐらい、見てもらったがいいんですよ、私はあそこは。それもだめですかね、課長。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

今課長が一番最後に直進ということ若干触れたかと思えますけども、やはり粕屋町の縦のラインというたら、線路と607号線のことをちょっと縦と言いますが、そちらのほうと、それを同時に横に渡るということが粕屋町では交通渋滞の問題でなっているんじゃないかなと私は思っております。そういった中で、全部の横の道が右左折全部できるというような状況に必ずしなくてもいいんじゃないかなと私的には思っております。ですから、あそこの小学校のところ、香椎線の横、あれを右左折することによって子どもを、横断者を巻き込むいうところもありますから、直線にすれば何らそういったことがないのではないかなと思っておりますし、もう一つは原町西のほうのところも、あそこも物すごく大渋滞を起こしますよね。ああいったところは真っすぐ直進といった形に変えれば、物すごく粕屋町の中でも横断がスムーズに行くのではないかなと私は思っております。

しかしながら、この直進だけということにつきましては、その近隣の方がやはりオーケーしなければならぬというところがございますから、私はそういったところからやっぱり改善されたほうがいいんじゃないかなと。どこからでも、もっと原町の西銀のところからでも右左折はできるとやからですね。あそこの小学校のところからのもう一つ向こうの長者原中公民館から入ったら、左折はできるとやから、やはり右左折したい人はそちらのほうに回られて、直進で行かれる方はそこに入られるというような形で抜けられるということが非常に大事なことはないかなと思っておりますので、私は一時そういった検討はせんですかということは杉野課長のほうにも伝えておりますけども、その後そういった検討がまだ進んでるかどうかわかっておりませんが、その方向でもよろしいのですか。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

いいや、私が言うのはもうそこじゃなくて、ただあそこを5秒間縮めれば右折も左折もできるっちゃんないかなという、それで渋滞が緩和されて、あそこの短い間、原町もそうですけど、できるっちゃんないかなという話なんですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほどから、扇橋から門松が一連の信号になつとるということだけで、その中で信号機を扱うということは難しいと、ずっと今言ってるじゃないですか。ですから、それならそういったことをしないで、じゃあ右左折をしないで真っすぐ抜ければその交通渋滞は緩和するんじゃないですかと私は言うわけです。ですから、そういったところの観点からも検討していけばよろしいですかということをお伝え……。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

逆に言うと、そげんなると生活道路としては役目を果たせんことになりますよね、逆に言うと。右折もできん、左折もできん、直進車だけやったら、フォーラムのほうしか行けんごとなるし。だから、それじゃあ困るから、私が言うのは今町長言わっしやった幹線は扱わんでいいんですよ。ただ、横断歩道のほうの5秒間って言いようだけですから、幹線は扱わんでいいんですよ、公なところは。そこだけやっただけですよ。だけん、それが課長が1秒か2秒しか短縮できんって言わっしあから、あと3秒できんとですかっていった話なんです。実際、その1秒か2秒で違うか分からんけど。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

物理的に607号線が主ですよ。そちらのほうが青が長いですよ。じゃあ、逆に横に行く分については信号機は短いですよ。そこをまだ5秒ぐらい縮めるというのは、もうそれは渡る時間がないごとなるっちゃんないですか。だから、そういったもう難しいことを言われても、やはりうんと言うことはないと思いますが。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

ただ、私が自分が思いで言いようわけやない、みんなが言いようから言いよんですよ。生活道路やから、あれが。あれがもうそら言わっしゃあごと右折禁止にすればいいんですよ、それは。左折禁止してもいいんですよ。ただ、かえってまた不便になるだけの話で。だから、そこを何とかならんとですかと言いようだけで、課長が1秒か2秒ならと言わっしゃあから、あと3秒どうかならんとですかねっていう話だけですから。

◎議長（山脇秀隆君）

じゃあ、その答えを。

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

すみません、先ほども申し上げましたが、歩行者の横断には幅員に応じて最低何秒は信号の時間をとらないかんというのが決まっています。ですから、それを超過して、それを削って車両の通行時間を確保することはできないと申し上げております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

参考までに何秒ですか。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

すみません、私はその幅員が何秒間の点灯時間かというのは把握しておりませんが、粕屋署の方と現地でお話をさせてもらったときの回答では、現行時間より縮められても1秒若しくは2秒、この差は何で起きるかっていうと、通行量に応じてあその信号の607号線側の時間が変わるそうなんです。そういうこともあって、できても1秒から2秒という幅が出ているということです。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

今現地ですって言わっしゃったけど、実際行かれたんですよね。私一言も聞いてないし、いやいや、実際聞いてないからそげんはつきり言いようだけです。課長が

言ったら、それだけああ、努力されたって聞きますけど、今までは何か知らん机上の話のごたことばかりやったから、私が言うただけの話で。だから、今までどおりにみんな不便な道を使って横断してくださいとしか言えません。私は、一応町民の言葉として要望しておるだけですから、いつも。できればやってほしいっちゃうのがやまやまです。それがどうしてもできないと言わっしゃったら、もうそれは仕方がないことですが、ただやっぱり行政で決断できること、やれること、ぜひ自信持ってやってほしいし、議会も応援すると思いますから、ぜひよろしく願います。

これで私の質問を終わります。

(13番 久我純治君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、議席番号3番、案浦兼敏議員。

(3番 案浦兼敏君 登壇)

◎3番（案浦兼敏君）

議席番号3番、案浦兼敏です。

今回の一般質問では、1問目で予算の編成について、2問目で公共施設等総合管理計画について町長の見解をお伺いします。

では、一般質問通告書に従い質問いたします。

まず、1問目の予算の編成についての質問です。

現在、平成30年度当初予算編成に向けて準備が進められていると思います。町長も就任3年目を迎えられ、自己の公約実現に向けての検討をされていることでしょう。先日の予算要望事業の公開プレゼンテーションもその一環ということで理解いたしております。しかしながら、町民から、当初予算がいつどこでどのようにして編成されてるのか、また財源はどの程度あるのか、住民の要望が予算に反映されているのか分からない、また、よく施策の優先順位と言われますけども、その優先順位が分からないとの声を聞きます。町の財政は、主に町民からの税金などによって賄われてるわけですから、もっと町民に対する説明責任を果たすべきと思います。

そこで質問ですが、まず平成30年度当初予算の編成につきまして、予算編成方針の提示、各課による予算要求の時期、各部長査定、三役査定、予算案の確定の時期など、その主なスケジュールについてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうから説明させます。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

予算編成のスケジュールとしましては、まず予算編成前の前段として11月7日に平成30年度の要望事業のプレゼンテーションを実施しました。その後、11月中に各課が要望した事業の三役による査定を実施して実施する事業を採択し、11月末に当初予算編成方針及び要望事業の選定結果、各部局に対する枠配分額を通知いたしました。現在は、通知された予算編成方針にのっとり、各課において予算案の検討、システムへの予算の入力を行っておるところですが、今後につきましては12月中に各課が作成した予算案を部長が査定した後、翌年の1月中に三役査定を実施し、予算案が確定されることとなります。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そこでちょっと気になる点がありましてから、12月中に各部長の査定がありますけども、町長の前の話では、31年度以降は退職された部長の後は補充しないということがございますけれども、そうなれば各部の調整というか、取りまとめは誰が行うか、そういう心配がありますけども、それについて町長はどうお考えでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

それにつきましては、総務と事業という形の副町長2人おりますので、そちらのほうでしっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、予算編成方針についてお伺いします。

予算編成方針は、平成30年度当初予算を編成するに当たり重要な骨格であり、町長の公約実現に向けた方向性も示されると思います。

そこで、まず予算編成方針の基本的な考え方、基本方針で重要と考えてることに

ついてお聞かせください。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

基本的な考え方、基本の方針はということですが、歳入の範囲内で予算を組むことが私の予算編成の基本方針でございます。しかしながら、今回地方税の減額や扶助費の高騰、人件費の伸び、一部事務組合の負担金増など、財政は非常に厳しいものがあります。しかしながら、政策的事業をしないでは行政がストップしますので、残念ながら約5億5,000万円の基金の取り崩しを行いまして、事業を進めてまいりたいと思っております。詳細につきましては、所管のほうより報告させます。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

基本的な方針といたしましては、第5次粕屋町総合計画に掲げる施策の推進を図り、指標達成に向けた予算編成により、町の将来像である「心かよいあうスマイルシティかすや」の実現に向けて施策を着実に推進すること。また、将来にわたり安定した行政サービスの提供のため、財政の健全化による持続可能な財政基盤を強化し、行政評価の活用とあわせることで事業のスクラップアンドビルドを進め、これまで以上に財源の適正配分に努めることを基本的な考えとして示しています。また、町長の公約実現に向けた対応、議員の皆さまや監査委員からご指摘いただいた内容の検討、国や県の補助金、交付金などの有効活用などを方針として併せて示しております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

粕屋町は、人口増加により税収も伸びていることと思います。今後の財政状況の見通しと平成30年度当初予算に投入できる一般財源歳入見込、また前年度に比べてどの程度の増減があるのか、お尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

これまでのところ、財政力指数や将来負担比率などの各種財政指標につきましては比較的良好な数値を示しており、健全な財政運営ができていると考えています。

しかしながら、公共施設の多くが建築後相当期間を経過し、公共施設等総合管理計画における見通しでは、今後40年間で年平均9億5,000万円の修繕等に係る経費が必要と試算され、また社会保障関連経費も年々大きく増加しております。今後の財政見通しは、厳しくなると想定しております。

平成30年度の一般財源歳入見込は、地方税は増収を見込んでいますが、地方税と代替関係にある地方交付税は、地方税の増に対して減額されると見込んでいます。他の交付金も横ばい若しくは減額が見込まれており、一般財源総額における平成29年度当初予算比で減額すると見込んでおります。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

一般財源としましては、平成29年度当初予算を下回るということで、先ほど町長が90億円程度ということで、これを義務的経費62億円、枠配分23億円、政策的経費10億9,000万円ということで理解しとってよろしゅうございますか。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

先ほど町長が言われた数字で間違いないと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

気になるのが、税収が伸びたらその分地方交付税が減額されると聞いてますけど、例えば税収が1億円伸びたら1億円減らされるわけじゃない、多分25%ということは税収が1億円伸びれば2,500万円交付税が減るという理解でよろしゅうございますか。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

基本的には、そういう計算になります。細かい計算式がありますので若干違うと思いますけど、基本的には25%ということになります。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

予算編成方針の中で財源確保の方策として、行政評価等を活用した事務事業の見直しを検討するとありますけども、実際に毎年行政評価を行っているのか、またこれにより事務事業を見直した事例があるのかをお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

行政評価として、各部各課による事務事業評価、施策評価を実施し、今年度は客観性の向上を図り信頼性を確保するため、外部の行政評価委員会において審議し、評価していただいております。行政評価等を活用して縮小に向かっているものとしては、障害者福祉手当給付事業の寝たきり重度障害児者介護手当や今回の議会に条例改正の議案を提出しております老人はり・きゅう費助成事業などがあります。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

各部各課による行政評価を実施するとありますけども、町の行政評価実施規定によりますと、議会に報告するものということになってますけども、これは議会の方に報告、その結果は報告されてるんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

行政評価につきましては、毎年報告しておりますし、今議会中に総務常任委員会及び全員協議会のほうで報告させていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

また、財源確保のため、各種団体への補助金の再検証や保有資産の有効活用等を図るとされておりますが、これらについても具体的に検討されているのか、お尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

各種団体への補助金の再検証につきましては、平成25年度、26年度に行財政改革推進委員会を開催し、粕屋町が徴収している使用料や団体に支出している補助金などの見直し案の妥当性を検証、審議していただき、見直しを行いました。今後必要

に応じて行財政改革推進委員会を開催し、検討してまいります。また、保有資産の活用につきましては、遊休資産の有効活用を検討するとともに、場合によっては処分も考える必要があると考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

問題なのは補助金なんですよ。どこの都市におきましても補助金、一ぺん補助金をつけるとなかなかそれが経常的に義務的経費みたいな感じになりますけれども、絶えずやっぱりその補助金の目的とか実際の使途とか、そういう効果を検証されてきて不断の見直しが必要かと思えますので、その点についても十分検討をお願いしたいというふうに考えてます。

また、優先順位が高い事業といたしまして、住民の安全面にかかわる緊急性の高い事業や町長の公約として掲げる事業のほか、議会や監査委員の指摘事項に関する事業が上げられておりますが、実際に議会や監査委員の指摘事項について、これを具体的に検討され、予算に反映されている事例があるのか、これは町長のほうから答弁をお願いしたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

議会や監査委員の指摘事項に関しましては、適切に対応するよう指示をいたしております。議員からの提案につきましても、財源も考えずに何でも指摘、要望されても迷惑な話でございます。私も議員でしたので、できるだけ議員からの適切な提案は早期に実現したいと思っております。私は、常に住民から預かった税金でありますから、住民目線でしっかりと判断するよう心がけております。また、監査委員の指摘事項につきましては、適切に遵守しながらしなければならないと思っております。文化協会の審議、基本計画策定と、あとは柚須駅の自転車のラックとか、そういった要望につきましては、今回実施しようと考えております。しかしながら、きのう前監査委員の財政も考えない発言につきましては、少しちょっとがっかりしております。今後、案浦議員も監査委員でございますので、監査委員から問題点などを指摘されないようにしっかりと行政運営をしていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そういう姿勢に期待いたしております。

次に、枠配分方式予算についてお伺いします。

町長は、平成29年度当初予算について基金を取り崩さず、枠配分予算を組んだと胸を張って答えておられました。しかし、当初予算に組むべき予算を6月議会等に補正予算として上程されますと、枠配分予算とは何だったかと疑問に感じる同僚議員もおります。

枠配分方式につきまして、私もちょっと調べてみましたところ、国において平成15年6月の閣議決定に伴う地方財政の三位一体改革によってから、補助金とか地方交付税が圧縮されてから、非常に地方財政が厳しい状況に追い込まれたことに起因してるというふうに思われます。予算が財政状況が厳しさを増す中、従来のシーリング手法か、国の概算要求基準とかシーリングを設定して、それに対して予算要求枠を設定しますけども、これによる事務事業の予算の一律削減と、また財政部門における一律の査定が限界に達したことから平成16年度以降、この枠配分方式を採用する自治体が現れまして、現在大多数の自治体のほうで採用してるようでございます。

この枠配分方式の意義につきまして、一般的には事業のスクラップアンドビルドを促すシステムであること、2番目に事業部分の視点に立った効率的かつ効果的な行政運営を図ること、第3点目としましては、部局の自主性、自立性の確保と職員のコスト意識の向上を図ることとされております。特に、3番目は非常に大事なことでだろうと考えてます。

そこで、我が粕屋町が枠配分方式を導入した意義についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

枠配分方式とは、各部局に一定の予算を配分し、その範囲内で予算を編成する方式のことです。導入の意義といたしましては、枠配分とすることにより、財政主導の予算編成から事業をより理解している各部局による自主的な予算編成となるため、住民により近い視点で事業の見直しができることや、限られた財源を効果的、効率的に配分できること、補助金の活用等の歳入確保の工夫が行われることなどが期待できるためであります。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、枠配分方式を採用する自治体においては、いろんな形があります。枠配分を当初は経常的経費だけから、次には政策的、投資的経費までも、これが一番多いようですね。更には義務的経費までも対象とする事例も見受けられます。粕屋町は、比較的他都市に比べて、ほかの市に比べて少しは財政状況はいいんでしょうけども、一般会計の経常的経費のうち一般財源に係る歳出部分も枠配分の対象とするようでございますけども、この枠配分対象経費と対象外経費との予算編成時の違いはあるのか、また今後その配分枠を拡大する考えがあるのか、お尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

枠配分の対象外としているものは、人件費、扶助費、交際費などの義務的経費と重点、新規、臨時的な事業などの政策的経費です。義務的経費は必要な金額を従来どおり積上げ方式により計上し、政策的経費は公開プレゼンや三役査定によって優先順位が高いと認められた事業を採択して計上しております。枠配分の対象となるものは、義務的経費と政策的経費を除いた経常的にかかる経費を対象としております。また、枠配分の拡大は今のところ考えておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

更に事業部門の創意工夫を生かした効率的な事業運営を図るため、予算執行段階での工夫により決算が黒字になった場合や新規財源を確保した場合に、黒字分の何割かを翌年度の予算枠に追加するといったインセンティブ制度の導入は考えられるのか。それについてお伺いをいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

インセンティブ制度の導入につきましては、平成29年度予算から枠配分方式としたため、まだ枠配分予算での決算を行っておらず、平成30年度予算編成ではインセンティブ制度を導入する予定はございません。今後実施するかは、検討課題とさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、予算編成過程の透明化についてお伺いします。

11月7日に平成30年度の予算要望事業公開プレゼンテーションが行われました。私は、新たな取組みであり、興味深く聞かせていただきました。ただ、残念なことは、各課対抗としたことで各課の事業紹介と予算要望事業が混在していたことと、町長の最後の発言です。予算要望の3分の1は削る必要がある。これは、せっかく職員が一生懸命してるんで、もう少しほかの30年度予算に組み込めない分については、その次年度予算でも考えると、そういう皆さんの職員の気持ちをもう少し引き立てるような発言があっただけじゃなかったかというふうに私は思っております。

それで、この公開プレゼンテーションの目的と効果についてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

大変申し訳ない発言をいたしまして、どうもすみませんでした。今後は、やはり職員が意識を落とさないような形で発言していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

今回のプレゼンテーションは、初めての試みでございました。マスコミや若い職員からも、本当に非常に好評でありました。しかしながら、町民の皆さんは情報を望んでおられると思いますが、今後の予算編成方針は査定の情報など、できる限り情報公開を検討してまいりたいと思っております。そのほかには、今度池田副町長のほうがやはりもう少し行政は透明化したほうが良いという考えを持っておりますので、今考えでございまして、ちょっと発言させていただきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

この公開プレゼンテーションは、さっき町長がおっしゃったように予算編成過程の透明化を図るための第一歩であり、他都市でも次第に取り入れているところがございます。そういう意味で効果があったと考えます。他都市では、予算編成方針や部長、三役の査定情報を開示するなどの事例が見えます。納税者である町民にもっと予算などについて関心を持ってもらうために予算編成過程での情報開示もできるだけ開示を進めてほしいと思っておりますけれども、その考えをお伺いします。

◎議長（山脇秀隆君）

池田副町長。

◎副町長（池田泰博君）

議員ご指摘、いろいろありがとうございます。

先ほど、本田議員からもご指摘がありましたけれども、実は今回初めてのプレゼンでございましたので、多々反省点はあります。御存じかもしれませんが、事前の広報かすやのほうでは、こういうプレゼンテーションを行いますというだけの段階のお知らせでした。その段階でもう少し詳しく、本来の狙いとか若しくは次の予算の内容ですとか、ある程度町民の方に知らせた上で、むしろその広報かすやを持ってきていただきながらプレゼンを聞いていただくとか、そういうやり方もあるかなというふうにならば今反省をし、次に生かせればなというふうには考えております。

まさに情報公開という部分で言えば、まだ検討段階ですけれども、まずは今町外もしくは町民の方々への情報公開を進めていきたいというふうには、様々な手段で考えていきたいというふうに思ってますけれども、一方で庁内の情報公開も進めていきたいというふうに思ってます。まだすみません、重ねてますが、検討段階ですが、これから職員の方々が自分たちの職員だけではなくて、ほかの職場でどういうことが今検討されてるのかとか、そういうことをかなりデータベース化とかしながら、過去の事例とか、町長とか幹部がどのような指示をしたかとか、そういうことが多くの職員に分かるように、参考になるように、そういう仕組みができないかということも今後考えてきたいと。その中で重要な予算のことも議論したりとか、新しいアイデアを出していくとか、そういうことを行ってきたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そういうふうに前向きに受けとめていただければと、参加する町民にとっても、やっぱりある程度情報を持たないと興味は持てないということで、そういうふうな取り組みをお願いしたいと考えてます。

次に、第2問目の公共施設等総合管理計画についての質問でございます。

国、総務省は、平成26年4月に地方公共団体に対しましてから公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請しております。これにつきましては、我が国においては、公共施設の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中、粕屋町は例外でございますが、全国的に人口減少によって公共施設の利用、需要の変化が予想されるために早急に公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うことによりまして財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現する必要があるとし

ております。

また、国においてはインフラ、水道とか下水道、道路、橋とか、そういうインフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもとに平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定しており、これと連携して計画を策定するように求めています。粕屋町では、平成28年11月に公共施設等総合管理計画を策定されています。計画は分かりやすく、よくできておりました、策定の作業は大変だったと思います。ただ、幾つか気になるところがございます。

この計画期間が20年に対しまして、公共施設等の将来の更新費用の見通しでは40年間分の費用推計であることの整合性、またこれらの更新費用に充当可能な財源の見込みや計画の進捗状況の評価の実施、評価結果等の議会への報告、公表方法についての記載が抽象的である点などです。これらにつきましては、今後個別計画の策定等によりまして見直しが行われるものと期待いたしております。

そこで質問ですが、計画の推進スケジュールでは平成29年度以降に公共施設の個別計画を策定することとなっています。現在、計画策定から1年が過ぎております。個別計画、長寿命化計画を含みます計画は、策定されているものはあるのか。また、今後の推進スケジュールについて、併せて進捗状況の評価、報告、公表についてもお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

ただ今のご質問に答えさせていただきたいと思っております。

現在、個別計画が策定されているものということで、今回の一般質問等でも出てきておりますが、粕屋町町営住宅長寿命化計画、こちらが平成25年に既に策定されて実施されておるところです。ほかには、橋梁長寿命化計画、粕屋町水道ビジョン、下水道事業経営戦略が既に策定されたものとしてあります。個別計画について、次年度以降において早期の策定が望まれています。事業の優先順位や予算配分の検討の結果、現状進んでいない状況でもあります。国からは、財政的支援を受けるためには、この総合管理計画での位置づけが必要とされておりますので、そういった点からは策定していることを活用して、今後財政的な支援を受けていきたいと思っております。個別計画につきましても平成32年度までに策定するよう指導が行われておりますので、精力的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

あと、進捗状況の評価、報告、公表方法ということですが、計画の中では、実施

方針の中でPDCAサイクルの活用を掲げています。現在、粕屋町では総合計画の取組みの中で予算を事務事業ごととし、おのこの事務事業の評価を毎年行っているところです。先ほど経営政策課の課長のほうからの答弁の中にもありましたが、これは毎年行われております。予算の中には、施策更新費用も含まれておりますので、その中で評価され、公表等も行っていけると考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、計画では公共施設の更新費用は40年間で約380億円、年平均費用は9億5,000万円、これは先ほども町長たちからも話があったものと思います。同じく、インフラ施設の更新費用が約400億円で年平均費用が約10億円必要とあります。これは、あくまでも総務省の公共施設更新費用試算ソフトを活用した推計値であり、個別計画策定によって実際の費用というのがもう少し固まってくると思いますけども、個別計画によってそういう実際の費用を算定する必要があります。

そこで質問ですけれども、こういう個別計画を策定されていない中で予算編成時に当たりましてから公共施設等整備費の優先順位はどのような基準で判断されているのか、お尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

先ほどの案浦議員の中から、計画期間の件と費用計算の件もありましたので、その点についてもここで答えさせていただきたいと思っております。

更新費用の試算につきましては、想定の中で建築して30年後に大規模改修を行うという想定を行っております。そういった関係で、試算期間については40年間として計算をしております。計画期間につきましては、早期に建替えや更新が集中することが予想されておりましたので、20年間ということを設定をしております。公共施設自体は継続的にあるものですので、計画自体は継続的に策定していく必要があるというふうに考えております。

あと、優先順位につきましては、公共施設の優先順位は施設の老朽化の度合いや補助金等の活用のタイミング、それと公共としての責任、施設の持つ役割、社会的需要等によって判断されるというふうに考えております。また、公共施設の維持管理対策と具体的な工事の優先順位につきましては、個別計画を実施する際の財政的調整の中で決定されていくものと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そういうふうに答弁されましたけど、施設整備の優先順位、優先順位とおっしゃいますけども、なかなかどの施設が優先するかというのが私ども一向に見えてこないんで、個別計画ができれば、その辺でどれがまず取り組まないかとか、それが明らかになってくると思っております。

次に、先ほど申した11月7日の予算要望事業公開プレゼンテーションでは、各課長とも頑張って発表されておりました。この中で、清掃センターの解体については、早急に取り組むべきだと考えております。今回、公共施設等総合管理計画の関係でいろいろ国の通知とかを見ていきますと、総務省は公共施設等総合管理計画の策定に当たって、地方財政措置として計画に基づく公共施設等の除却については、地方債の特例措置で地方債の90%、最初75%と書いてましたけど、その後90%に改められたということで起債の90%を国のほうが資金手当すると言ってますので、これを活用して、もう早急にやっぱり清掃センターの解体は取り組むべきじゃないかというふうに考えてますので、これは活用をぜひ検討していただきたいと考えております。

また、老朽化が進んでおります中央、仲原保育所につきましては、この前11月10日の厚生常任委員会の講演会で奈良女子大の中山先生、この方は建築工学が専門ということでございますけれども、現地を見たところ、鉄筋コンクリート、これは大体耐用年数が5、60年であります。で、平家でありますんで、余り手を加えられてないけども、もう補修すればあと30年はもてるというふうな話もされておりました。だから、建て替えとかで3年待たないかとか、そういうそのまま放置するんじゃないくて、やはり使える分については、幼稚園は耐震診断してますけども、保育所は耐震診断してないんで、耐震診断等とあわせた補修、補強工事をすれば、うまくすればこれは公共施設の長寿命化が図れることとなりますし、それが町民の望むところではないでしょうか。これについても今後検討していただきたいというふうに考えてます。

以上のことから、公共施設等の個別計画を早急に策定し、これと連動しまして公共施設の年次的な整備計画、また公共施設整備基金の造成とか取り崩しの計画を策定してほしいと考えております。これらを踏まえましてから、公共施設等整備の優先順位を町民に見える形で示してほしいと思っておりますが、最後に町長の考えをお伺いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

個別計画の策定を進める中で、年次的な整備計画ができていくと思っております。また、基金の造成、取り崩し計画に関しましても、計画を推進していく中で必要になっていくと考えております。粕屋町で管理していきます施設がどのような順番で整備されるのか、できるだけ早急に計画の策定を行いたいと思います。また、情報開示につきましても、しっかりと行ってまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

（3番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これにて本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆さまにお知らせいたします。

本日は4名をもって終了いたします。よって、あす6日水曜日にも2名の一般質問を実施予定であります。時間のご都合がよろしければ、明日も引き続きお越しいただけますようご案内申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時6分）

平成29年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成29年12月6日（水）

平成29年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成29年12月6日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

9番 議席番号 8番 太田健策議員

10番 議席番号 4番 鞭馬直澄議員

2. 出席議員（16名）

1番 末若憲治

9番 川口晃

2番 井上正宏

10番 田川正治

3番 案浦兼敏

11番 福永善之

4番 鞭馬直澄

12番 小池弘基

5番 安藤和寿

13番 久我純治

6番 中野敏郎

14番 本田芳枝

7番 木村優子

15番 八尋源治

8番 太田健策

16番 山脇秀隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文

ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町長 因辰美

副町長 池田泰博

教育長 西村久朝

総務部長 安河内強士

住民福祉部長 安川喜代昭

都市政策部長 因光臣

学校教育課長 山野勝寛

総務課長 山本浩

経営政策課長 今泉真次

協働のまちづくり課長 杉野公彦

税務課長 中原一雄

収納課長 白井賢太郎

社会教育課長 新宅信久

給食センター所長 神近秀敏

健康づくり課長	中小原 浩 臣	介護福祉課長	八 尋 哲 男
総合窓口課長	藤 川 真 美	子ども未来課長	堺 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	田 代 久 嗣
上下水道課長	松 本 義 隆	給食センター課長補佐	石 山 裕

(開議 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めまして、おはようございます。

本日も寒い1日になるようであります。執行部の吉武副町長より、体調不良のため欠席届が提出されております。議員各位におかれましても、議会はまだまだ続きますので、体調管理には十分に気をつけていただきたいと思います。

さて、来年2月に行われる平昌オリンピックにロシア団体としての参加が認められないニュースが飛び込んでまいりました。国ぐるみの悪質なドーピング違反の制裁措置としてI O Cが決定したものであります。WADAなどによるドーピング検査においてチェックされ、その報告がなされたものであります。私たち議会も、そういった意味で様々な事業計画や予算措置にチェックをかけ、正していく役割は同じであります。議員の資質の向上を図り、その技術を磨いていかなければならないと思う次第であります。

本日は2名の一般質問を行います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い、質問を許します。

議席番号8番、太田健策議員。

(8番 太田健策君 登壇)

◎8番(太田健策君)

議席番号8番、太田健策です。通告書によりまして一般質問をいたします。

その前に議長にお尋ねしたいことがありますんですが、9月議会で一般質問した中から、議会だよりに載せる文書の変更の申し出があつとるんです。このことを議長は知ってあるやろうかと思ひましてね。今までは、そういう自分たちが一般質問して、事務局から資料をもらって、それによって記事を書いておりましたですね。その中で、記事の変更のお願いなんちゅう文書もらったことないんですね。今度

9月議会のときで初めてもらった。これは、私だけじゃないみたいですね。記事の変更申し出があつとるのは。これ記事は、私たちが一般質問こうやって一生懸命しようことがやっぱり町民にちゃんと伝わらないと、これで変更したやつが伝わったらどういうことになっていくのか、まともな結局考え方が町民に伝わらないということになっていくっちゃないかなと思っておりますけど、議長はこのことについて何か御存じですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

この場合は、一般質問、執行部に対する質問の場合なので、それは改めて個別にしたいと思います。よろしいですか。

◎8番（太田健策君）

はい。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それともう一つ、9月議会で給食センターの解体撤去費の資料を要求していただきましたけど、もう3か月たちましたけど、うんともすんともないもんですから、これについてもちょっと出されないのか出されるのか、その辺がはっきりしないもんですからそこ辺を、これ担当は教育長でしょうから、教育長のほうにお尋ねしていいですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

通告書にない部分を質問したいということですね。

◎8番（太田健策君）

9月議会の分ですね。

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、その件につきまして答弁できますか。

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

行政側がやっておりますいろんな書類につきましては、開示請求つちゅう形をとらせていただいて、こちらで精査をした上で開示するようになってるかと思えます。石山室長と、また町長と相談させていただきたいと思えます。ですので、できないについては、即答はちょっと避けさせていただきたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

もう3か月前のことやから、そういうことやったら早くそちらからの何とかの返事がないと、こちらからわざわざまた次の議会になって要求されてそういう返事うちゅうのは、まずいと思いますよ。ちゃんとその時点で、やはり早く返事を持ってこない。別に町をいじめるわけでも何でもない、ただ業者が間違っただけの見積りをしてないかということをチェックするために言いよんですから。町がそれができればいいですよ、私何もそういうこと言う必要ないんですけど、なかなかそれができてないからこうやってお願いして、出していただいたらということをお願いしようわけですから。早く結論出してやってください。

それでは、通告書によりまして質問いたします。

第1番目は、遅延損害金についてということで9月議会でも質問いたしましたけど、給食センターの工事を一時ストップされた理由がはっきりされてないということ、うやむやで何のためにあれが止まったのかということがはっきりしていないということで、再度そのストップされた理由を町長にお聞きしたい。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

給食センター工事の一時ストップされた理由をお聞きしたいという質問でございますが、若干その後の経緯も兼ねまして説明をさせていただきたいと思います。

私は、平成27年11月6日に町長に就任いたしました。その2週間後の11月20日に8,000万円の廃棄物処理費が当初予算に計上されました。担当者呼んで説明を求めました。この当初予算の8,000万円は何ですかと。給食センター建設場所に埋設されています廃棄物の処理費ですと。議会に建設、運営のほかに廃棄物処理費がかかることを説明しましたかと聞きますと、後で説明しようと思っていましたと。基礎部分が終わっていますが、今どのぐらい処理をされていますかと聞きますと、およそ5,000万円ぐらいですと。業者と契約書を作成していますか。していません。かかった分全て支払う予定でしたと。根拠となる写真とかマニフェストの準備をするように指示しましたかと。職員は、提出するように指示したと答えましたが、後に業者に聞いて、業者は聞いていないと意見が分かれております。

このような状況の中で11月30日に総務常任委員会、全員協議会に報告をいたしました。お手元にそのときの全員協議会の資料を配付いたしております。ご覧ください。工事の進捗は、基礎部分の6,000万円部分が終わり、これから鉄骨の組立てに入る手前でございます。全員協議会説明の中で福永議員から、工事を中止して問題を解決すべき。この場で議員それぞれの意見をという発言がありましたので、議員の皆さんに工事を中断するのか、しないのか、意見を一人一人聞きました。工事

を一時中断して内容を調査していただきたいが7名。工事そのものを中止して再検討しなさいが7名。そのまま工事を継続するが1人でした。協議の結果、判断は町長に一任するという決定がなされました。

間もなく、一部の新聞社から、廃棄物の中から鉛やその他化合物が検出されているそうじゃないですかと、そのようなところに給食センターを建設してよいのですか、大々的に報道したいと取材が来ました。子どもたちの給食を提供する施設を焼却場跡地に建設することを発表されると、町民を初め、世論からどのような反発を招くか。粕屋町や給食センターの大きなマイナスイメージになるのではないかと考えました。結果、議会の意見では工事中断の考えがほぼ全員でありましたので、12月2日にSPC共同体、企業体に工事の一時ストップを要請いたしました。

12月4日、テレビや新聞各社が取材を求めておりましたので、共同記者会見を開き、対応いたしました。NHKでは、当日の夕方のトップニュースで放映され、新聞各社は翌日大々的に朝刊に掲載しました。12月議会終了後、速やかに住民と専門家の意見を聴くことにしました。住民に対しては、12月19日から20日に校區別に住民説明会を開催し、住民の意向を聞きました。父兄からは、とにかく場所を変更していただきたいという意見や、弁当を作りたくないから早急に建設してほしいという意見がありまして、ほぼ半々でございました。専門家の意見では、福岡市も土地の有効利用として焼却場跡地にいろいろな施設をつくられており、適切な対策をすれば今まで40年以上無事故であると説明を受けました。そこで、専門家である福岡大学の松藤先生をご紹介いただき、先頭に立って対応してもらうことを承諾していただきました。

工事の再開に目途がつかしましたので、12月25日に工事再開を決断し、SPCに連絡をいたしました。年が明けて、学校給食調理場建設委員会を設立し、松藤教授に現地を見ていただいたところ、廃棄物の状況が非常に危ない状況であると判断され、設計を変更し、将来のためにメタンガスの爆発対策を施していただきました。現在もモニタリングを行っておりますが、基準以上のメタンガスが3か所から観測されています。当時の設計のままであれば、給食センターは非常に危険な状況であった可能性が高く、設計の変更と爆発対策は施設の安全運営につながっていると確信しています。

この案件を振り返りますと、もっと疑問に感じる点は、前町長が予算もないのになぜ8,000万円の廃棄物処理費を議会に黙って使おうとした点でございます。担当職員の聞き取り調査では3,000万円を越したときに、当時の町長、副町長に報告したが、やめるわけにはいかないと、続けなさいと指示されたと言っております。議会に説明しないで使い続けていいのですかと質問をいたしました。ここが一番の問

題でありまして、議会の特別委員会が調査すべきではないかと考えております。職員は、土壌調査の結果、地中の廃棄物を全て撤去しようとするると14億円かかると答えています。土壌に問題があり、撤去に莫大な費用がかかることは当初から分かっていたと推察できます。一方で、土壌については福岡県も了承しているし、廃棄物については特定廃棄物処理場で処理すれば法的には何ら問題はないと弁明していました。この職員の言葉にみんなだまされたじゃないですか。

遅延損害金の問題については、まだ解決に至っておりませんが、私は裁判をしても闘うと議会でも発言をいたしました。しかしながら、SPCから言わせていただきますと、おたくの職員から請求の指示をされたのですよと言われ、どのような対応をしたのか調査をいたしました。12月3日の工事中断後の早い時期に、担当職員は中断した費用の請求について、どうせ削られるから多めに請求してくださいと、更には工事中断と関係のない材料費も人件費に上乗せするようにと業者側の担当者に悪質な指示をしていたそうです。遅延損害金の交渉前に担当職員に確認したところ、事実であると認めました。このような状況では、裁判はできません。事実が判明してからは、何とか削減していただくように頭を下げっ放しです。当時の担当職員の行為が今でも遅延損害金を混乱させている原因であると思います。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

町長からしっかり経緯を説明していただきましたけど、大事なことが1点抜けとんですね。これは、県のほうも廃棄物の中には汚染物質はないということで工事が始まったわけでしたから、それが工事を止める原因になったあまりか、汚染物質があったということで議員に報告されたんですね。だから、議員はそういう汚染物質が混ざっとうとではいかんから、調査するよという意見が大半を含めまして、それで町長がストップされたと思うんですけど、その原因たるものは何やったんですかってそこを聞きたいんです。そしたら、県が建てたらいかんところに、違法な物質が出とうとどこに建てるって許可を出したんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

県の見解は、土壌というたら、もう何回か説明したと思いますけども、表面から下に上土をのけますと廃棄物がありますね。その5、6メートル下に土壌があります。土壌ということは、その5、6メートル下のことを指す。そこに汚染物質とい

いますか、そういったものが浸透していないかどうかということをお県は調査する。ですから、初め廃棄物と一緒に調査していただきましたけども、その中に鉛、それからその他化合物が入っていたそうです。もう一回それを県のほうに報告いたしますと、いや、調べ方がおかしいですよと。土壌は6メートル、廃棄物を抜けてのその下の土壌を調査してくださいということで、その調査をしたところ、汚染物質は見つからなかったという報告でございました。

ですから、私たちが土壌という、頭の中では表面から下を土壌と私たちは思っております。しかしながら、行政の担当者の土壌というものは、廃棄物を抜けた部分の下のことを土壌ということで指しておったようでございます。ですから、私たちは、汚染物質はありませんということで報告を受けましたけども、実は、表面からすぐ下からの廃棄物、それからそれが5、6メートルの層がある。その中には汚染物質が入っていたという、最初の調査はそのようになっております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

そうすると、そこまでは建設のほうは掘ってないんじゃないですか。汚染物質が出るとこまでは建設の工事のほうは掘ってないんじゃないですか。そして、汚染物質が出たと何か証明か何かあるんですか。止めないかん汚染物質が出たということをお証明するもんは何かあるんですか。それ何もなからな、町長が言われることをみんな我々議員は信頼して、なら建設一時ストップして調べた方がいいという大半の意見になったんですよ。それが結局、問題は工事するところにそういう汚染物質が出たという証拠か何か、あるんですか。それがないと、ただ何か新聞屋から聞いたとか、新聞屋から何か情報が流れてきたとかというようなことでは、これだけでストップするというのはちょっと考えられんっちゃないですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

これは、以前もずっと説明してるとお思いますけども、初めの調査の中では、そういった鉛、その他化合物が出てきたという報告はされておりますよ。それで、だから県のほうに行くと、いや、土壌の調査の仕方が違うと。その廃棄物の下の部分についての調査をなささいといった形で、それを再度調査したところ、何もそういった物は出てこなかったという報告やったでしょう。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

いや、町長、それ何遍も言うばってが、結局はストップする原因となったとこ、ほんならどっからどげなもんがどういうふうに出たんですかということをはっきり、議員もそれを聞いてないですね。何でも物事っちゅうのは証拠が要るんですよ、止めるとのなかい。それが無いから、町長が言われることを我々は信用してこういう結果論になったわけですから、その後によいと調べよったら、9月の議会で町長が言われとるのが、職員から聞いたとか、新聞社から指摘されたとかいうことしか出てきてないんですね。本来は、やっぱり出たとすれば、それは証拠をやはり調べて、こういう汚染物質がもう出とうからここではだめですよということを議員に提案して、議員にストップするというようなことになっとれば、それは我々議員も責任はあると思いますよ。しかし、その時点では、ただ口頭だけのそういう説明だけで終わって、それでストップされたんですね。それで、説明の中では、議員が止めると言うたけ止めたったいというようなことで、議員に責任を振られて、そしたら止める証拠となる、やっぱりその汚染物質が出た証拠ないと説明しようないでしょう、これね。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

これは、私が議員のときからそういった説明はあつたと思いますよ。36か所メッシュで調査して、その中から一部鉛のところ、それからその他化合物が出てきたって、何か所から出てきたということは、私が議員のときに説明聞きましたよ。そして、その内容がじゃあどうだったのかとといったときに、そういった土壤の表現が違ったということでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

さっき町長が言わっしゃあとそれ分かるけんね、そしたら何で工事がそこに、汚染物質が出るところに工事ができたのかと。大体できんでしょう、そういうとこやったら。県がオーケー出さんでしよう。ごみの中からはしたっちゃ土壤の中からはしたっちゃ、クリアしないとできんでしようが、建物は。その証拠が何もありません、今。あります、何か。あります、出されるもんが。皆さんを了解させられるようなもんが。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほど言いましたように、土壌汚染がなければ県もオーケーだと。で、廃棄物をきちっとした特定廃棄物処理場ですれば何ら法的にも問題がないといった形で、ずっと議会に説明されましたよね。そういった中で、皆さんも納得してからこの契約をやったものと思いますよ。ですから、当時それこそ12月の議会において審議されましたけども、そのときはまだきちっと説明がはっきりしないからやれないということで、再度12月24日にもう一回提案されました。臨時議会がありました。そして、それでもまだはっきり説明していないじゃないかということで、太田議員もしっかりと質問されておりました。そして、翌年の1月21日に、今度は再度臨時議会がありましたところ、今まで8対6で継続をしておりましたけども、これはちゃんと説明しなければ、そういったことについては了解できないと。ですから、反対の方につきましては、あそこの場所の部分、それからPFIがおかしいというような意見もずっと言っておられましたので、もう少しきちっとはっきりと説明しなさいといったことで継続審議になったわけです。そういった中で、翌年の1月21日に、これは7対7になって議長裁決でこの68億円の契約が成立したわけですね。しかしながら、そこでもう成立したら、議会が幾ら文句言うても、やはり議会制民主主義でございますので、もうその議案が通ったことにつきましては、皆さんが今後建設運営にしっかりと責任を持って進めていかないといけないという、やはり議会の責務ではないかなと思っております。そういった中で、そこで説明されたわけですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

だけえ町長、それで工事が始まったんですから、始めた後、その後にストップをされたわけですから、単純に言うてストップした、その誰がどういう責任があったんですか、その町会議員に責任があったんですか、それとも町長にあったんですか、それとも職員にあったんですか。その辺は、全然分かってないやないですか、これ。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

再度答弁いたしますが、私が11月6日に就任して、2週間後にこの8,000万円の廃棄物処理費が当初予算に組まれて提出されたということを私が先ほど説明いたしましたよね。そして、これをこういったことが出てきましたが、どうしますかとい

うことで議会に、総務常任委員会に説明をして、全員協議会でこの流れを説明したわけですね。そういった中で、これはまだ何でこういった8,000万円があるのかと、何でそれで5,000万円も今使ってるのかということで、議会が1回止めなさい、しっかりこれを解明しなさいと、私もそのとき全く知りませんでしたよ。しかしながら、これを1回止めてしっかりと事実が判明しなければどうにもならないじゃないかというたことで14名の方が一旦一時中断して解明しなさいと。7名がそれで一時中止、7名がもうこの事業についてはやめなさいといった形で言われてるわけですね。ですから、このまま続けるのも続けられないのも、今後やはり調査をしなければならなかったから、解明するために一時中止したけど、工事を進めたままでもよかったかも分かりませんが、今度は先ほど言いましたように、マスコミがそういったところにつくっていいのかということを書いてきましたので、そういったところでやっぱり世論が、何で廃棄物処理場の上に立てようとかと言われてたら、それこそ工事も移転せないかんごとなりますから、そういったことも進めよりましたら、鉄骨の建屋にかかるところでございました。しかし、当時は非常に鉄骨が高うございましたので、少しちょっと調査させていただきたいということで一時中断したわけです。しかしながら、そういった廃棄物処理場の上でも運営ができるというようなことを聞きましたから、再度場所も移転せずにその場で工事を進めさせていただいたわけでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

ということは、町長がストップをされて、何事もなかったからまた再開したということの判断をしいんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

当時、廃棄物のことを聞きますと、そういった対策が全く分からなかったというところが非常に今回難しかった点ではなかったかなと思います。しかしながら、隣の福岡市が廃棄物処理場とか、そういったものをしっかりと土地の利用をしていたということを聞いて、そういった中で福岡方式といった形で松藤教授がやっておられました。こういったことが当時は説明できなかったわけですよ。じゃあ、廃棄物の上でそのまま建てとってよかとねって言いよりましたけども、その回答が全くできなかった。しかしながら、適正な施策をすれば使えますよという、そういったこ

とを聞きましたから、再開に踏み切ったわけでございます。どうしてもそういったことが分からなかったら、やはりこの場所は移転しなくてはならなかったのかなど私は考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

だけん、私は結論を、もう事情はどうのこうのあるにしろ、止めて再開したけえということは、町長は決断をされたんですな、そうでしょう。ということは、ほんならまた再開するときには議員に諮って、何も出らんやったけえ、議員、あなたたちが止めると言うたときはあなたたちの責任ですよというようなことも何も言うておられませんので、町長の独断でストップして再開されたと。ほんで、松藤教授に頼まれたけど、何も出なかったと。ガスだけ出たわけでしょう、松藤教授に頼んで調査したのは。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

11月30日の全員協議会の中で、もうそういった皆さんの意見を聴きましたので、最終的な判断は町長に一任しますという皆さんの声がありましたので、そういった判断をさせていただいたわけでございます。それから、何もなかったからじゃない。あるとですよ、廃棄物の中では。しかしながら、そういった適切な対策をしてしっかりとやれば今まで事故はなかったですよといった形の報告がありましたから、そのまま続けたわけです。これがもしだめだと、何も反論もできない、場所も変えなさいということになれば、今度は工事の取りやめでしょう。違約金がかかりますよね。それで、未だに給食センターも建ってませんよね。ですから、工事の68億円の返済というものは、もう膨大な金額になっと思ったと思います。

そういう中で、やはりそこに書いておられます方につきましては、やめなさいという方が7人おらっしゃったわけです。しかしながら、粕屋町としてはそういった膨大なお金を払うわけにはいきませんから、一時中断させていただいて、その場である程度見込みができれば再開をさせていただいたということでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

何遍言うても、そこ辺の話がはっきりしません、時間がたつばかりで。

結果的には、汚染はされてないところで、それを勘違いして止めて、また検査したが何も出らんやったから再開したということでしょう、結果論としましては。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

いいですか。はっきり言いますけど、廃棄物の中にはあるとですよ。土壌、先ほど言いう5、6メートル下の土壌には汚染がいてないということですから、県は土壌汚染の中では全くいいですよと、土壌の下に汚染がいてないからいいですよと。しかしながら、廃棄物がどうしてもありますから、その中には鉛、その他化合物というのはあるとですよ。しかしながら、しっかりとした対策をすればいいと
いった中でですから、全くないことはないですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

何遍も言わんでいい、分かっつたいそんなとは私も。だから、ストップされた原因が何であったかちゅうことをはっきり何かで証明してくださいよ、あなたの責任にならんがために。今のところ何もないんでしょ。何かあります、ストップされた原因ちゅうのが。ストップされた原因ちゅうのがはっきりしてないわけですから、どっからどげなもんがどう出てストップしたちゅうことが、だから議員に説明して、議員の中でも自分たちは汚染物質が出たからということであらう。意見を
出して中断して検査したらというようなことを言うたということで、皆さん大半言われ
よりますから、その辺のやはりちゃんとした、我々は替わったばかりの町長やけえ、信用して町長が言いよっちゃけえ、間違いなからうということで、それを信頼して
そういう結果になったわけですから、その時点でそういう議員を説得するには、やはり
こういう、これ町民にもそうですよ。議員だけじゃないし、町民も何で金払うかという
ようなことと言われよりますよ。だから、そこ辺はどういう汚染物質が出て、
こういうことでストップせないかんからストップしましたと。いや、もう何遍も
言うてもらえんで、そこをちゃんと証明してもらえれば納得しますから。

それから……。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長、発言を許します。

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほどからずっと説明しておりますが、当初予算に8,000万円が出てきたから、その内容をただして聞いたら、議員はやはり一遍工事を中断して、これを調査すべきだという意見があったわけでしょう。

◎8番（太田健策君）

それは違いますよ。

◎町長（因 辰美君）

何が違いますか。そこに全員協議会の資料があるじゃないですか。これ私がつくったじゃないとですよ。全部事務局が速記してから、その現状を出したわけです。そういった中で8,000万円というものが出てきたから、これはどうしますかという、そしたらその中でやはり中断して、きちっと調査すべきだということがありましたから、そげえなったわけでしょう。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それを言いよっちゃけん。それは原因にならんでしょう。8,000万円っちゅうのは、8,000万円っちゅうのが出てきたとは、これはごみが529万円出てきて、その後どんどん増えていったから、資料を出してもろうたら8,000万円っちゅうのが出てきたんですよ。それを追及していったら6,700万円、最終的には私が追及していったら、捨てたらいかんとここに捨てたり、九電工は。重さが違うとったり、捨てるものが名前が違うとったり、結局6,700万円になったんですよ、ありゃあ。だから、何もそれは原因じゃないんですよ。汚染物質が出たっちゅうことで止まったんですよ、これは。やけえ、そこをしっかりね。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

お手元に配ってるように8,000万円というのはまだ未定の金額なんですよ。このときに発覚したときには、まだ5,000万円ぐらい分しか出してません、廃棄物はです。そういった中で、やはり8,000万円が当初予算で採決されようとしていたっていうことを聞きましたから、何でそこでちゃんと補正予算組んで、そこで支払おうとせんやったとですかというようなことも担当者に聞きました。しかしながら、この8,000万円については、当初予算で上げてこられたということが事実ですよ。ですから、そういったところでどうしますかっていって私はお尋ねしたわけです。

それと、今、太田議員が言われております処理の方法ですけども、今担当の石山

は、そういった契約といいますか、違法なところにつきましては一切お金も払いません、責任もおたくでとってくださいという確約もっております。ですから、九電工につきましては、よそに持っていった分につきましては全くお金は支払っておりません。支払いません、支払われませんということです。そして、責任も一切おたくでとってください。責任もとれませんということに向こうと確約はしておりますので、そういった町としてのやるべきことについては、しっかりと処理いたしております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それで、結局ストップされた理由をはっきり提示されて出してください。

時間がないので、次に進みます。

結局、ストップされた結果……。

◎議長（山脇秀隆君）

太田議員、要は有害物質が出たその証拠を出してくださいっていうことを言われてるんですね。だから、それを出せるかどうかを町執行部に問うてるということですね。

じゃあ、因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

36か所メッシュでとって、そういった表とか、どこで出てきたかということは、もう既に皆さんに差し上げると思っています。改めて要望されるなら、すぐにでも出せます。ですから、これはもうその契約前からずっとそういったものを説明してきたわけですよ。ですから今、私が来てから始まったものでは全くない。そういった土壌調査の結果こうやったですよ、ああですよ、だから契約させてくださいということの説明されておったわけでしょう。だから、私になってからこういったことがどうのこうのじゃない。もう既にそういった土壌調査っちゅうのはあって、それでしっかりと議会に説明して、それで議会に納得していただいて契約したということが事実じゃないですか。それが調査の用紙が要となら、出します。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

何遍も言われんでも、ストップしたのは因町長、あなたでしょう。前の町長やないでしょう。やけん、そのストップされた理由をちゃんと提示してくださいと、な

ら汚染物質が入り込んで、その証拠となるものを出してもらやあいとですよ、それで。

◎議長（山脇秀隆君）

後刻出していただくようお願いしたいと思います。

◎8番（太田健策君）

次進みますから。

◎議長（山脇秀隆君）

太田議員が求められてるのは、有害物質の出たってことを言われてるので、それに対してその証拠を出してくださいということなんで、それを執行部から出していただくよう……。

（許可を得ない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ストップの理由じゃなくて、有害物質が出たってことでの認識を太田議員はされてますので、それについてそういうことがあったということは言われてますので、それについての根拠となる有害物質の資料を出してくださいってことで太田議員、よろしいですか。

◎8番（太田健策君）

はい。

では、次に進めさせていただきます。

結局、ストップされた結果、損害金が発生しましたが、ストップする時点で損害金が発生するということは、町長分からんやったんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

あくまでも、私は今までの契約といいますか、そういった分については、うちがちょっと不信感があったら、普通はそういった遅延損害金とかじゃなくて、相談、協議の中で終わると私は思っておりました。しかしながら、こういった契約書があるということは、やはり当時職員も同席いたしておりましたけども、工事中断したらそういった遅延損害金が発生しますよという指示はありませんでした。ですから、損害金が膨らむよう交渉は難航をいたしておりますけども、先ほど申しましたように職員から請求しなさいと言われたことであって、何ら私たちが出しますよと言ったのではないと。ですから、裁判をしても闘いますよと言っておりましたけども、そういったことが事実がはっきりしましたので、逆に私は何とかこの遅延損害金を引っ込めていただけないかという要望もいたしましたし、どうしてももう無理

なら、何とか金額を下げてくださいという要望をするしかないようになりました。そういった中で、今の経過になっております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

職員が何か請求をしてくださと言われてたからということをおっしゃいましたが、それに対しては、何か書類的なものは確認されたんですか。ただ口頭だけですか。1億円からの金が発生するのに、口頭だけで職員がこげえ言うたけえ、しよんないけんということじゃあ、やっぱり職員はそれだけのことを工事業者と話して、そんなら何か文書たるべきものがなからんと信用できんでしょう。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

業者のほうから、先ほども申しましたように、おたくの職員から請求をしていただきたいと、しなさいということをおっしゃったということをおっしゃったから、今度はうちのほうの職員の担当にそういったことは事実かと、今から違約金の交渉を始められないか途中で、それが私は言うておりませんということになれば、しっかりと闘いますと。しかしながら、こちらで言うたとなら、もう頭下げるしかないねという形で言うております。その文書につきましても、契約書がそもそもないんですよ。廃棄物を処理する、そういった大体普通は契約があるはずでございますが、この廃棄物の処理の契約書も全くありません。先ほども申しましたように、議員がいつもおっしゃってます写真はないとか、マニフェストもきちんと出とらんやないかという、そういったことまで指示したとかと言いますと、やはりうちの職員はしましたと言っておりますけども、向こうは聞いておりませんというような対応でございますから、そういった書類とかが残っておりません。契約書もありません。そういった中で書類はないとかと言われても、お互いの事情聴取をしてそれを判断したわけでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

ああ、そうですか。町に金があるとそういうもんですかな。やはり、何事でも役所ちゅうのは書類で回っていくやろうと私は思っておりましたけど、何もないと

こで何もない金を払う約束とか、そんな簡単にできるもんじゃないと思うんですけど。私の今までの経験上、そういうこと聞いたこともないし、起こったこともないけえ、なかなか判断するのが、町長はやはり部下が幾ら業者と約束をしとるけんと思うて、自分の許可をもらわんずくやとつたら、認める必要はないんじゃないですか、それは全く。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

これは、契約の時点でそういった形になっておりました。契約書も交わさず、かかった分は町のほうで払いますよという方向性でありました。ですから、今度私になったときに、そういったものは一切払いませんよと、ちゃんと契約してもらわんとそら無理ですといった形で、今度は担当の石山のほうがちゃんと2社としっかりと廃棄物の処理についての契約書を交わして、それから本当に明確になった分だけしか払ってないという状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

町長の言われるのは、廃棄物の件やな。ストップされたのは、これは工事の費用ですよ。廃棄物の費用じゃないですよ。全部工事の費用ですよ。遅延損害金が発生したのは、全部工事の費用ですよ。ごみの費用やないですよ、そうでしょう。ごみの費用っちゅうのは、最終的に6,700万円って出てきて、1億8,500万円請求されたのは工事費用ですよ。そうでしょう。全然違う、今のはごみの費用のどうのこうのと言われようから、全くそこ辺の認識が違うっちゃないですか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

そういったごみの費用があったから、中断したわけでしょう。ごみの費用が、結局最終的には8,000万円ぐらいかかりますよといった形で当初予算に上げられたから発覚したわけでしょう。そして、もう既にこの11月20日ぐらいのときには5,000万円使っていたといった報告がありましたから、皆さんにどうしますかっていった形で問うたわけでしょう。だから、私が判断せないかんとは、議会と住民と専門家の意見をきちっと聴いて判断しなくてはならないと思ってましたから、まずは初めに議会が始まっておりましたから、皆さんに全員協議会でご報告させていただきました。だから、このストップした原因は、ごみの処理費の8,000万円なんで

すよ。8,000万円で、これは8,000万円まで行っておりませんでした。そのときは5,000万円まででしたよ。それで、この後どうするのですかと言やあ、どんどんどんどんかかりますって、じゃあこれぐらいかかるとなら初めからかかるという説明をしとけばよかつたろうもんということの形で、皆さんも担当者に言っておりましたよね。ですから、やっぱりごみなんですよ、ストップはごみなんです。ごみの金額が8,000万円上がったから、これを調査するよにということで止めたわけです。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それは、町長が言われるとはごみの問題と言われたっちゃ、ごみの問題、本当にごみが出とけば、8,000万円じゃろうが1億円じゃろうが、払わないかんですよ、ちゃんと証拠があれば。向こうがちゃんとごみを出した証拠があつて、1億円かかりますと言うなら、それは1億円でも8,000万円でも払わないかんですよ。そうじゃないんですよ。ストップしたのは、そういう汚染物質が混ざつとったから、これじゃあいかんからということでストップされたんですから、さっきも何遍も言いますが、そういう何か話がかみ合わんごたあですから、もう次にちょっと行きます。

3番目の工事中断から再開までの費用と工事延長、開業遅延費用は、これは当時の契約書の中に何かこういうもんはうたつてあつたんですか、こういうやつは。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

担当者のほうから説明させます。

◎議長（山脇秀隆君）

給食センター課長補佐石山裕。

◎給食センター課長補佐（石山 裕君）

太田議員の質問にお答えをいたします。

太田議員さんも平成28年6月議会定例会に出席をされて、審議をされています。議案書で確認していただいていると思いますが、議案第43号事業契約変更契約の締結についてを上程をしまして、28年6月10日の建設特別委員会で変更契約の内容を説明し、債務負担行為補正とともに6月14日に議決を受けております。

その契約の内容をどううたつてあるかということは今から申し上げていいです

か。読み上げることだけになりますか、いいですか。

はい、もう以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

時間が少なくなったので4番目に入りたいんですが、これはまた次の機会にとつとつてからいきたいと思うんですが、次の質問に入らせていただきます。

仲原、中央保育所についてですね。

仲原、中央保育所について、突然町長は民営で建替えたいと説明されましたが、その理由とは何かあったんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

私も再三お答えいたしておりますけども、議員の一般質問のほうから、待機児童があるから一日も早く対策をとっていただきたいということで、私は待機児童対策につきましては、老朽化した保育所を建て替えて、そういった待機児童対策をやりたいという、何人かの議員に答えております。ですから、突然ではないと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

町長は、私が言うた民営で建替えたいと説明されたのは、そのときが初めてじゃないんですか。私は、もう議員たちにはそんな話は全然聞いてなかったですよ、民営で建替えるっちゅうのは。今言うのは、民営で建替えるということ、建替えないかんっちゅうことは言われておりましたけど、民営で建替えるっちゅうことはない。そのとき初めて言われたんですよ。その理由は何かあったんですかというようなことを今聞きよんですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

理由は、粕屋町の民間はしっかり、いい保育所が進出してきていただいております。そういった中で、やはり財政からも考えながら、毎回言っておりますけども、12分の1で町の持ち出しが2,900万円ぐらいで3億5,000万円の建物が建つわけで

す。ですから、そういった補助事業を活用させていただきたいということが原因でございませう。そして、その12分の11がほかのほうから財源が出てきますので、そういったものにつきましては、この前も住民説明会と申しますか、保育保護者の説明会でも言いましたように、そういった財源から皆さんに不安のあることにつきましてしっかりと対応させていただきたいという回答をさせていただきます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

私が言いたいのは、町長、給食センターは民営でしょう。民営でいろんな問題出てきましたな。それに次いでまた仲原、中央保育所も民営って。普通やったらそげえ民営、民営、民営って、民営ばかりを言葉に出されると、一遍ここの給食センターで痛い目遭うとって、何で民営ってそんな言わないかんのかなと。よっぽど民営の会社とつながりがあるっちゃなかろうかと逆にほかの方から思われますよ。で、町の保護者からは、公営、町営でやってくれということ言われとるんでしょ。町長としては、町民が要望する方向に進めていくのが町政やないかなと私ら思うんですけど、それにこの今度の議会でも民営でやっていくというようなことを力強く発表し、それもうちょっと、我々にも何の説明もあつてないんですよ、公には。民営がええか、町営がええか、補助金の問題にしたっちゃあ、まだ疑い持ってますよ。その辺をはっきり、何も出てきてないでしょう。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

説明は再三やっていると申しますよ。もう補助金の関係から何も、しっかりと町立でした場合はどんなになるのか、民営にすればどうなるのかと、これはもう何回も私は説明はいたしておると、担当が申します。

そういった中で、逆にちょっと聞きますけど、じゃあこの前の保護者の方と話いたしましたよね。そういった中で、民間に応募したら断られたと。そういった中で、逆に町立にお願いしたら受けていただいたというたことで、そういったことが原因ではなかったかなと思っておりますが、そういったことは保護者の皆さんが40人ぐらい集まっておられましたけども、どのような解決をしたらいいかと思っておりますが、議員……。

◎議長（山脇秀隆君）

町長、これは意見を求める場じゃないんですよ。あくまでも質問者に対して分

からないところは質問をするということなので、意見を求めたり、討論する場じゃございませぬので。

◎町長（因 辰美君）

反問権はいかんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

反問権はそういう意味です。

◎町長（因 辰美君）

いや、だったらいいです。私は、あのときは民間が受け入れてくれないからということで、やはりそういったものについては民間も受け入れるようにやりましょうと。それで、そういった中でただ町立で受け入れとって、じゃあ問題が解決するのかと。私は、問題は解決しないように感じます。今の状況を考えますと、やはり障がい者はしっかりと地域で支え、そしてしっかりとよくなっていただくという施策が一番必要ではないかなと私は思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

補助金の問題は、同僚の議員もこれに対してはまだまだ一般質問でも何遍も質問されておりますし、まだ不信感を大分持っております。やはり、どうせ建てるならみんな納得させるような方法でやらないと、議員はまだ町が言われようことに対してそうじゃないと思われとる方もたくさんおられますから、そういう面ではもうちょっとしっかり民営と町営との差をきちっと打ち出して、あなたが民営がいいっちゃう、その推薦される条件と町営で建てる条件をさっさとやっぱり比較できるように文書で見て判断しないと、ただ口頭だけで判断はなかなかできんと思いますよ。

それと、町営で今9,000人の署名が出ておりますね。ほかは結局民営がいいっちゃう町民の方が町に1万人も2万人も署名か何か出とれば、どっちにしようかと考えられるかと思えます。今のところは町営でやってくださいっちゃう町民のお願いのほうが強いんじゃないですか、9,000名が。町として町を運営していくためには、やはりそういう町民の声が、町長は声を出し切らん町民もおるっちゃけえ、もうそれはそればかりじゃないばいと思うちやる気がするばってんですよ。やはり、こういう9,000人という声が大々的に出てきた、それは大事にせないかんぢやないですか、やっぱり町を運営していくためにも。私はそう思いますね。

だから、町長がどうしても民営でやりたいっちゃうことを一生懸命言われよう。やからもうちょっとはつきり町営と民営との差をびしゃっと、保護者も余りむちゃくちなこと言いよんしゃれんですよ。お願いしたいということは言いよんしゃる

けど。その辺は、金銭的にも絡んでくることあったら、納得してもらって決めていってやるのが本当は町政を運営するための一番大事なことやないですかね。と思いますけどね。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

私は何回か子ども未来課の資料も見せていただきましたけども、そういった資料のうちうのはしっかりと貸借をして説明していると思います。ですから、やはり私もそういった説明を聞いておりますから、私は納得いたしました。ですから、やっぱりしっかりともう一回再度それをご希望されるなら、もう一回書類を出し直してしっかりと貸借をして説明しましょう。

私はもう一つ言いたいとあって、やはり特別委員会までつくってこの協議をやっているんですから、民間のあれが悪いと言わっしゃあとなら、特別委員会で民間の保育所を調査しに行くべきですよ。何もそういった調査もしないまま、民間が悪い悪いっていうのでは、ちょっと私たちは難しいと思いますから、ぜひそういったものにつきましては調査していただきたいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

最後簡潔に、太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

議員は民営の保育園まで行って調査をすとかせんとか、それは町のほうにしてくださいって報告していただかんかね。

（許可のない発言あり）

◎8番（太田健策君）

資料で出てこれから信用されただけの話ですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

時間がございませんので、簡潔にまとめていただきたいと思います。

◎8番（太田健策君）

町長は、今まで3年間で民営化することを言われよりましたね。

（許可のない発言あり）

◎議長（山脇秀隆君）

かけ合いはしないでください。もうまとめてください。

◎8番（太田健策君）

一般質問で3年間で民営化してつくるというようなこと、言われておりました

よ。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員、もう時間を超過してますので、もうまとめて締めてください。

◎8番（太田健策君）

3年っちゅうのは、工事期間はやっぱり1年間ぐらいかかるでしょう。

◎議長（山脇秀隆君）

もう問いかけはしないでください。まとめてください。

◎8番（太田健策君）

だけん、その3年間っちゅうとちょっと分からんやったからですね。その辺が新しく建ててやるのが3年間なのか、3年かかってそれからするのか、それが分からんやったからそこ辺は質問させていただきました。

残りは次の楽しみにとっときますけえ、これで質問を終わります。

（8番 太田健策君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

議席番号4番、鞭馬直澄議員。

（4番 鞭馬直澄君 登壇）

◎4番（鞭馬直澄君）

議席番号4番、鞭馬直澄でございます。

私は、今日の質問については防犯対策、防災対策と、この2点につきまして防災力の向上と粕屋町の体質の強化と危険予知という観点から、この2点について質問をいたします。

まず、最初に防犯対策についてでございますが、皆さん見られたと思いますけども、「防犯ふくおか」という12月号にちょうど昨年度の発生件数並びに本年度10月までの発生件数と、比較対表が出ておりますので、まずこの中の説明をかいつまんでさせていただきます。

身近で起きた犯罪の発生件数ということで、29年1月から9月までの9か月ということで実数が出ております。全体的には、約10%発生件数は昨年比べて下がっているようになっておりますけども、その中でも一番やっぱり多発してるのは自転車窃盗と、これが全体の中では4割か、7,252件ということで昨年に比べると

705件、昨年同期比で減ってるということですね。それから、2番目には万引きという、これが件数的には3,764件と昨年同期比で188件の減という数字になっております。逆に増えてるということにつきましては、車上狙いと。これは1,835件で昨年同期に比べてプラス116件と。それから、増えてる件数で多いのは忍び込みと、侵入盗ということでこれが431件と、プラス35と。それから、もともとまずいと思うものは、やはり性犯罪ですね。強制性交等ということで本年度は58件と、昨年度に比べまして13件増えてるということがここに載っております。

ちなみに、粕屋町ではどうなってるかということで、これも昨年28年度の全集計、全体で刑法犯合計が粕屋町では559件出ております。それから、本年度の1月から10月までの実績が出ておりますけども456件ということで、月数に合わせると大体45、6件ということで、これは横ばいというふうになっております。その中でも、これは近隣の市町村、町に比べて断トツにやはり多いんですね。強制わいせつについては、昨年が2件だったのが、今年は既にもう7件発生してると。残り2か月残しておりますので、これがもしかすると10件ということの予想がされますけども、やはり何としてもここはいろんな対策をやって、安心・安全で暮らせるまちづくりということに取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

そこで、町民の皆さんがしっかりと安全・安心で暮らせるまちづくりということについての防犯対策の更なる強化が非常に大事だと思っておりますけども、現在粕屋町で具体的に取り組んでいることについてお尋ねをいたします。

まず、最初に防犯カメラの設置実績ということについてなんですけども、まだまだ設置台数につきましては少ないというふうな認識でおりますけども、現状の実績とその設置効果についてお分かりでしたらご説明ください。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

鞭馬議員のご質問にお答えします。

防犯対策につきましては、日常的な案件をご紹介いただきましてありがとうございます。安心・安全なまちづくりを維持していくためには非常に重要な案件であると思っております。特に、防犯カメラによる大きな事件では、博多での金塊強盗事件や高速道路でのあおり運転、窃盗や誘拐時の犯人割り出しなど、非常に多くの事件解明につながっていることは十分に認識いたしております。今ご質問の内容でございますが、粕屋町の状況につきましては、所管のほうから説明をさせます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、防犯カメラについてですが、平成23年に長者原駅及び酒殿駅周辺に各5台ずつまず設置をいたしました。そして、その翌年の24年度に柚須駅、原町駅、門松駅、伊賀駅に計7台、駅前については計17台の設置となっております。また、当課の事業とは別になりますけども、町内の小・中学校にも22台程度のカメラが設置をされているというふうに聞いております。

効果についてということになります。効果といいますと犯罪抑止というのがカメラについてはその目的となるわけですが、どのぐらいその場所で犯罪が減ったかということが目安になるかと思えます。設置後から現在にわたるデータというのがちょっと持ち合わせてはおりませんが、その設置当時に設置前、設置後の比較をしたちょっとデータがありましたので、ご紹介をさせていただきたいと思えます。

防犯カメラ設置場所における刑法犯罪の認知件数、これは主に自転車盗というのが駅周辺でするので多くなりますが、平成22年度が72件あったものが設置後の平成24年には32件ということで、約56%程度減少したというようなデータが残っております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

続きまして、この件について犯罪あるいは事件発生時、当町が設置してある防犯カメラの画像で役に立ったとか、それを実際に使われたとかというようなことがありましたら、ご紹介ください。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

通常、この画像については、警察への提供のみになります。警察のほうから、犯罪等が発生した場合にこちらのほうに要請がございまして、うちのほうでそのカメラの画像データの抜き取りをまず行います。そして、その画像データを見ていただいて、要は犯罪の証拠として使用できるものに関しましては別途正式に書類の申請をいただいて、うちのほうから画像データそのものを証拠といいますか、として提供をいたしております。大体年間に画像の確認の問い合わせは、恐らく20件から

30件ぐらいあるかと思いますが、実際提供までに至るものっていうのは年間に3件とか4件ぐらいになります。

以上になります。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

画像の提供回数が少ないということにつきましては、効果があつてるといふふうな解釈をしたいと思いますが、そこはいかがですか。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

防犯カメラが駅前に設置してあるのを見られると分かるんですけど、必ずここにカメラで撮影中ですよというのは書いてあります。ですから、本来言いますと、なかなかそこで犯罪行為に及ぶ人っていうのは本来は少なからんといかん。だから先ほど申しました基本はやっぱり抑止効果なんですね。隠しカメラではありませんので、必ず皆さんに分かるように、プライバシー等の問題もありますから、撮影してるといふのを必ずお知らせして撮らないといけないということになりますので、実際証拠としてまで活用できる画像というのが意外と少ないというのが実状だと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

よく分かりました。

次に、防犯カメラのシステムとその機能についてちょっと質問いたします。

以前お聞きしたときは、20台、30台ついている部分について役場のほうで手元で画像で見れるとかというふうにはなってませんというような話を聞いておりますけども、それでは現在の防犯については、ちょっとやっぱり不足かなと思いますので、その辺の機能のレベルアップ等については現状、どういうことになっておるのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

まず、ご質問のほうでいろいろカメラの機能についてご質問いただいておりますので、それを交えながらちょっと説明をさせていただきます。

おっしゃるように、現在このカメラについては、集中管理等はできません。あくまでもカメラ本体のメモリーカード内に画像を一定期間保存するという状況です。できれば、次期更新時には今はもうそういった集中管理、いわゆる電話回線なりを使って画像を一ところで集中管理できるシステムも当然ございます。費用の問題等もありますので、なかなかそこまでいけるかどうかというのは分かりませんが、現状としては集中管理ができませんので、画像をとりに行く際は酒殿駅と長者原駅については有線でパソコンにつないで、そのデータをダウンロードするという形ですね。当然、録画時間が長ければ長いほどダウンロード時間も数時間かかったりするようなことも発生します。残りの伊賀駅とか原町、柚須、門松、この分については後についてますので、無線LANの機能がありまして、近くまで行きますと、パスワード等が要るんですけども、近くでパソコンをそのカメラの下ぐらいに持っていくと、画像をパソコンに無線LANを通じて取り込むというような録画ができるようになってます。先ほど、メモリーカードに保存するというふうに言いましたので、大体保存期間が7日程度の保存になります。そのカメラのデータの大きさとか、いろいろカメラの性能にもよってその期間は若干は違うんですけども、おおむねそれぐらいは最低保存できるような形になっております。

鮮明度のほうの話もありましたけど、そこまでよろしいですかね、言って。

鮮明度については41万画素、正直言いますと今のカメラとかの画素数から比べると、非常に粗いですね。精度としては、なかなか鮮明に写るといふ形にまではなっておりません。当然、カメラも種類、場所についてるものによってはほかのところ、町がつけていないところではカメラが可動式で動いて撮影するようなものもあるかと思うんですけども、当町のカメラはあくまでも固定式、1箇所のアングルしか撮影はできません。ですので、大体支柱なんかに取りつけますから、角度を変えようとするとう支柱の取り付け方を変えるだとか、ちょっとしたパーツを取り替えてアングルを変えるというようなことが必要にはなってくるかと思えます。

以上、大体それぐらいでよろしいでしょうか。あと管理費関係までは。いいですか、ここで。

設置に関して、平成23年度については105万円設置でかかっています。24年度分については126万円かかりました。合わせて231万円ですね。年間保守料につきましては、17台分で年額91万円程度かかっております。

以上になります。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

すみません、本体価格、現状のものでは幾らぐらいするんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

今現在そういったものを取り入れたらということですかね、価格というのは。これは、もうカメラの性能によります。今、例えば赤外線機能がついて夜間も暗視カメラ的に撮れたりとか、画素数をもっと上げて鮮明に映るようにすればするほど、金額はどんどん上がっていきます。恐らく、今この現状よりちょっといいぐらいのもので、さっき言ったネットワークによって集中管理をするようなカメラになると大体40万円ぐらいは最低かかるんじゃないかと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

40万円ということですね。それから、設置料、メンテナンス料、管理料を含めると、かなり1台当たりその倍ぐらいかかるということの認識でよろしいんでしょうかね。

私は、よくテレビで放映されてますよね、警察24時と、ああいうのを見ても、映ってるけども画像が鮮明でないと。コンビニの中の犯罪でも、犯人の顔まで認識きっちりできるかっちゃうと、どうもそこまではないように思えてますね。欲を出せば切りがないんでしょうけども、この今の時点ではやはり防犯に対する抑止力ということを優先して、むしろその機能を上げるよりも、大変申し訳ないんですけども、設置台数を増やすということのほうが効果があるだろうと思っております。その辺も含めまして、防犯対策の現状の課題あるいは今後の計画についてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

現状の課題ですね。今後についてなんですけども、現状先ほど申しましたように、集中管理ができません。その都度発生するたびに職員が現地に赴いて、パソコンを用いて画像の取り込みを行うと。特に、長者原駅、酒殿駅の分については有線につながりますので、脚立を持ってって上がって行って接続してダウンロードするという非常に手間のかかる作業があります。なおかつ、そうなりますと機械的なものになりますので、雨の日にはなかなかその作業がしにくいという問題等もありま

す。その1年後についたカメラについては、無線LANですので近くまで行けば、車を横づけするなりして車の中で画像を無線LANで取り込みはできますけども、当然のことながら時間が、例えば丸一日分とかをダウンロードしようと思うと、そこに1時間、2時間足どめをされるような状況になりますので、なかなかうちの当初の職員体制でも即応というのが非常に難しい状況になっています。

ですので、次期更新、今現在のカメラがもう5年以上経過してますので、故障も出てきつつある状況です。ということで、カメラの更新というのをやる際には、できれば先ほど申しました電話回線等を使って、画像を役場の庁舎内からインターネット経由で確認できるような、そのようなシステムに本来はもうしていかないと、警察からの要請に対しての即応とかというのがちょっと難しい状況です。

ただ、そういった形で更新をしたいというのはやまやまなんですが、先ほど申しましたようにやっぱり費用がかかるものでありますので、この辺予算との兼ね合いを考えながら、今後のまずはカメラの更新、今あるものをやっぱり更新していく必要もあります。その上で、例えばこれを増設するのকাশないのか、そういうところも含めて、いろんな住民の方からカメラの増設の要望はいろいろなところあります。ただ、なかなかそこまでが今行っていないというのが現状の課題ではないかなと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

設置に関する費用は、トータル的に全て町の費用で賄ってるとのことなんですか。例えば、その面で防犯協会あるいは県だとか国からそういう補助があるとか、そういうことはありませんか。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

一応、昨年、一昨年ぐらいから補助は半額程度だと思いますが、つくようにはなっております。ただこれも補助といっても県のほうの限度がございますので、なかなか全てに対してつくというものでもないと思っておりますし、今この市町村でもこういったカメラを増やしていった状況なんで、なかなかその補助が十分にじゃあ行き渡るのかというのは、なかなか申し込んでも全部つくかどうかは現状としては難しいのかなというふうに思っております。

あと、一部企業あたりから寄附でつけられてあるような、現状たしか酒殿公民館

が企業様からの寄附でついてる分がありますけども、そういった形の分でやっていただけるところもたまにはあっているという状況です。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

じゃあこの件はこのぐらいいたします。

次に、不審者対策ということについて質問いたします。

町内の発生情報、先ほど県の警察の情報は話をさせていただきましたけども、そのほか具体的に発生状況、その都度把握されてるのかどうか。あるいは、発生した場合の再発防止対策はどんなふうを考えてやっておられるのか。あるいは、地域との連携はどのようにしてますかと。もちろん、発生したら警察へ連絡してパトカーが回ったりとかという一時的なものはよく見かけることでありますけども、根本的に発生が多発している地域に対してはどのようなことをされるとかというようなことの具体的な対策が必要だと思っておりますが、現状についてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

不審者対策なんですが、不審者情報というのが一番多いのは生徒さんとか被害に遭われる声かけ事案とか、そういった場合はまず学校のほうから入ってくるほうが現状としては早いです、情報はですね。学校から入ってきた情報を当町の教育委員会を経由して当課に届き、若しくは警察のほうに届きというような形でおののが、警察の場合であればそこからパトカー等で警戒に当たるとか捜査に入るとかというようなこともありますし、私どものほうでも防犯対策官のほうがございますので、こちらで直ちに青パトでパトロールを開始したりはしております。また、一定期間必要であれば、学校教育課等と協議しながらを青パトをずっと走らせる、職員交代ですね。下校時間とかも含めて集中的に走らせるというような対応をとっております。

あと、警察からダイレクトに届く場合というのが「ふっけいメール」というのが警察のほうでございます。それとか、今福岡県警の方がスマートフォンアプリの「みまもっち」ですか、このようなアプリとかからの情報もちらのほうに直で入るようにしておりますので、そういったものからの情報もあわせて使用しております。実際対策となりますと、なかなかどうしてもこれって事後の対応がほとんどになってしまってます。もし、例えばそこが夜暗いとかということであれば、地元の

行政区の方と区長さんと協議をさせていただいて、防犯灯の増設でありますとか、そしてその増設に対して町のほうから95%の助成というような形での対応をとっているというような形になります。実際の町がその辺で行える対応というのはその程度になってしまっているというのが現状になります。

あと地域の連携、これにつきましては、先ほどの防犯灯に加えて、各地域に防犯ボランティア組織というのがあるところがあります。まだ全区にあるわけではございませんが、一部になりますけども、そういう場合は粕屋署のほうで主催してます糟屋地区安全・安心まちづくり協議会というのがあるんですが、そちらのほうに参画をしていただいて、情報が直にそちらから流れるような形にさせていただくとか、また通常会議とかも、大会とかもありますので、そういったところに出向いていただいて情報の共有であるとか、そういうことを図っている状況であります。警察署のほうとの連携ということになりますと、当町は先ほど申しました警察OBを防犯担当官という形で採用しておりますので、こちらが常日ごろから警察、粕屋交番でありますとか粕屋署の生活安全課とか、この辺と情報交換をずっとやりながら、例えばいろんな不審者の情報であるとか、よそでこういうのがあったとか、いろんな細かい情報もこちらのほうに入れていただいております。それにあわせて、交番と連携したパトロールとか、そういった形での対応を行っております。

それと、自主防犯組織のほうの話もちょっとさせていただくとすれば、先ほどの防犯パトロールとかボランティアをやられてある方、今年度も1団体増えました。町内で8団体に今なってます。町からの支援っていうのがなかなかちゃんとしたと言いますか、全面的なバックアップという形で強烈にできればいいんですけども、こちらもなかなか予算の都合がありまして、蛍光のベストであるとか防犯ベスト、それとかキャップ、その辺をある一定数提供させていただいたり、あと活動時の保険代を個人ボランティアの活動してある方、組織じゃなくて個人的にやられる方も含めて、うちのほうで保険の加入を負担をさせていただけるような状況になります。不審者対策としては、大体今のような形になろうかと思えます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

地域ボランティアの数っていうのは非常に大事なことだろうと思いますし、効果が上がっているというふうに考えております。私の地域でも、今年に入って隣の鶴与丁区さん、酒殿区さんだったりして、新しく名称を「見守り隊」いう、これはお母さんたちがやむにやめないと、自分たちで守るしかないよということで緊急で自分

たちでグループつくって立ち上げて活動しております。これは、きっかけは夏休みに入りまして、不幸にもやっぱり小学生低学年の女儿がそういうこと、そんなに程度はひどくはないんですけども、やはり自分の地域からそんなことが発生したと、これはいかんねっちゅうことで役場のほうにも相談があったかと思ひますし、警察のほうにも相談はしておりますけども、自分たちは自分たちで守るしかないよと、これが基本だよということで立ち上げて、だんだんと輪を広げております。非常に積極的に動いております、パワーを持ってるんですね、今はやりのネットを持っていますので。それから、9月5日に福岡県が主催した地域コミュニティー活性化市町村担当者研修会というものに3名のお母さんが自主的に参加をしております、多様な防犯活動と地域コミュニティーの活性化ということについて勉強して、自分たちの活動に取り組んでおります。

冒頭述べました県の犯罪が10%、県全体で減ってますよということで、直接電話で問い合わせをいたしましたら、やはり地域の活動、そういうボランティアの活動、数も増えてるし、活動内容も非常によくなると、これが一番大きな原因ですということをおっしゃっております。ただ、残念ながら、我が粕屋町では昨年に比べて件数は減ってない。しかも、性犯罪みたいなものについて、わいせつについては逆に3倍強で増えてるということがあります。ここに県警のほうの情報としまして、犯人が最も恐れるのは住民の目線でありますよ。犯人は、死角や暗がりには潜むなど、自分の存在を消すというふうな行動します。もし犯人が身を潜める場所がなかったら、多くの犯罪は未然に防げますということを書いてあります。やはり、大切なのは近隣住民の方が一致団結して、犯罪は許さないと、自分たちの町は自分たちで守るという姿勢を犯人にアピールすることです。これから先は、ちょっとそうかなと思うんですけども、犯人は人間関係や地域住民の結束力が希薄な町を好みます。地域の皆さんが協力し、防犯対策に取り組むことで個人だけの力では持ち得ない大きな効果が生まれますと、こういうふうに書いてあります。ここはそのとおりだと思いますね。この町では犯行は無理だと犯人に思わせることが大事だと。粕屋町では犯行は無理だというふうな活動の展開までレベルアップをすることが非常に重要なことだと思います。

こういうボランティア活動の支援について質問をここでしようと思ったんですけど、さっき杉野課長が全部答弁を先にしていただきまして、省きますけども1点だけ、やはり自費でやってる活動ですので、例えば印刷物だとか、車両に張ってあるポスターだとか、そういったもの、それから防犯の腕章だとかチョッキだとか、やっぱりかなり費用もかかりますので、この辺についてはやはり未然に防ぐということから、もっと少し積極的に、さっき課長はそんなに予算がないということであり

まずけども、住民ボランティアもこうやってどんどん立ち上げて輪を広げていこうということで頑張っておりますので、そこはぜひ強力に支援が必要だろうと思えます。少なくとも近隣の町に比べて発生率が断トツに悪いと、ワーストワンだということは来年度あたりには返上したいなというような勢いでぜひ取り組みを図っていただきたいと思えます。

次に、保育所、幼稚園、小学校、中学校の防災対策についてお尋ねいたします。

6月議会でもちょっと質問をしてありますけども、避難訓練は計画を立ててやっておられるということをお聞きしておりますけども、その後具体的にどういうことを訓練やられましたかっていうことで、やってるならやってる、やらなかったらやらなかったと、あるいはやった結果、どういう改善点が必要だとか分かったことがありました。それに対してこういう方向で今後やっていきますというようなことがありましたら、教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

今の件につきましては、6月に鞭馬議員、高い関心を持っていただきましてご質問いただき、更にこういうふうにやったらいいよということでアドバイスをいただいた件がありました。その中で特に今回申し上げたいのは、地域住民と学校とが連携をして避難訓練できるようなことができないのかというご提案をいただきました。これは、校長会で早速、私のほうでこういったアドバイスをいただいたがということで言いますと、小学校の校長先生方は、全てそれ考えてるんですけど、なかなかちょっとそこが一步前へ出し切れませんでしたと。ぜひ近いうちにそれを地域の区長さん方とか青少年指導員とか、連携をとってそういった形に早期に変えたいと思えます。ただ、今年中に、年度内にできるかどうかという返事まではいただいておりますが、そういった意識を今持っていておりますので、見直しのほうを今図ってるかと思えます。

あと、それぞれについては子ども未来課、それから学校教育課のほうから答えさせたいと思えますので、よろしく願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

小学校、中学校の関係する防犯訓練等につきまして、少しお答えをさせていただきます。と思えます。

学校におきましては、現在学校等が実施しております防災計画、要するに防災マ

ニュアル等を策定いたしまして、学校におります多数の児童・生徒につきまして、混乱なく安全に避難させ身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を配慮した上で学校の実際に即した適切な避難訓練を図っているところでございます。しかしながら、今の災害というのは、どういうふうな形で起こるかも分かりません。この災害の規模によっては、学校、いわゆる先生たちだけでは預かっております生徒・児童が安全に避難することが難しいという状況も発生いたします。ということからも、やはり議員がおっしゃいますように、地域住民があるいは自治体のお助けも必要かということも考えられますので、今後は現在協働のまちづくり課でいろいろご検討いただいております各行政区の自主防災組織等との連携をもう少し実施できれば、それとの取り組みが一緒にできれば有効というふうに思っておりますので、まずこの組織づくりから今年度、来年度と行なっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

保育所、幼稚園関係につきましても、前回答弁をさせていただいたとおり、年間で計画を立てて毎月防災訓練のほうは行っておるところでございます。計画的に実行しておりまして、今現在大きな問題点等は出てきてはおりません。通常どおりの子どもたちの発達に合わせた訓練を進めておるところでございます。地域との連携につきましては、一部幼稚園等で高台にある近隣の民家を一時避難場所と設定させていただいて、実際に訓練において使用させていただくといったような形で、ごく一部ではございますけれども、実際に実績のあるところがございます。

ただ、避難場所という形で考えましたときに、保育所のほうにつきましては、災害時や、また災害の復興時に働かされている、また復興に従事されている保護者の方が必ず出てまいりますので、その方のご家庭のお子様をお預かりするということが基本になります。したがって、保育所は災害時においても開園をするのがまず基本でございます。ですので、対象となりますのはほとんどの場合、幼稚園になるというふうに考えますが、いずれにいたしましても地域の皆さまにご参加いただいで連携をとった訓練をするというのは、非常に双方にとって有意義であろうというふうには考えておるところでございます。ですので、今学校教育課のほうも申しましたけれども、地区の自主防災組織ですとかあるいは所管をしております協働のまちづくり課、こちらと連携をとりながら今後どのように進めていくのがいいかという協議をさせていただきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

西村教育長、早速方向性をつくっていただきまして、これは地域の人も興味持っておりますので、ぜひできたら早めに組織づくりは進めていただきたいと思います。それから、保育所絡みで、例えば幼いお子さん、ゼロ歳、3歳で例えば火災だとかがあったときにどうやって避難させるんだろう、するんだろうと、避難場所までですね。と思ったときに、手押し車の何か大きいのを用意してるということで見させてもらいましたけども、あれで何往復もするというわけにはいかないと思うんですよ。ですから、やっぱり可能な限りはそういう設備も準備するということは大事だろうと思います。

それが1点と、学校もそうですし保育所もそうです、幼稚園もそうですけども、周りを取り巻く道路の環境だとか住宅環境はどんどん変化しておりますので、やはりそういう環境に合わせた避難のやり方、訓練の仕方については、逐次見直しが必要だと思っておりますので、その辺もあわせて、1回決めたからもうこれでいいというふうには考えてないと思いますけども、やはりやってみて、周りの環境を見て、ここは違うよねって、今までここに避難させようと思ったけど、いや、これは道路が広くなって交通量も増えたんでこれは無理だというようなことが私の目から見ても、あっ、ここまずいよなというのはありますので、その辺についてはぜひ地域の人あるいは職員の方たちと一緒にあってどんどん改善をするというふうにしていただきたいと思います。

それから、やはり地域の人々の避難場所になってるとこは、前回も申し上げましたけども、一どきにぎゃんと来ますんで、これが子どもたち、生徒たちが学校にいるときとなったら、もう収集つかなくなるんですね。だから、できるだけ事前にそういうことを想定したやっぱり訓練というのは、ぜひ年に何回かとかということで、事前にどうする、こうするということを決めておけば、そういうときにそんなに慌てなくてもいいと思うんですけども、やはり皆さんパニックの精神状態になりますので、そういうことで二次災害を防ぐためにもしっかりとそこは事前にやっぱりその対策を練っておくということが大事だろうと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、2番目に避難誘導灯の設置についてって、これは私も勉強不足でよく分からなかったとこなんですけども、いろいろ運動会だとか発表会でご案内いただいて、できるだけそこに参加させていただいておりますけど、最初に見たとき、あ

れ、避難誘導灯ないばい、これはどうなっとるんかいねと。その都度校長先生なりにお尋ねしても、先生もよく分からん。あっ、そういえばそうですねというような話になりまして、私は私なりに消防署へ行って調べてまいりましたけども、小学校、中学校、高校は避難誘導灯を設置する義務は、確かにありません。ただ、現状の学校の利用ということについては、その地域に開放だとかいうことで一般の人が入ってくる、確かに体育館にはついております。ただ、ついてないのは校舎側のほうで、よく見てますと、やっぱりPTAの活動や何かでPTAの方が遅くなったあるいは生徒が何かの都合で帰りが遅くなった、暗くなったというときに万が一そういうことに遭ったときに、やはり、えっ、どっちへ逃げればいいのかということが発生すると思います。そういうことについてはどんどん、ますますその危険が増してくるように思えてなりません。義務ではないですけども、人命を守ると、小さい子どもを守るというような観点からすると、義務ではありませんけども、私はぜひ避難誘導灯の設置は必要だと思います。この件、町長、どんなふうにお考えになります。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因辰美君）

夜間の誘導灯になりますと、ほぼ生徒はいないと思いますけども、逆に地域の方がおいでになるということで、そういった中でやはり必要であろうと思っておりますし、特に大川とか若干ありますけども、大川は体育館の上に水が上がったわけですね。ですから、逆にそういった大水になった場合は、やはり学校の教室のほうに、そして2階、3階に上がるという、そういった対策もしなければいけないと思っておりますので、前向きに消防署とも検討しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

ぜひそういう方向で、一気ににはできないと思いますけども、やはり危険度ランクから順番決めてぜひやっていただきたいと思っております。それは、やっぱり子どもたちもPTAもあるいは先生たち職員も安心につながると、しっかりとした教育ができると、保育ができるということにつながるのだらうと思っておりますので、大事なことだと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、教室あるいは廊下等、特に保育所あたりはもう手狭になっておるものから、廊下ということは、あれは避難経路にもなりますし、本来物を置いちゃいけ

ないという場所だと思います。ただ、やむを得ず遊具があったり、いろいろ椅子があったりということで置かれてあります。中には、やはり2メートルぐらいの棚が設置してありまして、ぼんと置いてあるだけで、転倒防止がされておられません。これは、地震とかということでもなくて、自然と転倒するという恐れもありますし、ぜひ、一番いいのは廊下からはもう撤去すると、そこには物を置かないというのが一番いいんですけども、やむを得ず置かなきゃいけないという場合もあるでしょうから、その場合は転倒防止ということで必ずその上部、背面を動かないように固定すると。あれは、上が固定されれば、上が動かなければそんなに転倒することはないんですね。地震時の災害ビデオを見てよく分かりましたけど、嫌な思いがありますけども、そういうことで上だけ固定してればまず問題ないと思いますんで、ぜひそういうことをやっていただきたいと思います。万が一のときには、それが転倒することで、そこにおったらやっぱり職員の方とか子どもたちがけがをします。あるいは、転倒したことによってそこから逃げられないというようなこと、恐れもあります。災害は、全て何か起きたときということじゃなく、自然災害だけじゃなくて、通常やはりけがだとか、けがをさせないと、命を守るということが一番やっぱり通常は大事なことです。そこにはしっかりと手を打っていかねばならないと思っております。

例えば、前回町有の施設、ドームだとか図書館だとか、そういうことについて定期的にその点検をして危険な場所をチェックをされたらどうですかと。その部分については、町の職員さんも手薄でしょうから、ぜひ民間の町内のそういう経験を持っておられる方、ライセンスを持っておられる方、大ベテランの方がいらっしゃるんで、そういう人たちの活用を図ったらどうですかというようなお話もさせていただきましたけども、定期的な、例えば保育所、老朽化してる部分については定期的にそういうことで安全パトロール、点検パトロールをするということが大事だと思うんですけど、現状はどういうふうにされておりますか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

保育所、幼稚園、ご指摘のように特に町立の保育所でございますけれども、大変手狭になっておりまして、廊下等に棚やロッカー、配置をされておるところでございます。また、遊具等もかなりの数置いてございます。避難時、災害時はもちろんですけども、通常の保育時の安全確保という面からも、子どもたちが走ってぶつかったりはしますので、当然置かないほうが理想的であるということは十分承知をしております。ただ、なかなかそれが現実には難しいという状況でございます。特に

転倒が心配される棚、ロッカー等につきましては、突っ張り棒といいますか、転倒防止の器具ですとかあるいはL字のような金具で壁等に固定をして、なるべく安全対策をするというところを進めておきまして、毎年行われる県の監査におきましても確認をさせていただいているところではございます。ただ、なかなかまだ実際不十分なところがあると思いますので、なるべく早急に点検を進めまして、より安全になりますように配慮をしてまいりたいというふうに存じます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

小・中学校についてちょっとお答えをさせていただきます。

それぞれの施設に防火管理者というのは、これは置かないといけませんので、各小・中学校それぞれ防火管理者もおります。また、それ以外に各職員をそれぞれの教室または施設等に責任者をおきまして、これは防火管理責任者というような形でふだんもずっと張ってる。毎月1回校内点検をするということになっておりますので、その段階で、例えば柱からくぎが出てるとか、例えば窓の破損があったとかということ、常時そうなんでしょうけど、毎月1回その点検の日というのを決めて、それを学校長のほうにきちっとまとめて報告するというのもございますので、そういった点検活動も行なっております。また、町の監査委員の方々に毎年1回、備品監査ということで学校のほうに来ていただきまして、学校全体を見て回ってもらおう中で、いろいろまたご指摘もいただいております。

今、鞭馬議員おっしゃったように、廊下にロッカーをやっぱり中学校は置いておりました。部活動のやっぱり道具が棚に置かれんということですね。私もこれうかつでございましたが、早速指示は出しております。指導はしておるところでございます。そういったことで、点検をすることで意識を高めるということが狙いですので、悪いところを探すだけじゃないということをちょっとご理解いただいております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

教育長おっしゃるように、やはりいかに安全を考えるか。これは、やっぱり一般的な危険予知ということで危険を予知して予め手を打つと。したがって、そこでけがや災害を防止すると、一番大事なことだと思うんですね。そういうところにやは

り本当に皆さんの目が行ってるのか、対策ができてるのかということがちょっと心配になりましたものですから、ここで質問させていただいておりますけれども、具体的に月1回点検をされてるということですね。それはしっかりと、例えば廊下に物がなにかとか、倒れるものがないかとか、消火栓の蓋はきちんと閉まってるかとか、いろんな項目があろうかと思えますけども、それはやはり日常、月1回じゃなくて日常やはり管理責任になってくると思いますので、日常点検項目、それから月次点検項目、あるいは3か月というふうなことの中で、やっぱり基本は日常ですね。目についたらばっばっばっばっやっっていくという、それはしっかりとそれで記録をしてどういう対応したかということは残して、中学校は中学校、小学校は小学校間でお互いに情報を共有して、ああ、そういうことをやるんだねっっちゃう、やっぱり意識レベルを上げていくっちゃうのが私は一番大事だろうと思えます。したがって、堺課長から今お話しいただきましたけども、まだまだそれは物理的に無理な部分もあって、非常にやっぱりこれはここまでひどいのかというふうに私自身も思ってますよね。保育の現場、廊下、遊戯室、保育室も含めて、非常にやっぱり老朽化されて、早く建替えをしなければいけないというのは痛切に感じておりますけども、それと日常でやっぱり安全対策、安全管理をしっかりとしていかなきゃならないと思えます。

最後になりますけど、先日厚生常任委員会で見させていただきまして、やはり特に仲原保育所の園長先生の報告書の中には、ある保育室は床板が浮いてる、それから板が割れてますと、修理はしてるけども間に合っていないんですね。したがって、一番びっくりしたのは、とげが刺さる子どもが、町長、続出してるとということが報告書に書いてありましたんで、いや、これはまずいなと思ってお尋ねしたんです。その回答がどれぐらいの頻度で起きてるんですかっっちゃうことで、はっきりとデータ持ってないけども、週に1人ぐらいとげが刺さってる。その都度、先生たち職員の方がとげを抜いて処置はしてますと。しかしながら、今年4月から9月においては、2人ほどはどうしても自分たちで手に負えなくて、やっぱり病院に連れて行きましたと、こういう事態が起きてますね。

これは、やっぱり今私が言ってるように危険予知だとか、そういうことが非常にできてないと。できてないというよりも、むしろ現実すぐ対応しなければいけないことになってるんですけども、それがどうも放置されてる。したがって、こういうけがが起きてる、これ災害の一種ですよ。こういうところから、やっぱりとげが入っただけで済まない場合が出てくると思うんですね、町長。とげが入ったところからばい菌が入って化膿してと、傷がだんだんだんだん拡大してひどい状況になるケースも想定されますので、やっぱりすぐ修理をしなければいけないこと、特に床につい

ては早急にその対策をする方向で、ぜひ前向きに考えて、これはエスカレートするとやっぱり町としての管理責任を問われるという、それは非常にまずいケースになりますので、もう分かっているところは早めに手を打っていくと。多少費用はかかると思うんですけども、これはやっぱり安全第一という観点から、私はぜひそこをやっ
ていただきたいと思っておりますが、町長、いかがですか。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

今ご指摘いただいたものにつきましては、早急に改善させていただきたいと思っております。そういった状況でございましたら、やはり工事はしっかりと、建替えるにしろ、その時点まではしっかりと管理しなければならないと思っておりますので、そういったことにつきましてはしっかりと対応させていただきたいと思いま
す。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

以上で私の質問を終わらせていただきます。

（4番 鞭馬直澄君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これをもちまして3日間にわたりました一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前11時37分）

平成29年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成29年12月13日（水）

平成29年第4回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

平成29年12月13日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 委員会の閉会中の所管事務調査

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

ミキシング 高 榎 元 議会事務局主幹 青 木 繁 信

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町 長 因 辰 美	副 町 長 吉 武 信 一
副 町 長 池 田 泰 博	教 育 長 西 村 久 朝
総 務 部 長 安河内 強 士	住 民 福 祉 部 長 安 川 喜 代 昭
都 市 政 策 部 長 因 光 臣	学 校 教 育 課 長 山 野 勝 寛
総 務 課 長 山 本 浩	経 営 政 策 課 長 今 泉 真 次

協働のまちづくり課長	杉野公彦	税務課長	中原一雄
収納課長	臼井賢太郎	社会教育課長	新宅信久
給食センター所長	神近秀敏	健康づくり課長	中小原浩臣
介護福祉課長	八尋哲男	総合窓口課長	藤川真美
子ども未来課長	堺哲弘	道路環境整備主幹	吉村健二
都市計画課長	田代久嗣	上下水道課長	松本義隆

(開議 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

皆さん、改めましておはようございます。

先の12月10日に、今年のノーベル平和賞の授賞式が行われ、核兵器禁止条約の採択に大きく貢献したICANが受賞いたしました。カナダ在住の広島で被爆したサーロー節子さんが、被爆者として初めて演説し、核廃絶を強く訴えました。演説の内容は、ICANと1か月余り練り上げられたものであるということであり、演説が終わるとスタンディングオベーションが起きたそうであり、表彰式を終えた会見で、菅官房長官は、核兵器の非人道性や厳しい安全保障環境に対する認識のもと、核兵器国と非核兵器国双方に働きかけ、核兵器のない世界に向けて一歩一歩着実に近づくアプローチが必要だと述べ、核兵器禁止条約には署名、批准を行わないと表明いたしました。目指す方向は一緒だと言われ、目的に向かってのアプローチが違うことを言われております。これには様々な意見、批判がありますが、アメリカの核の傘のもと日本の置かれている環境を思い知らされました。

行政の論理と議会の論理には違いがあります。保育所建設問題では、目指す方向は一緒でもアプローチが違うことが粕屋町でも見てとれます。今年の漢字は、北朝鮮や北部豪雨災害をイメージする「北」に決まりました。北という漢字は、お互い背を向け合っている姿に見えるとも言われております。粕屋町にも当てはまるのではないのでしょうか。執行部と議会はお互いの意思の疎通を図ることが重要だと感じます。

本日は、欠席届が出ております。議会事務局の古賀局長が体調不良のため、代わりに青木主幹が、町執行部の安松道路環境整備課長も同じく体調不良のため、代わりに吉村主幹が出席されております。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議長(山脇秀隆君)

議案第71号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 小池弘基君 登壇)

◎予算特別委員長(小池弘基君)

議案第71号専決処分の承認を求めることについて、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。なお、審議の経過につきましては議員全員によります審議でございますので、要点のみを報告いたします。

平成29年度粕屋町一般会計補正予算案を地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり提案され、議会の承認を求められたものです。

平成29年度粕屋町一般会計の予算総額に歳入歳出それぞれ1,427万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を138億5,769万1,000円とするものです。今回の補正予算は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行事務にかかわるものであります。

当予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことを報告し、終わります。

(予算特別委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第71号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり承認いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第72号監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 小池弘基君 登壇)

◎総務常任委員長（小池弘基君）

議案第72号監査委員の選任同意について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

監査委員の藤川祐輔氏が平成30年2月11日をもって任期満了となり退任されるため、山田重徳氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求められたものです。

なお、経歴等につきましては配付しております議案書に記載しておりますので、ご覧ください。

審議において、健康面や税理事務所の所在地などの質問が出されましたが、当総務常任委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成にて同意すべきと決定いたしましたことを報告いたします。

(総務常任委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第73号粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

太田建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 太田健策君 登壇)

◎建設常任委員長（太田健策君）

それでは、平成29年12月第4回定例会におきまして付託を受けました議案第73号粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本議案は、改正の理由といたしまして、福岡広域都市計画地区計画酒殿駅南地区地区計画の決定に伴い、条例適用地区として追加するものであります。酒殿駅南地

区地区整備計画区域、A地区には次に掲げる建築物は建築できると。1番、住宅。2番、共同住宅で1住居当たりの床面積の合計が50平方メートル以上のもの。3、診療所、診療所に属するもの。B地区は、1、住宅。2、住宅兼事務所、店舗その他に類するもののうち政令で定めるもの。3、共同住宅。4、学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除きます）、それから図書館とそれらに類するもの。5番、老人ホーム、保育所、福祉ホームとそれらに類するもの。6、診療所。7、病院で床面積が5,000平方メートル以内のもの。8、巡査派出所、公衆電話。9、店舗、飲食店で床面積が1,500平方メートル以内のもの。10、公益上必要な建築物で政令で定めるもの。以上であります。施行期日は公布の日からの予定であります。

建設常任委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決しましたことをご報告いたします。

以上で終わります。

(建設常任委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第73号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決いたしま

した。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第74号粕屋町老人はり、きゅう施術費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

本田厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員長 本田芳枝君 登壇）

◎厚生常任委員長（本田芳枝君）

議案第74号についてでございます。粕屋町老人はり、きゅう施術費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会での審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の改正内容の主な点は、第4条の施術区分の中で1回の補助額を1,600円から600円減額し1,000円にするものでございます。その理由としては、高齢者人口に伴い65歳以上の利用者の増加が見込まれることや、近隣市町の状況に鑑み、より多くの方に利用していただくために1回当たりの助成額の見直しを行うものということです。元気高齢者づくりの促進、老人はり、きゅう費助成事業費として毎年299万3,000円の予算が上がっておりますが、昨年の実績値は利用者数215名、平均利用回数8回、決算額は279万6,300円でございます。この改正で、1回につき1,000円の助成で平均回数8回として計算しますと、100人以上の利用者の増加が可能となります。

慎重審議の結果、反対3、賛成3の可否同数となり、委員長裁決により可決しましたことを報告いたします。

委員長としての考えを申し上げます。この対象となる施術は、健康保険適用外の場合で1回の施術費で利用者が支払う金額はおよそ3,000円だそうですが、そのうちの1,000円を補助するという基準は医療費の3割負担から来ており妥当であるということ、今後65歳以上の高齢者人口が増えることが予測される中、税収の伸びは期待できず、年齢を引き上げることなしにできるだけ多くの高齢者に利用してもらうための適切な見直し、改正であると考えます。

なお、平成27年度の行政評価にも、対象となる利用者は増えているが利用交付数は伸びておらず、継続利用者の助成がほとんどとなっている実績報告がございましたことをつけ加えます。より多くの方の利用となることを望んで、報告を終わります。

（厚生常任委員長 本田芳枝君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第74号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
10番田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第74号粕屋町老人はり、きゅう施術費の支給に関する条例の一部を改正する条例に対して反対討論を行います。

これからは更なる高齢化社会を迎えることになり、体に障がいを抱える社会的弱者が増えていきます。にもかかわらず、今年の3月の予算議会では福祉関連の予算が削減されております。介護福祉課では6事業で290万円削減されました。そのうち介護事業であります介護が必要な方のねぎらい手当が5万円から4万円に削減され、26年度はこのねぎらい手当が110件だったのが、27年は140件と増えております。このように介護が必要な家庭も増えてきているわけですが、切り捨てられました。なぜ、そのときに私は、この助成を削減するののかについても質問いたしました。そのときは、町長ないし執行部は、他町と比べて優れている高齢者や障がい者など社会的弱者に対する補助金を削減すると、他町並みに合わせると、このようなことであります。町長が示す枠組み予算、この中身で今まで福祉の町、子育てしやすい町、このように営々と築いてきた町政のあり方が予算で削減されるということについては許せるものではありません。また、このはり、きゅうを利用する高齢者は増えております。先ほどの説明にもありましたけど、はり、きゅうを利用する高齢者が27年度182人、そして28年度は215人と増えてきております。これから高齢化社会ということで長生きをする、そういう点ではこの元気な高齢者を支えるということで、この予算を300万円余の補助額、これを増額せずに据え置いたままにこの予算の枠内で助成額を削減する、このような内容になっております。

今回提案されている議案は、助成額1,600円から600円も削減して1,000円に引き下げるものであり、約40%削減されます。これは非常に高齢者、年金生活者には負担が増えていくものになります。今後年金が更に引き下げられて消費税が10%になり、更に生活費を切り詰めなければならなくなる。このような状況のもとで高齢者の健康維持のために役立っているはり、きゅうの治療費の助成を600円引き下げるということになれば、治療を差し控え、治療を断念したり受けさせなくなる事態に

なります。

昨年の3月議会では、鶴寿祝金を10万円から5万円に引き下げる議案を出されました。元気で100歳を迎える、このような高齢者の祝金を引き下げるべきでない、多数の議員の反対で本会議で否決されました。それから町長は、この福祉関連の予算があらゆる各種事業で削減するというようにしております。町長が行おうとしているこの福祉関連の予算を引き下げることについて、他町と比べるということに基づいておりますが、しかし他町よりも高い国保税や税金を引き下げることもせず、高齢者を対象にした福祉関連の予算を、負担を町民に押しつける。このようなことは反対であります。

町長はスクラップ・アンド・ビルド、このように述べてあるということも聞きました。これから福祉予算を削減する政策を行っていく、このことについては町民への負担を増やすことになり、生活を厳しくするものです。

以上を述べまして、議案第74号に対する反対討論といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

7番木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

今回の議案に関しましては、対象者の方がその料金を引き下げられるということで補助率が下がるということになりますけれども、委員長の報告にございましたとおり、今後は少子・高齢化を粕屋町、まあ少子はあるでしょうけれども、高齢化を迎えるに当たっての考えであろうというふうに考えております。医療費の医療として診断書を持って治療を受けられるはり、きゅうではなく、元気高齢者の方々のための施策ということでのこの条例でございます。それを考えまして、その補助の根拠となるものを今回指し示されまして、医療費負担の3割と同様という考え方のもと、この条例の改正を申してこられておりました。そしてまた、これを適用することによって対象者が増えるということになりますので、高齢化社会を迎えるに当たっての、もうこの対象者を減らすことなく、逆に増やすためを考えての施策であろうというふうに考えておりますので、この議案に対して私は賛成をさせていただきます。

きました。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第75号平成29年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 小池弘基君 登壇）

◎予算特別委員長（小池弘基君）

議案第75号粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。なお、審議の経過につきましては議員全員によります審議でございますので、要点のみ報告いたします。

平成29年度粕屋町一般会計補正予算案を地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提案され、議会の承認を求められたものです。

一般会計予算に歳入歳出それぞれ1億1,477万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億7,246万1,000円とするものです。

歳入の主な予算は、経営政策課の財政調整基金繰入金に5,254万9,000円、協働のまちづくり課、ふるさとづくり寄附金に2,640万円、社会教育課の遺跡発掘調査受託事業収入に106万4,000円、介護福祉課の障害者医療負担金などに1,059万3,000円、子ども未来課の認定こども園整備事業補助金に2,155万8,000円などです。

主な歳出予算は、協働のまちづくり課のふるさと納税事業やふるさとづくり基金に4,027万3,000円、学校教育課の西小学校防水補修工事に121万5,000円、小学校新入学児童学用品等の扶助費及び中学校新入学生徒学用品等扶助費に727万8,000円、社会教育課の遺跡発掘受託事業に106万4,000円、図書館管理運営事業に167万7,000円、道路環境整備課の土木管理総務費に210万円、総合窓口課の後期高齢者医療事務に919万5,000円、介護福祉課の障害者自立支援医療事業に1,300万円、子ども未来課の私立町外保育施設等運営事業に3,468万8,000円などです。

当予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを報告し、終わります。

(予算特別委員長 小池弘基君 登壇)

◎議長（山脇秀隆君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第75号の討論に入ります。

まず、原案反対の議員の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第76号平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題いたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 小池弘基君 登壇)

◎予算特別委員長（小池弘基君）

議案第76号平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。なお、審議の経過については議員全員によります審議でございますので、要点のみ報告いたします。

平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算を地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提案され、議会の承認を求められたものです。

特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,775万6,000円とするものです。

歳入の主な予算は、総合窓口課、医療給付費等負担金の950万3,000円、県財政調整交付金237万6,000円などです。

主な歳出は、一般被保険者高額医療費に3,000万円です。

当予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを報告し、終わります。

(予算特別委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

この議案につきましても、委員長の報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第76号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、意見書案第1号道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）を議題といたします。

意見書案第1号については、開会日に提出者の趣旨説明及び質疑を終了しております。よって、これより意見書案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を採決いたします。

本案は原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

可決された意見書につきましては、関係機関に送付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、可決された意見書につきましては関係機関に送付することに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がおりますので、これを認めます。

因辰美町長。

◎町長（因 辰美君）

平成29年第4回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月1日に開会されました今定例会にて提案をいたしました6件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも議決をいただき、誠にありがとうございます。会期中にいただきましたご意見等を十分に踏まえまして、職員一丸となって組織力を強化して今後も取り組んでまいりたいと思っております。

いよいよ年末を迎え、数えるばかりの日数となりました。議員の皆さまにおかれましては、寒さに向かう折から十分にご自愛いただき、来る年が輝かしい年となりますようお祈りを申し上げます。12月議会定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◎議長（山脇秀隆君）

この場をお借りしまして一言ご挨拶申し上げます。

議長就任の年、未熟ではございましたが議長の大任を任せていただき、また支えていただきました議員各位並びに町長を初めとする関係各位に、今年一年の御礼を申し上げます。ありがとうございました。

来る2018年、平成30年が粕屋町にとりまして、また皆さまにとりましても幸多い年となりますことをご祈念申し上げます。

これをもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、平成29年第4回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、平成29年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前10時9分）

会議録調製者 古 賀 博 文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 山 脇 秀 隆

署名議員 田 川 正 治

署名議員 小 池 弘 基